

2026

9

No.730

The Finance

ファイナンス

特集

国際市場での販路拡大へ

日本産酒類輸出促進コンソーシアムを活用した
事業者の海外進出事例

グラフィックデザイナー 佐藤 卓

巻頭言

デザインは、間を繋ぐこと。



財務省 Ministry of Finance, JAPAN

2026

Sep.

Photos



「日本－中南米・カリブ（LAC）地域ビジネスフォーラム2026」署名式でのゴールドファイン米州開発銀行総裁と片山大臣（8月24日）



アジア・イニシアティブ第10回会合に出席する中谷副大臣（6月9日）

2026 Sep. CONTENTS

今月の顔・巻頭言

01 デザインは、間を繋ぐこと。

グラフィックデザイナー 佐藤 卓

特 集

02 国際市場での販路拡大へ
日本産酒類輸出促進コンソーシアムを活用した
事業者の海外進出事例

SPOT

- 10 令和9年度概算要求基準の概要 横山 好古／北村 仁／渡邊 琉斗
- 12 Smart and Secure Border Control : Customs Vision 2030
税関中長期構想 2030 が描く次世代型税関 香川 里子
- 20 我が国のアジア・イニシアティブ
共同議長就任と第10回会合（於：東京）の模様について 三浦 大輔
- 25 カストディアン入門—基礎編— 服部 孝洋
- 36 AMRO 事務局長兼CEOの視点（6）
国境を越えるお金—G20の挑戦 渡部 康人
- 40 5次のトリセツ—FATF 第5次対日相互審査で示す官民のチカラ—
—第5回：IO4（DNFBPsの監督・予防措置）— 土屋 淳史／三代 健太

ライブラリー

49 藤木 秀明 著
指定金融機関の未来

渡部 晶

連 載

- | | |
|--|---|
| <p>50 コラム 経済トレンド147
獣害から資源へ—ジビエが拓く地域循環
日比野 聡太／大関 雄太郎</p> <p>52 路線価でひもとく街の歴史
第79回 群馬県桐生市
産業革命が進めた地銀再編 鈴木 文彦</p> <p>56 海外ウォッチャー
財務アタッシェから見たイギリス 林 良樹</p> <p>66 令和8年度職員トップセミナー
生命を捉えなおす
～動的平衡の視点から～ 福岡 伸一</p> | <p>74 PRI Open Campus
～財務総研の研究・交流活動紹介～ 59
「日本の所得分配・再分配に関する研究会」
報告書について 伊藤 秀則／松隈 拓人</p> <p>86 各地の話題
公民連携による課題解決の取り組み 森合 朋美</p> <p>令和6年能登半島地震からの
復旧・復興について 城光寺 えりか</p> <p>生成AIを活用した自治体DXの深化
那覇市の取組 金城 海斗</p> <p>93 編集後記</p> |
|--|---|



今月の表紙

《千葉県》亀岩の洞窟・ハート形の光芒

52



86



当該ページは冊子にてご覧いただけます。



デザインは、間を繋ぐこと。

グラフィックデザイナー
佐藤 卓

デザインの仕事を長く続けてきて、つくづく思っています。それは、デザインとは「間を適切に繋ぐこと」であるということ。この歳になって迷わず言えるようになりました。新しい“繋ぎ方”を見つける仕事と言っても過言ではありません。新しいものを生み出していると誤解されがちですが、生み出すことと繋ぐことは異なります。よく「いつも新しいものを生み出すのは大変じゃないですか？」と質問を受けますが、自分は何も新しいものなど生み出してはいません。すでに存在する価値と人をデザインによって繋いでいるだけなのです。

例えば牛乳のパッケージデザインは、中身の牛乳と人を間で繋いでいます。紙のパックに入った牛乳は、外から中身が見えないので、パッケージの表面で中身を的確に伝えないといけないわけです。そして他社の牛乳との違いや特徴、そしてそもそも口に入れるものなので牛乳として美味しそうな印象にしなければいけません。清潔感や安心感、メーカーらしさも必要です。もちろん限られたコストの中にも収めなければいけない。このように牛乳のパッケージとしてあらゆる方向から検証を重ね、中身の牛乳と生活者を繋ぐのが牛乳パッケージデザインの仕事なのです。

また、例えば皆さんが座っている椅子についてはどうでしょう。よく椅子のデザインといえば、見た目の形や素材や機能、そして新しい考え方が語られ、デザインが主役のように伝えられますが、椅子は座るコトと人を間で繋いでいるモノなのです。間にあって座り心地を提供しているので椅子が主役ではありません。デザインされたすべてのモノの向こう側には必ずコトがあるのです。ここでもデザインが間にあることに気づけることでしょう。

デザインはカッコいいもの、シンプルなもの、現代的なもの、お洒落なものだけに施されていると多くの方がいまだに誤解しています。そしてこ

こでデザインを大きく誤解に導いてしまうもっとも厄介な言葉をご紹介します。それは「付加価値」という言葉です。この言葉がなぜ悪性のウイルスのように世間に蔓延してしまいました。私は、価値は付け足すことではなくすでにあるもの、あるいは関係の中から“見出すこと”であると確信しています。成功した仕事は、一見付け加えているように見えるものでも、実はそもそも人との関係性の中でそのポテンシャルが見出されたものであることがほとんどなのです。付加価値などという思考で、すでにある物事に外部から安易なアイデアを付け加えるから余計なものが生み出され、資源を使い大量の廃棄物も出る。つまり物事をよく見もしないで外から付け足す。それが付加価値という言葉で助長されてしまう。そしてそこにデザインが求められてしまうのです。すると、デザインは表層を覆うカッコいい飾りのようなものというイメージになってしまいます。人の営みにデザインと関わりのない物事は何ひとつありません。目立つものだけにデザインが施されているわけではなく、ほとんどのデザインが無意識の中に存在しているのです。

現代のような資本主義社会では経済効率が最優先され、即数字に出ることが求められます。ゆえに表層的な飾りを付け加えて、一見新しく見えるものを大量につくって売る。そこにデザインが便利な道具として使われる。これが実は残念ながら世間のデザインに対する印象なのではないでしょうか。つまりデザインの本質がいまだに誤解され続けています。

日常はあらゆるデザインが複合的に絡み合い、当たり前前の生活が成り立っています。これを読んでいらっしゃるあなたも必ず何かと何かを繋いでいることでしょう。それが実は大切なデザインであり、繋いでいるあなたもある意味デザイナーであると自覚することで、それが少しでも励みになれば幸いです。

国際市場での販路拡大へ 日本産酒類輸出促進コンソーシアムを 活用した事業者の海外進出事例

日本産酒類の国内市場は少子高齢化や人口減少、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化、嗜好の多様化等により、全体として縮小傾向にある。一方で日本産酒類の輸出は、清酒（日本酒）やウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まり等を背景に、年々増加傾向にある。しかし、独自の販路開拓や商習慣の違いなど、輸出へのハードルは決して低くはない。本特集では、国税庁の事業として設立された「日本産酒類輸出促進コンソーシアム（SAKE-CONSO）」の無料支援メニューを活用し、国際市場での販路拡大を実現した酒類製造者・卸売事業者の事例を紹介する。

取材・文 向山勇

問合せ先

令和8年度
日本産酒類輸出促進コンソーシアム 事務局

TEL:03-6633-3680

E-MAIL:sakeconso@pasona.co.jp

HP:<https://sake-consortium.nta.go.jp/>

営業時間:09:30~17:30/休業:土日祝日・年末年始



日本産酒類輸出促進コンソーシアムの目的とは 海外における日本産酒類の認知度向上、国際市場における 販路開拓・拡大を支援

「日本産酒類輸出促進コンソーシアム（SAKE-CONSO）」は、政府の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、国税庁の事業として令和2年度に設立された。

SAKE-CONSOでは、日本産酒類の輸出拡大のため、主に酒類業者を対象とした各種の支援メニューをすべて無料で提供しており、酒類の輸出を検討している事業者に応じた支援を行っている。SAKE-CONSOで提供している支援メニューは次の4つに分かれる。

1 情報提供

海外の市場動向や輸出の際のポイント等について、各分野に特化した国内外の専門家等によるオンラインセミナーの定期開催や、日本産酒類の輸出動向や各国・地域の日本産酒類市場などを伝えるメールマガジンの定期配信を行っている。オンラインセミナーはこれまでに78回実施しており、定期メールマガジンは50本以上配信されている。セミナー動画やメールマガジンのアーカイブは、SAKE-CONSOのサイトで閲覧可能となっている。

2 専門家相談

酒類の輸出に知見のある専門家（26か国・地域に対応）による、回数無制限の無料オンライン個別相談を提供している。

3 国内事業者間マッチング

酒類製造者と海外に販路を持つ輸出商社・卸売事業者とのマッチング（商談）支援をおこなっている。専門家の同席によるサポートも可能。これまでに2,200者以上の事業者が参加し、900件以上の商談に繋がったほか、輸出商社・卸売事業者を通じて100件以上の輸出に繋がっている（会員事業者へのアンケート結果による）。

4 海外バイヤーとの商談支援

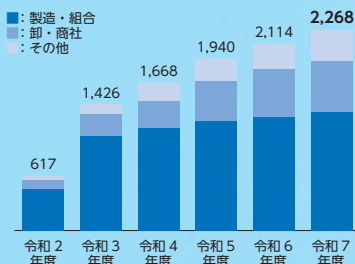
多くの海外バイヤーが集まる展示会に国税庁がジャパンパビリオンを設置し、出展を希望する酒類事業者にブースを提供している。令和5～7年度合計でのべ1,100者以上の事業者が出展している。

SAKE-CONSOの登録事業者数は年々増加しており、令和8年3月末時点で2,268事業者に達するなど、多くの事業者を活用されている。

数字で見るSAKE-CONSO
(令和8年3月末時点)

登録者数

2,200者超



- ・1,300超の酒類製造者・酒造組合、500超の卸売事業者が登録
- ・登録事業者数は毎年度増加中

セミナー開催回数

78回

- ・海外現地の市場動向などをテーマに計78回開催（令和2～7年度）
- ・同期間に、のべ5,900者超が参加

個別相談の対応数・地域数

26カ国・地域

- ・国内外の酒類専門家が26カ国・地域に関する相談に対応（令和8年度）

国内事業者間のマッチング（商談）参加者数

2,200者超

- ・SAKE-CONSOを通じて、のべ2,200者超の酒類事業者等がマッチングに参加（令和2～7年度）

海外展示会・商談会の参加事業者数

1,100者超

- ・SAKE-CONSOでの募集を通じて、のべ1,100者超が海外展示会等に参加（令和5～7年度）



設立……………1723年
所在地……………千葉県夷隅郡御宿町久保1916
従業員……………12名
URL……………<https://www.iwanoi.com/>
事業種別……………酒類製造者

企業プロフィール

岩瀬酒造株式会社

製品のブランディングで顧客を取り込む

コロナ禍と若者の酒離れを契機に挑戦

千葉県に蔵を構える岩瀬酒造株式会社は、享保8年の創業以来、300年にわたり酒造りの伝統を受け継いできた老舗だ。長らく国内販売のみを行ってきた同社が海外市場を目指すことになったのは、若者の酒離れやコロナ禍による売上減少がきっかけだった。しかし、すでに多くの酒蔵が海外進出を進める中、後発である同社にとって自社ブランドの認知度向上は大きな課題だった。どの国に、どのようなアプローチを取るべきか——。その道筋を探るためJETROに相談したことから「SAKE-CONSO」への登録に至る。

市場理解と商談会を通じてブラッシュアップ

海外展開の第一歩として、同社が着手したのは各国の市場を理解することだった。セミナーを受講して最新トレンドを学ぶ中で、日本酒が広く浸透している地域がある一方で、まだ知名度が高くない国にこそ大きな成長が期待できると実感したという。

並行して、国内事業者間マッチング商談会に何度も参加することで、相手の視点到慣れ、資料の内容や伝え方を大きくブラッシュアップしていった。

「全てが成果に結びつくわけではありませんが、商談後のサンプル送付や丁寧なフォローを続けた結果、受注に至ったケースもあります」という。

さらに、スペイン市場に関するセミナーで現地のリアルな情報を得たことが後押しとなり、海外商談会へ思い切って参加し、現地バイヤーから高い評価を獲得することに成功した。

輸出開始から約3年の時点で、同社の商品はフランス、ベルギー、イギリス、ドイツ、米国、台湾など計11か国・地域へ届けられるようになった。中でも継続的な注文が寄せられているのがフランスをはじめとする欧州圏だ。その成功の鍵は、主力銘柄「岩の井」が持つ個性にある。硬度240度の地下水による「超硬水仕込み」で造られる日本酒は、ワインでいうフルボディに相当する深い味わいが特徴だ。

「当社の酒は欧州圏との相性が良く、料理とのペアリングを提案できる点を強みとして活かしています」

食とのペアリング文化が根付く欧州のレストランでこの味わいが高く評価され、ブランド認知が着実に広がっている。

次なる成長市場への挑戦

同社は、中南米など日本酒の認知がまだ十分に浸透していない新興市場にも関心を寄せている。

「まだ浸透していない地域だからこそ、当社の商品が受け入れられる余地もあるはずです」

これから輸出に取り組む事業者へ向けて、担当者はこうアドバイスを送る。

「自身で海外現地に赴いて得られる情報には限りがあるので、まずはSAKE-CONSOに登録し、セミナーを視聴されることをお勧めします。支援メニューを活用し、自ら積極的に発信することで、輸出への道を切り拓くことができるのではないのでしょうか」

※この事例は令和7年度の取材内容をもとに作成しています。

株式会社モトックス

情報収集の徹底と戦略的活用で成功

ワインの陰で減少した地酒への「原点回帰」

大阪府東大阪市に拠点を置く株式会社モトックスは、創業初期から地酒の卸売業に携わってきた。しかし、1990年代以降にワインを中心に売上を伸ばした一方で、ピーク時には約10億円あった地酒の売上は2億円まで減少していた。

「原点に立ち返り、いま一度日本酒にも力を入れたい。その方針のもと、自社ブランド『Craft Sake』の販路を海外へ拡大するため、令和元年に輸出部門を立ち上げました」と語るのは、同部門を牽引する谷口氏だ。

しかし、同社にとって輸出は未経験の領域であり、全く知識の無かった谷口氏が1名でのスタートだった。何から始めて良いのかわからず、課題すら見つけられない状態でJETROに相談したことがきっかけで、「SAKE-CONSO」に登録することになった。

ミスマッチの苦悩と、徹底した情報収集

谷口氏はまず、SAKE-CONSOを活用して貿易実務の基礎を学び、商談会に積極的に参加した。しかし、そこで厳しい現実直面する。

「最初は売上を伸ばすことを重視していましたが、商談相手が求める大ロットのニーズに対応できないなど、ミスマッチが多く発生しました。思うように輸出を増やすことができず、苦勞しました」

そこで谷口氏はSAKE-CONSOやJETROの専門家に相談し、マーケットに関するセミナーを受講して情報収集を徹底した。そして、商談先国のニーズを踏まえた商品開発へと戦略を転換した。今まで取引のなかった酒蔵へ電話で営業をかけたり、ラベルのイメージを変えてローマ字表記を追加するほか、通常流通商品の扱いも開始したりすることで、継続的な売上へと繋げていった。ターゲット市場の徹底的な研究は、実際のビジネス現場

で大きな成果を生む。タイ市場を開拓する際には、商品の価格帯や嗜好について事前に情報収集しつつ、現地のディストリビューターの動向を独自に研究した。

「その後、バンコクやチェンマイでの展示会に出展したところ、ディストリビューター2社、料飲店12社もの現地事業者と取引を開始することができました」

確かな手応えを掴んだ同社は、令和4年に輸出担当者を増員。日本語が堪能な英語ネイティブのイギリス人を採用したことで、ホームページやSNSの英語対応、海外からの問い合わせフォームの刷新を行うなど、世界へ向けたビジネス拡大の基盤を確固たるものになっている。

輸出先は3か国から17か国へ拡大

輸出開始当初は3か国だった実績も、令和6年には17か国にまで拡大した。現在注目している市場はブラジル、ベトナム、カンボジア、UAEであり、成果が出始めている韓国市場もさらに強化していく方針だ。今後はインポーターの先にいるディストリビューターとのダイレクトな関係を深め、さらなる販路拡大を見込んでいる。また、税関手続きが簡素化されるAEO認定の取得も目指しているという。

「人員も多く割けず、知識もない状況から輸出を実現するためには、信頼出来る組織に相談し、効率よく情報収集をすることが近道です。まずはSAKE-CONSOに登録することを強くお勧めします」

※取材後の令和8年4月24日にAEO特定輸出者認定を取得。

※この事例は令和7年度の取材内容をもとに作成しています。

設立.....1954年
所在地.....大阪府東大阪市小阪本町1丁目6番20号
従業員.....219名
URL.....<https://www.mottox.co.jp/>
事業種別.....卸売事業者

企業プロフィール





ベトナムでの商談会の様子

設立……………1855年
所在地……………愛知県名古屋市東区東外堀町60
従業員……………164名
URL……………<https://www.akita-ya.com/>
事業種別……………卸売事業者

企業プロフィール

株式会社秋田屋

卸の強みを活かす緻密なマッチング戦略

国内消費の減少を見据えた海外への挑戦

愛知県名古屋市に拠点を置く卸売事業者の株式会社秋田屋。同社が海外販路の拡大を見据えて動き出したのは2016年頃のことだった。国内消費の減少という課題に直面する中、まずは世界的な卸売プラットフォーム「Alibaba（アリババ）」に出店し、海外バイヤーとの接点を模索し始めた。

「当時は、海外の展示会参加者リストなどからお酒を扱っている企業をリストアップし、ダイレクトメールを送って反応をみるという地道な方法で、1件1件連絡を取っていました」

しかし2020年頃、国内で主力として取引していた蔵元の多くが海外においてすでに独占契約を結んでおり、新たな展開が難しいという壁に直面する。そこで新たな接点を求め、「SAKE-CONSO」への登録を決意した。

既存・新規を問わない緻密なマッチングアプローチ

SAKE-CONSO登録後、同社は海外展開の専門チームを組織し、大学の留学生の採用などにより多言語対応の体制を整えた。商談を重ねる中で、卸売業者ならではのアプローチも見えてきた。

「マッチングで商談させていただく蔵元さんのうち、約3分の1はすでに国内で取引のあるお客様です。ただ、お互いに国内担当と海外担当が分かれているため、弊社が輸出をしていることが伝わりづらいケースがありました」

そこで同社は、既存の取引先であっても改めてマッチングを希望し、蔵元がまだ進出していない国をヒア

リング。自社が持つ海外の商流へ提案することで、スムーズに輸出へ繋げることに成功している。

輸出が実現するまでの期間は、早くても3か月、長いものでは2年ほどかかることもある。同社はこれまで英国、フランス、台湾とのオンライン商談会に参加してきたが、通訳を挟む商談では時間が限られるという課題も感じていた。

「オンライン商談会はメリットがありますが、理想としては、オンラインで反応が良かったお客様に対し、実際に渡航してオフラインでの商談を実施するのが効果的だと思います」

事実、台湾との商談では、オンライン時に先方の来日タイミングを伺い、後日直接アポイントを取って対面で商談したことが大きな成果に結びついた。また、ベトナムへの渡航にあたってはSAKE-CONSOの専門家相談を活用し、現地のアルコール事情のアドバイスを事前に得たうえで商談に臨んでいる。

欧州やアジア新興国への商流拡大へ

着実にノウハウを蓄積してきた秋田屋が次に見据えるのは、よりスケールの大きな市場だ。

「最終的には、市場が大きく洋食とも親和性がある日本酒を中心に、ヨーロッパで商流を拡大していくことが目標です。ある程度日本酒が浸透しているフランスあたりを足がかりにしたいと考えています」

さらに、同社がまだ販路を持たないベトナムやインドといった、今後伸びていくであろうアジアの新興国での新規開拓にも意欲を燃やしている。

※この事例は令和6年度の取材内容をもとに作成しています。

天吹酒造合資会社

専任不在を補う現地目線とファン作り

情熱から始まった挑戦

国内市場の縮小が予想される中、「日本酒の魅力の世界中の人々に届けたい」という強い願いを胸に、佐賀県の天吹酒造合資会社は海外輸出への一歩を踏み出した。しかし、単独での展示会出展や新規販路の開拓は、想像以上に高いハードルであったという。

「そんな時、SAKE-CONSOを知り、『ぜひお力を借りしたい』との思いで参加を決意しました」

専任スタッフ不在を補う、徹底した「現地目線」

同社の規模では、現地に専任スタッフを常駐させて営業活動を行うことは難しい。そこで彼らが重視したのは、自ら足を運ぶ「フィールド調査」など、徹底した現地目線の戦略だった。

「現地の酒販店や飲食店を訪問し、商品の陳列状況や他社製品との比較を観察することで市場の実態を把握しています。また、販売代理店や現地スタッフから顧客の声についてヒアリングを行い、商品選定に活かしています」

さらに、ホームページの英語対応を行い、海外から気軽に連絡できる問い合わせフォームを整備。インバウンドを意識した酒蔵見学も定期的に開催し、SNSを活用してパーソナルな繋がりを作ることで、一般の消費者をもパートナーに変えていく地道なファン獲得に努めている。

開拓市場での成功と、「焦らず築く」独自哲学

令和6年11月にはトルコでの商談会に初参加し、関税の影響で大量輸出が難しいなどの課題がありながらも良いスタートを切ることができた。また、同年8月の台湾・高雄での展示会では、未開拓だった地域で

の新たな卸先を見つけることに成功している。商談後の連絡が途絶えることは珍しくないというが、担当者は独自の考えを持っている。

「不思議なことに、忘れた頃に突然連絡が来るとも少なくありません。急いで成約を目指そうとするとかえって上手くいかないことが多く、焦らず、長期的な視点で信頼関係を築くことが成功への鍵だと考えています」

また、日本の商品をそのまま持ち込むのではなく、「各国のニーズに寄り添ったラベルデザインの工夫など、現地のパートナーが扱いやすい商品を提供することが重要です」という。

同社は約20か国へ輸出を行っているが、今後は国ごとの売上のばらつきをなくし、均等に一定量を確保していく方針だ。

「現段階での目標としては、売上における国内と海外の割合を50：50にすることを目指しています」

海外では日本酒ブームと言われることもあるが、現地に足を運ぶと実際に飲んでいる人はまだ少ないというのが率直な印象だという。

「この状況を打開するためには、自社商品を販売することにとどまらず、日本酒業界全体が一丸となって、日本酒を飲む人口そのものを増やす取り組みが必要だと感じています」

※この事例は令和6年度の取材内容をもとに作成しています。

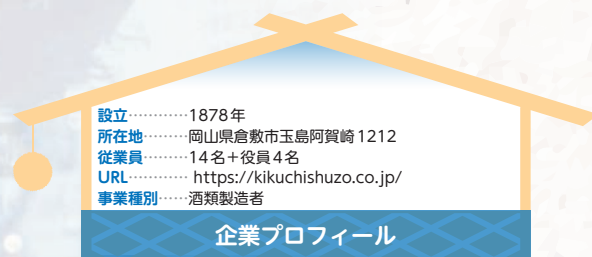
酒蔵見学受入時の様子

設立.....1688年～1704年
所在地.....佐賀県三養基郡みやき町東尾2894
従業員.....18名
URL.....<https://www.amabuki.co.jp/>
事業種別.....酒類製造者

企業プロフィール



韓国での商談会における自社PRの様子



菊池酒造株式会社

事前アポと対面商談で掴んだ大口受注

オーストラリアから始まった輸出への挑戦

菊池酒造の海外輸出の取り組みは2013年度にオーストラリアのメルボルンで開催されたイベントへの出展が始まりだった。この経験を活かし岡山県の酒蔵5蔵や備前焼作家、農家らで集まって協同組合を設立。中小企業庁の補助金を活用してオーストラリア、イギリス、シンガポールでイベントを開催したほか、国税庁の補助金を活用し岡山県酒造組合でフランスの「サロン・デュ・サケ」に出展するなど、実績を重ねてきた。

「こうした経験を経て海外輸出の方法を知り、渡航慣れることによって輸出が増えていきました」という。

「SAKE-CONSO」に登録が転機に

転機となったのは2020年頃、税務署からの紹介で「SAKE-CONSO」に登録したことだ。同サービスを通じて国内事業者間マッチングを活用し、新規出荷国への商流を持つ事業者との連携を深めていった。中でも、フランス市場に強みを持つ卸問屋との出会いは大きかった。

「弊社のフランス渡航の前に、この卸問屋様を通じて現地のお客様とのアポイントをとっていただき、現地で商談をすることもできました」

単に商談会に参加するだけでなく、渡航前にあらかじめ現地での商談を組み込むという戦略的なアプローチで新たな販路開拓の可能性を広げた。

その戦略が大きく結実したのが、2024年1月に韓国・ソウルで開催された商談会だ。従来の展示会で

は、様々な人とは交流できるがインポーターに出会えるかはわからず、具体的な商談に進展しないことが多いとの課題を抱えていた。しかし、購入意欲の高いバイヤーがあらかじめ集められたこの商談会では状況が違った。

「韓国・ソウルの商談会では、コンテナ1本分の受注をいただき、弊社としてはとても大きなお取引に繋がりました」

現地へ赴き、対面で商談を重ねることが、新規市場開拓の壁を打破する原動力となったという。

品質へのこだわりと、海を越えた顧客との絆作り

同社は「最低でも、今後3～5年以内に5千万円くらいを目標として海外での出荷量を増やしていく」という明確な目標を掲げている。目標達成に向けた課題の一つが、品質管理の徹底だ。

「近年では、日本側のコンテナから現地倉庫まで、すべて冷蔵で商品を管理されている業者も増えてきている印象です。酒蔵出荷時の品質が以前にも増して重視されていると感じます」

さらに、現地を訪問したからこそその気づきもあった。

「これまで反応が薄いと感じていた英語のニュースレターやSNSが、実は現地の得意先に好意的に読まれていたことが分かりました。海外のお客様も意識したSNSでの情報発信を心掛けていきたいです」

※この事例は令和6年度の取材内容をもとに作成しています。

ヤマエグローバル株式会社

独占契約の壁を越えるロジスティクス

立ち上がった「独占契約」の壁

福岡県に拠点を置く卸売事業者、ヤマエ久野(株)(現 ヤマエグローバル(株))。同社が海外事業部を立ち上げたのは2016年のことだった。卸売という立場上、国内の酒類メーカーとは太いパイプを築いていたが、設立当初は海外の顧客が全くいない「ゼロからのスタート」だった。

「JETROなどを通じて海外のお客様を増やす努力をしていましたが、酒業界特有の『独占契約』という壁に直面しました。現地のバイヤーから新しい商品がほしいと要望を受けても、契約の都合上ご案内できないケースが多く、どうすればよいかと頭を抱えていたのです」という。

SAKE-CONSOとの出会いと緻密なロジスティクス

転機が訪れたのは2020年頃。「SAKE-CONSO」の存在を知り、登録したことが現状打破のきっかけとなった。海外販路を開拓するうえで、同社は「バッティングの回避」と「物流コストの最適化」という戦略を重視している。

「ある商品をアジアの様々なインポーターに案内すれば、必ず末端でバッティングが起き、価格競争を招いてしまいます。一方で、一社に独占させると現地の企業の力量次第で売上が大きく左右されます。だからこそ、メーカー様とは事前にどういった方向性で販売するかを綿密に打ち合わせることが不可欠なのです」

さらに、昨今の不安定な国際情勢による輸送コストの高騰にも現実的な解決策を講じている。

「すべてをリーファーコンテナ(温度を一定に保つコンテナ)で輸出するとコスト面で厳しくなります。ドライコンテナでも可能な商品、そうでない商品を

メーカー様に線引きしていただくことで、現地へより幅広い提案が可能になります」

そんな中で同社は2024年5月に欧州市場の開拓を目指し、イギリスで開催された酒類展示会「London Wine Fair 2024」に参加した。日本酒だけでなく、宮崎県産の梅酒や福岡県産のリキュール(40度)など、ユニークな商材を揃えて臨んだ。現地では、既存のインポーターの全面協力を得て、3人体制でブースに立った。

「インポーターが同席してくれたことで、『在庫があれば明日から納品できる』といった具体的でスピーディな商談が実現しました。輸出側の物量を増やすという点では大成功でした」

確かな手応えを得る一方で、日本酒ならではの壁も肌で感じたという。

「イギリスのお客様に日本酒の味を言葉で伝えるのは想像以上に困難でした。10種類の日本酒を並べても、最終的には甘口か辛口かの二択での購買になってしまう。時間をかけてレクチャー資料を作り、知識を深めていただく地道な活動が必要だと痛感しました」

日本産酒類の海外展開を支援

インバウンド需要の増加に伴い、日本産酒類の認知度は世界的に高まりつつある。

「海外の方は直接貿易を好むため、日本のメーカー様に直接アプローチが来ることも増えるでしょう。しかし、実務に不慣れで戸惑うケースも多いはず。私たちはこれまでの輸出経験から、実務上の疑問点や現地企業の与信調査にも対応できます。お声がけいただければ、必ずお力になれます」

※この事例は令和6年度の取材内容をもとに作成しています。

設立.....1950年
所在地.....福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号
従業員.....13名
URL.....<https://www.yamaehisano.co.jp/>
事業種別.....卸売事業者

企業プロフィール

London Wine Fair2024 (ブースの様子)



令和9年度概算要求基準の概要

主計局総務課主計官
企画係長
企画係

横山 好古
北村 仁
渡邊 琉斗

1. はじめに

政府としては、「責任ある積極財政」の考え方の下、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」を一体的に実現していくこととしており、令和9年度予算においては、政府の予算の作り方を根本から改めることとしている。

まず、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、危機管理投資・成長投資をはじめ、真に効果的な施策を重点的に措置する。この投資枠については、要求上限を設けず、所要額を適切に要求できる仕組みとしている。また、予算編成過程において、「経済・物価動向等の的確な反映」を実現する。さらに、補正予算依存から脱却し、恒常的な施策は当初予算に計上するため、『「強く豊かな日本」投資枠』や、必要に応じた事項のみの要求も活用しながら、適切に要求・要望することを可能としている。このように、令和9年度予算の概算要求基準*1は、必要な予算要求を十分に行える仕組みとなっている。

その上で、今後の予算編成課程においては、補助金・基金の見直しをはじめ、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化させていく。

今回の概算要求基準は、こうした方針を明確化しているものであり、この新しい仕組みの下で、予算編成を実施していくこととしている。

2. 令和9年度概算要求基準の概要

令和9年度予算の概算要求基準では、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率

の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実現できるように、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、真に効果的な施策を重点的に措置できるようにしている。

また、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現することとしている。

加えて、補正予算依存から脱却し、恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望することとしている。

さらに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査することとしている。

その上で、『「強く豊かな日本」投資枠』については、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進することとし、また、補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求できる仕組みとしている。

このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理することとし、予算編成過程において検討することとしている。

また、「年金・医療等」に係る経費について、要求段階において前年度予算額にいわゆる自然増「3,900億円」を加えた額の範囲内で要求した上で、予算編成過程において、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加

*1) 令和8年7月30日閣議了解



分を加算することとしている。

次に、「防衛力整備計画対象経費」については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求することとしている。

さらに、「裁量的経費」については、前年度の「裁量的経費」の20%まで要望できるようにしている。

また、「義務的経費」のうち人件費については、人事院勧告を受けて予算編成過程で対応するとともに、その他の義務的経費については、経済・物価動向等を踏まえ、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求する取り扱いとしている。

加えて、「地方交付税交付金等」については、「骨太

の方針2026」との整合性に留意しつつ要求することとしている。

補正予算依存の財政運営から脱却するため、当初予算で措置を要する恒常的な施策などの重要政策については、『「強く豊かな日本」投資枠』を活用するほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討することとしている。

また、真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討することとしている。

(参考) 令和9年度予算の概算要求基準の概要

令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

- ◇ 危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。真に効果的な施策を重点的に措置。
- ◇ 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。
- ◇ 補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上するため、適切に要求・要望。
- ◇ 歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。

*金額はR8一般会計当初予算(122.3兆円)

「強く豊かな日本」投資枠 *GX・AI・半導体：「GX 2040ビジョン」「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計においても要求。	—	国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進 補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求 このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理することとし、予算編成過程において検討 *予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする *通常歳出(裁量的経費等)との関係について、予算編成過程において精査
年金・医療等 *こども・子育て：特別会計への計上分も含め、「こども未来戦略」に基づいて要求。	37.0	自然増(+0.39兆円) *予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算
防衛力整備計画対象経費	8.8	「防衛力整備計画」を踏まえて要求 「三文書」の改定に伴う対応について、予算編成過程において検討
裁量的経費	14.5	+20%要望可 *このほか、『「強く豊かな日本」投資枠』の活用、事項のみの要求も可
義務的経費	9.9	人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応 その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求 特殊要因を加減算(例：経済構造実態調査)
地方交付税交付金等	20.9	「骨太の方針」との整合性に留意しつつ要求
国債費	31.3	

予算編成過程における検討事項

- * 補正予算依存の財政運営から脱却するため当初予算での措置を要する恒常的な施策などの重要政策については、『「強く豊かな日本」投資枠』を活用するほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- * 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。

Smart and Secure Border Control : Customs Vision 2030

税関中長期構想 2030 が描く次世代型税関

関税局関税課 税関調査室長 香川 里子



Smart and Secure
Border Control
Customs Vision 2030

1. はじめに

税関を取り巻く環境は、近年急激に変化している。関税や輸出入規制等の国境措置を通じた保護主義的な動き、経済安全保障リスクの増大、中東地域の不安定化やウクライナ・ロシア情勢の長期化を背景とする地政学的な変化など、国際情勢が不安定化しており、加えて、越境Eコマース（電子商取引）の拡大に伴う輸入貨物の急増や訪日外国人旅行者の増加など、国際的な物流や人流が大きく変化している。また、不正薬物の密輸に関わる国際犯罪組織の多国籍化・巧妙化、金の密輸の深刻化、さらには経済安全保障に係る不正輸出やマネー・ローンダリング（資金洗浄：マネロン）への対応など、国の安全・安心を守る国境の法執行機関として税関が向き合う課題は質・量ともに増している。

関税局・税関は、「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の徴収」「貿易円滑化の推進」という三つの使命を掲げ、国民生活と経済発展を支えてきた。しかし、急激に変化するモノ・ヒトの動きに対して、限られた物的・人的資源の下で、迅速な通関と厳格な水際取締りを両立することは限界に近づきつつある。変化の中で、いかに使命を果たし、国民の信頼に応え続けていくか、税関行政は、大きな転換期を迎えつつある。

大きな転換期を迎えているのは日本税関に限った話ではない。外国税関も同様に、急激な環境変化に晒さ

れており、国際的にも様々な場で議論がなされている。

たとえば、2025年5月にカナダ・バンフで開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議は、少額貨物（low-value shipments）の急増が税関による取締りや関税等の徴収業務を圧迫し、不正薬物や模倣品の密輸に利用されるリスクを認識し、これらのリスクに対応するための少額貨物の輸入システムの検討を進めることで一致した^{*1}。また、WCO（世界税関機構）が2026年2月に公表したIllicit Trade Report 2024^{*2}（2024年実績データを用いた分析）は、世界税関が直面する課題として、不正薬物、知的財産侵害物品、武器部品等の密輸が複雑化・巧妙化している実態を示し、特に、越境Eコマースの拡大に伴い、小口貨物、国際郵便及び急送貨物を利用した違法取引が増加し、従来の取締手法では対応が難しくなっている点を指摘している。これらの課題や変化に対応するため、WCOは、データ分析やAIを活用したリスク管理、関係機関との連携強化、国際的な情報共有を一層推進する必要性を強調している。

こうした状況を踏まえ、近年、主要国税関は制度の包括的な見直しを次々に発表している。

まず、EUでは、2026年3月、EU理事会と欧州議会が、EUの税関制度を全面的に見直すことで合意した。この改革により、EUの税関は、より近代的な手段を備え、特に越境Eコマースを中心とした貿易量の急増、国境で確認すべきEU基準の急速な増加、そして厳しさを増す地政学的状況といった動向に対応できるとしている^{*3}。さらに、米国では、2026年6月3日、トランプ大統領が、急増する少額貨物の輸入や不正薬物の密輸等への対応として、包括的な税関の改革を通

*1) Government of Canada (2025), "G7 Finance Ministers and Central Bank Governors' Communiqué"

*2) WCO (2026.2.26) "World Customs Organization releases latest Illicit Trade Report"

*3) Council of the European Union (2026), "EU customs : Council and Parliament agree on landmark reform"



じて執行を強化する大統領令に署名している*4。

そして、我が国では、2026年6月23日に、財務省関税局が「税関中長期構想2030 (Smart and Secure Border Control : Customs Vision 2030)」を関税・外国為替等審議会の関税分科会において報告し、同日公表した*5。本構想では、2030年に向けて、AI等の最先端技術を業務全般に戦略的に活用しつつ、税関の取締手法や体制についての抜本的な変革を進め、経済活性化に資する一層迅速な物流と人流、安全・安心な社会のための国境での検査強化に努めていくこととしている。本稿では、税関中長期構想2030の背景と主要施策の概要をご紹介します。

2. 税関中長期構想2030の背景

(1) 国際物流の変化

第二次世界大戦後、国際物流は、コンテナ化による海上貨物の一貫輸送がBtoB（企業間取引）貨物の国際輸送を支え、その後の国際航空輸送の発展により効率化・高速化が進み、税関手続の円滑化とともにグローバルサプライチェーンの拡大に貢献してきた。一方、2010年代以降は越境Eコマースの急成長によりBtoC（企業対個人の取引）の航空小口貨物が急増し、COVID-19を契機としたオンライン購買の急増により、この傾向は一層加速している。従来の税関の制度は、BtoB（企業間取引）貨物の大量一括輸送中心の物流を念頭においたものとなっており、個人向けの低価格・小口貨物が高頻度で大量に輸送されるという国際物流のスピードやビジネスモデルの変化に追いついていないことが課題となっている。

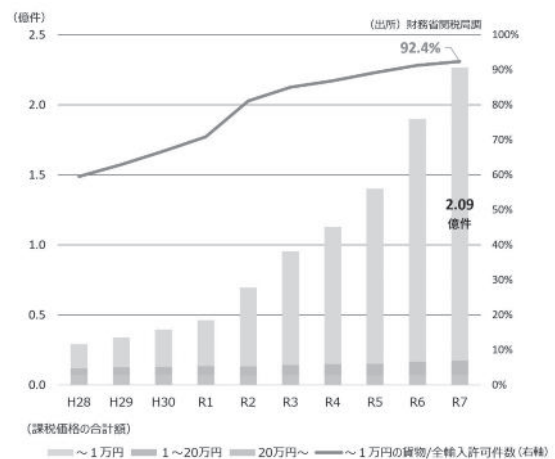
(2) 急増する少額輸入貨物

2025年の輸入許可件数は約2億2,700万件（前年比約20%増）と、6年で約5倍に急増しており、この背景には、越境Eコマースなど中国・韓国からのBtoC（企業対個人の取引）貨物等の少額輸入貨物の件数の急増がある。

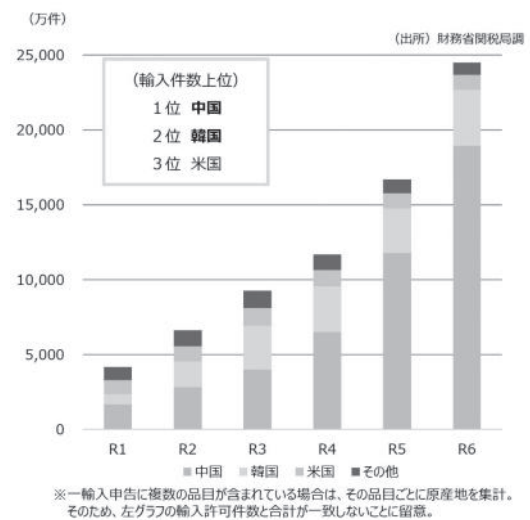
2026年1～3月における輸入許可件数のうち、通販貨物の割合は9割を超え、うち1万円以下の貨物（少

額貨物）は約98%であるため、少額貨物の問題は通販貨物、つまり越境Eコマースの問題と言える。このように、衣類、化粧品・美容品、収納・家具関連、生活雑貨、家庭用品やサプリメント・健康食品等の大量の貨物が日常的に輸入される構造となっており、越境Eコマースの拡大は、利用者の利便性向上や国際電子商取引の発展に寄与する一方で、税関の水際における取締りの難易度を高める要因ともなっている。

価格帯別の輸入許可件数の推移



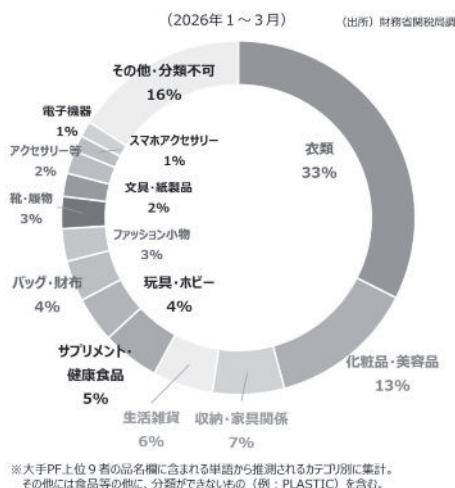
少額輸入貨物の輸入件数の国別推移



*4) White House (2026. 6.3), "Strengthening Customs Enforcement (Executive Order 14411)"

*5) 財務省関税局 (2026)「税関中長期構想2030 : Smart and Secure Border Control : Customs Vision 2030」(本文)

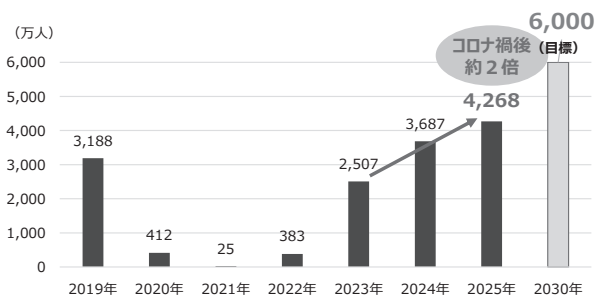
通販貨物の品目カテゴリ



(3) インバウンドの回復

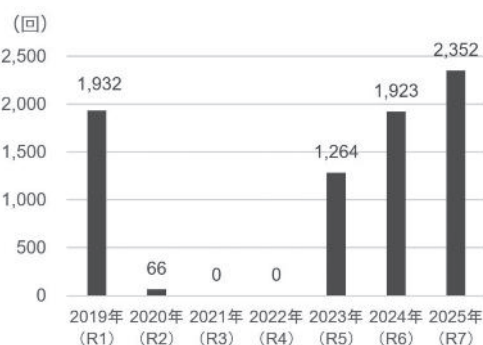
円安の影響やコロナ禍後の世界的な渡航需要の回復を背景に、訪日外国人旅行者数は急速に増加しており、2025年には推計4,268万人と過去最高を記録している*6。政府は、観光を成長戦略の柱、地域活性化の切り札として、2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人を目指す目標を掲げて「観光立国」の実現に向けて取り組んでいる。

訪日外国人旅行者の推移



資料：訪日外客統計（日本政府観光局（JNTO））から財務省関税局作成

外国船社運行の国際クルーズ船寄港回数の推移



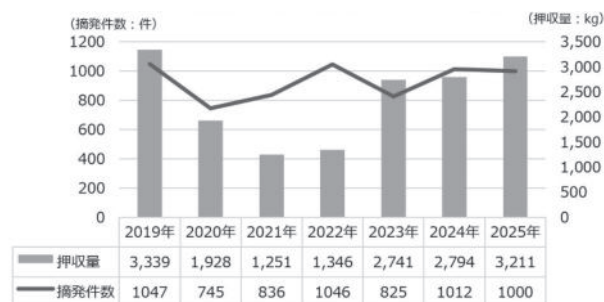
(注) 国土交通省報道発表資料に基づき作成。
2025年については速報値。

また、外国船社が運航する国際クルーズ船の寄港回数も、2025年にはコロナ禍前を上回る水準まで回復している。国際クルーズ船の更なる寄港拡大が見込まれる中、数千人規模の旅客を短時間で対応するためには、いかに迅速かつ効率的に検査を実施するかが大きな課題である。

(4) 不正薬物の摘発状況

税関は、覚醒剤、大麻、コカイン、ヘロイン、向精神薬など、多様な不正薬物に対して水際での取締りを行っている。2025年における税関による不正薬物の押収量は3,211キログラムとなり、前年から約15%増加した。こうした不正薬物は、国民の生命・身体に重大な被害を及ぼすだけでなく、犯罪組織の資金源にもなる。

税関における不正薬物の押収量等の推移



(5) 金の密輸の深刻化

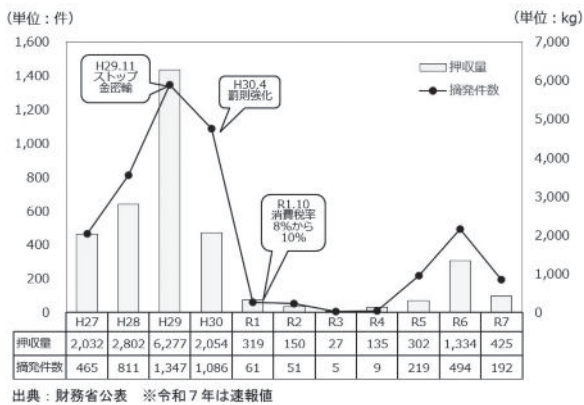
訪日外国人旅行者数の回復に加え、金価格の上昇により、2023年以降、金密輸の摘発件数・押収量は増加傾向にある。金の密輸については、密輸した金を溶解して形を変え、転売を繰り返すことで、国内の流通経路の追跡を困難にする組織的な密輸スキームが用いられている可能性があるなど、深刻な状況にある。

消費税の脱税や密輸した金の輸出による消費税の不正還付を目的とした金密輸への緊急対策として、2025年11月に開催された臨時税関長会議において、片山財務大臣から税関長に対し、水際対策の強化、制度面の対応、関係機関との連携強化を柱とした総合的な対策が指示された。金については、組織的な密輸スキームが構築され、密輸の利益が犯罪組織の資金源になっている可能性も疑われることから、金密輸への更なる対策を講じる必要がある。

*6) 日本政府観光局（2026.1）「訪日外客数（2025年12月推計値）（報道発表）」



金の密輸入に関する摘発件数と押収量の推移



(6) 経済安全保障上のリスクと自由貿易体制の先行きの不透明化

安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、中国によるレアアース関連の輸出管理措置などにより、サプライチェーンの不透明性が高まる等、経済安全保障上の脅威への対処が重要な政策課題になっている。

また、旧来自由主義陣営とされてきた国々を含めて関税や輸出入規制等の国境措置の実施といった保護主義的な動きが見られるなど、世界の通商環境は大きく変化している。こうした中、日本企業が自由貿易を促進するEPA（経済連携協定）などを積極的に活用できるよう、一層支援していく必要がある。

3. 税関中長期構想2030の概要

関税局・税関は、税関の中長期ビジョンとして、2020年6月に「スマート税関構想2020」を策定し、2022年11月には施策を拡充した「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を公表し、AI活用やDX推進などを進めてきた。

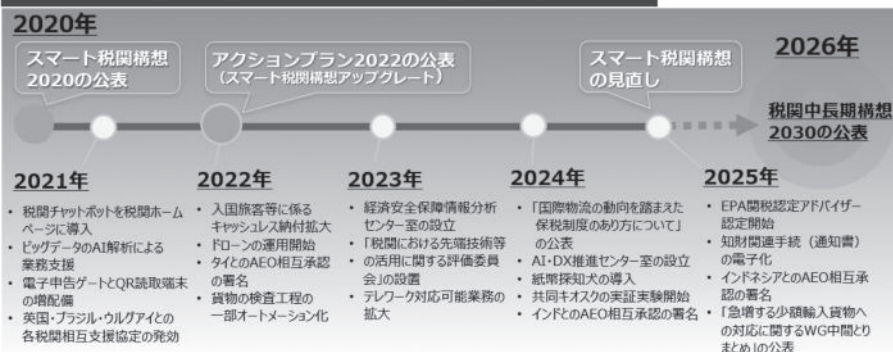
今般、環境変化や新たな課題を踏まえ、労働力人口の減少が予想される中で、変化に的確に対応し、将来にわたり、国境を越える貨物をスマートかつ厳格に適切に管理していくためには、税関を次世代型の組織に変革することが不可欠との考えの下、第二次税関中長期ビジョンとして「税関中長期構想2030（Smart and Secure Border Control : Customs Vision 2030）」を策定した。本構想では、国境管理の高度化、官民連携の強化、AI・DXの戦略的活用、人材と次世代型組織の4つの分野の変革を軸に、2030年に向けて、AI等の最先端技術を活用し、官民連携により、税関の取締手法や体制についての抜本的な変革を進めることとしている。

本稿ではそのうち、主要施策である、入国旅客の税関申告の完全電子化、航空小口貨物の徹底検査を主眼とした大規模空港内への航空検査センターの設立、AIの戦略的活用及びその前提となるデジタル基盤の整備、経済安全保障上のリスク等への対応、日本経済活性化に向けた施策を中心に、その概要を紹介したい。

スマート税関の実現に向けたこれまでの取組

- 税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョンとして、「スマート税関構想2020」を、更に、施策をアップグレードした、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を公表。
- これまでスマート税関の実現を目指し、AIによるデータ解析やAI・DX推進センター室の設立、電子申告ゲート等の配備等といった取組を通じ、税関業務の高度化・効率化、利便性の向上を進めてきた。
- 目下の環境変化や課題を踏まえ、スマート税関構想全体を見直し、「税関中長期構想2030」を策定。

「スマート税関構想2020」及び「アクションプラン2022」の施策の主な進捗



税関中長期構想2030 ～4つの変革と具体的な施策（1/2）～

Smart and Secure Border Control: Customs Vision 2030

Border Control Transformation
モノ・ヒトの国境管理の高度化・強化

【概要】

国際物流のセキュリティを管理し、テロ関連物資、不正薬物や金等の密輸を防止するためには、国境での徹底した検査が効果的です。

港や空港の貨物取卸地に税関検査のリソースを集中し、一層迅速な物流と人流と国境での検査強化を同時に実現するための体制構築を進めます。

【具体的な施策】

- 入国旅客の税関申告の完全電子化と納税手続の簡素化・迅速化
- クルーズ船旅客の予約情報（BRI：Booking Reservation Information）の拡充
- 大規模空港内に全航空小口貨物の集中検査のため「航空貨物検査センター」（仮称）を設立
- コンテナターミナル等の貨物動線への大型X線検査装置増配備とAIによるコンテナ貨物の検査
- 経済安全保障上のリスクに対するインテリジェンス能力の高度化

Partnership Transformation
国内外パートナーとの協働強化

【概要】

物流円滑化と厳格な水際取締りとの両立には、国際物流全体でのリスク管理と官民連携・国際協力が必要です。

AEO等の信頼できるパートナーとの協働を強化し、税関間協力、税関・民間連携、関係当局との連携を進めていきます。

AEO (Authorized Economic Operator)制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整った事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の簡便・簡素化等を提供する制度

【具体的な施策】

- AEO等との国際物流全体のリスク管理への協働とインセンティブ拡充
- EC事業者や通関業者との連携による、急増する輸入貨物に対する適正課税の新たな基盤整備
- 保税業者との連携強化によるシームレスな水際取締り、物流円滑化、経済活性化の実現
- EPA関税認定アドバイザー（通関士）の支援
- 国際標準策定への貢献と、戦略的な関税技術協力



税関中長期構想2030 ～4つの変革と具体的な施策（2/2）～

Smart and Secure Border Control: Customs Vision 2030

AI-Driven
Digital Transformation
AI等先端技術と蓄積情報の活用

【概要】

安全・安心な社会の実現及び適正かつ迅速な通関を確保するため、諸外国税関の情報部門との連携を強化し、入手情報の拡充、電子的蓄積やAI活用を通じた情報活用の高度化や法執行機関としてのインテリジェンス能力強化を推進します。

高性能な取締・検査機器の全国増配備やAI活用を進め、デジタル基盤を整備します。先端技術の活用について不断の研究、検討を行います。

【具体的な施策】

- 税関業務のAIによる高度な処理に向けたデジタル基盤整備とサイバーセキュリティ対策強化
- 申請等の完全電子化（添付書類含む。）や帳簿書類保存の電子化の促進
- X線CTスキャン等高性能な機器の増配備
- ドローン（航空、水中）、宇宙線ミュオン等先端技術の活用に向けた研究

Human Resource and
Organizational Transformation
人材と次世代型組織

【概要】

税関業務への先端技術の活用に伴って、人材育成・採用の強化、業務の見直し及び職場環境の改善を行い、多様な職員が専門性を向上させつつ、活躍できる次世代型の組織を目指します。

業務高度化・合理化を踏まえ、水際取締りの実現等に繋がる検査部門や情報部門等への重点的な配置、業務のリバランス、勤務拠点の集約を進め、検査の質と量を拡充します。

【具体的な施策】

- 高度専門人材の採用強化、人材育成の強化、多様性のある職場の推進
- 税関官署の非常駐化・統廃合、業務の集約
- テレワークやバーチャルオフィスの更なる活用
- 当直勤務体制の見直しや職場環境改善



（1）入国旅客の税関申告の完全電子化 税関手続の「紙」の廃止

空港の税関申告書といえば、機内で配られる黄色い紙だが、近年、紙の申告書に加えて、Visit Japan Webや電子申告端末、電子申告ゲートを活用することで、申告から本人確認、ゲート通過をより円滑に行う仕組みが整備されている。

本構想では、2030年に向けて紙の申告書を廃止して完全に電子化するとともに、関税のキャッシュレス納付手続の簡素化を進め、電子申告ゲート中心の体制

へ移行することで、ウォークスルーでの円滑な入国を実現する。もっとも、電子化の目的は、単に手続の迅速化だけではない。旅客情報等を活用したリスク分析を高度化し、X線CTスキャン検査装置、監視カメラ等の活用をAIも用いて進めることで、リスクの低い旅客はスムーズに通過させ、リスクの高い旅客には厳格な検査を行う。また、このためには持続可能な税関の体制構築が不可欠である。深夜、早朝、土日祝日を問わず勤務が必要となる当直勤務体制のスリム化、カプセルタイプの仮眠室など税関職員の勤務環境の改



善、手当の増額要求を進める。国際クルーズ船の対応についても、旅客予約情報（BRI）の電子的報告の義務化に向けた検討や、港湾施設における検査機器の整備を進めていく。

（２）全ての航空小口貨物の徹底検査（大規模空港内に航空貨物検査センターを設立）

かつての国際物流といえば、企業間取引や海上コンテナ貨物による輸送が中心だったが、越境Eコマースの急拡大により、個人向けの商品が怒涛のように空港に押し寄せてきている。その中には、不正薬物、偽ブランド品、健康を脅かす物品が紛れ込んでいる可能性がある。1件当たりの金額や形状は小さいものの、件数が膨大であるため、限られた人員でこれらの貨物を的確に処理するためには、従来の分散的な検査体制を抜本的に見直し、物流動線上で効率的に検査する仕組みに再構築することが必要である。

本構想では、航空小口貨物に対する全量X線検査を集中的に行うため、大規模空港内に「航空貨物検査センター（仮称）」の整備を進めることとしている。ベルトコンベヤを活用したX線検査工程のオートメーション化、事前情報・輸入申告情報・X線検査画像の審査や分析にAIを活用することで、「徹底検査」と「迅速通関」を同時に実現する。

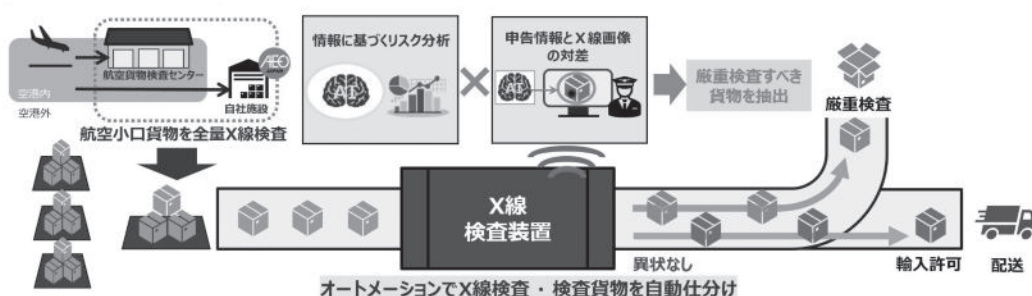
さらに官民連携の強化も重要な要素である。具体的には、AEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度を活用し、一定の要件を満たすAEO保税業者やAEO通関業者等の信頼できるパートナーに対して、自社施設でのX線検査を促すため、インセンティブを提示していくことで、国際物流全体としてリスク管理を担う体制を構築する。

（３）AI活用の前提となるデジタル基盤の整備

税関手続は、輸出入申告の99.9%超がNACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を通じて電子的に行われている。NACCSは、税関手続だけでなく、関係省庁手続、港湾関連手続、民間の物流手続と連携したワンストップの手続きを実現し、航空会社、船会社、通関業者、保税蔵置場、港湾関係者、輸出入者、関係省庁など、多数の主体をつなぐ情報基盤として、国際物流全体の効率化を支えている。税関は、このNACCSネットワークを通じて得られる情報を活用し、貿易の円滑化と適正な課税、水際取締りを実施している。

税関業務を高度化・効率化させ、かつ、利用者の利便性を向上するためには、AIの活用により、申告データを含む膨大なデータを迅速に処理し、異常値やリスクの兆候を税関職員が高度に把握し、判断することが必要不可欠である。通関時の書類審査、リスク分析、

全量X線検査のイメージ



X線検査画像の解析など、税関業務においてAIが支援し得る領域は広く、本構想では、あらゆる税関業務にAI等先端技術を活用し、AIの業務補助により税関職員の判断・決定を支援する環境を整備することとしている。さらに、税関独自の生成AI利用環境である「税関生成AIプラットフォーム」を閉域で構築し、税関業務の高度化に特化したナレッジシェア、業務処理、データ解析を推進する。

また、AIを税関業務に本格的に活用する上で、高度にセキュリティを確保した環境で、データを安全に収集・蓄積し大量のデータ分析を高性能かつ迅速に行うためのデジタル基盤の整備が不可欠である。本構想では、税関関連システムの刷新・最先端化を含むAI等先端技術の戦略的活用に向けたデジタル基盤を2030年代初頭までに整備し、また、サイバーセキュリティ対策を強化することとしている。官民連携の強

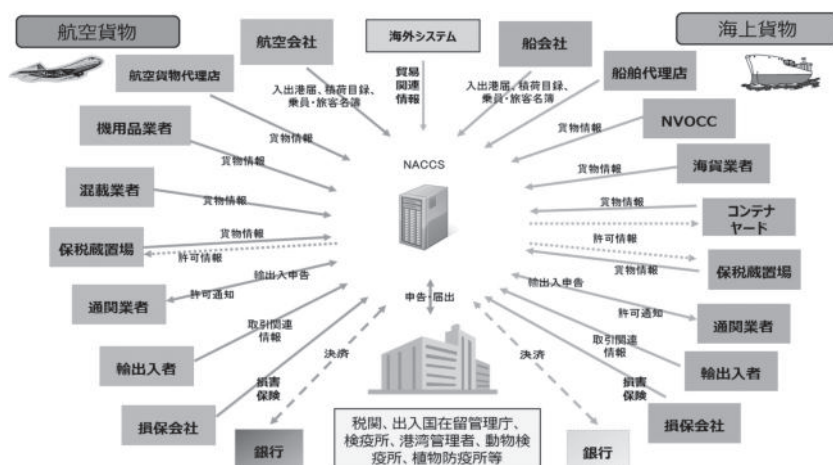
化もこの基盤整備の重要な要素であり、その検討段階から様々な能力やアイデアを持つITベンダーやコンサルタント等の様々な事業者と積極的に協働し、その知見を活用するとともに、複数者入札の実現に向けた競争環境の整備を進める。

(4) 輸出や出国など「出ていくモノ」に対する水際での取締り

国境管理といえば、輸入時の検査が注目されがちであるが、近年、輸出時の取締りの重要性も増している。経済安全保障に係る不正輸出、消費税の不正還付、盗難自動車の不正輸出、フェンタニル原料の第三国への拡散防止など、輸出貨物に関連するリスクは多様化している。

本構想では、輸出時の取締強化に向け、関係機関や通関業者等の民間事業者との連携、インテリジェンス

NACCSによる業務処理

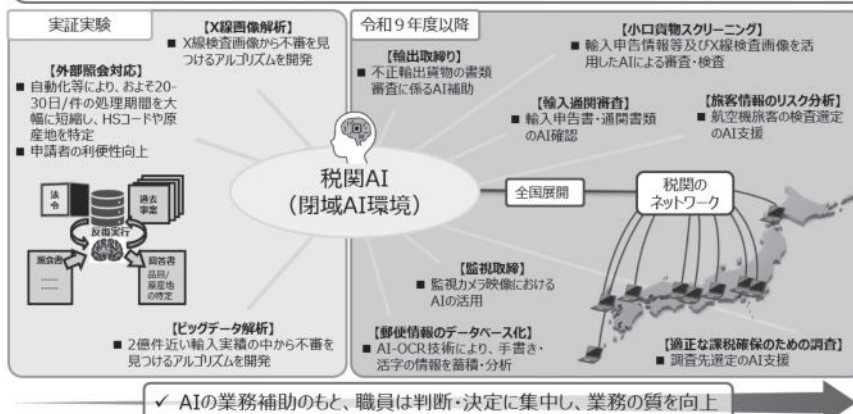


(参考) NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) : 輸出入・港湾関連情報処理システム

▶ AIによる税関業務改革

～あらゆる税関業務にAI等先端技術を活用し、業務の質を底上げ～

- ▶ 2030年には通関・監視取締・情報分析等あらゆる税関業務でAI等先端技術を活用した業務運営を目指す。
- ▶ これに向けて、令和7年度補正予算により、AIの実証実験を実施中。
- ▶ 令和9年度以降は対象の拡大とともに、税関AIと税関のネットワークを連携させる等デジタル環境の整備を進める。



✓ AIの業務補助のもと、職員は判断・決定に集中し、業務の質を向上



能力の強化、関連書類の電子的提出・集約、輸出事後調査の情報収集・分析強化や輸出貨物の検査強化を進めることとしている。また、経済安全保障やTBML (Trade Based Money Laundering^{*7}) 等の関税政策・税関行政に資するデータ解析も進めていく。

出国旅客の取締りについても、外国人旅行者向け消費税免税制度（リファンド方式）の厳格な執行や、国際犯罪組織やテロ組織への資金の流れを断つマネロン対策の観点から重要である。FATF（金融活動作業部会）では、各国がとるべきマネロンやテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュクーリエに関し、権限のある当局がマネロン等に関連していると疑われる現金等を留め置く法的権限を確保すること等が勧告されている。本構想では、出国時の携帯品検査の強化、紙幣探知犬の活用、民間事業者や関係機関との情報共有、出港前の旅客予約記録（PNR）の拡充などにより、効率的かつ効果的な出国時取締りを目指すこととしている。

（５）日本経済活性化に向けた官民協働や国際連携

貿易の円滑化を通じ、日本企業の海外展開や経済活動を支えることも税関の重要な使命である。

世界の通商環境が大きく変化する中、日本企業がEPAなどを戦略的に活用できるよう支援することは、国際競争力の確保にもつながる。本構想では2025年1月に税関局がとりまとめた「EPA有識者勉強会報告書」を踏まえて創設された、「EPA関税認定アドバイザー」^{*8}をはじめとする、通関業者・通関士を通じた後方支援、JETRO（日本貿易振興機構）や商工会議所等との連携強化等を通じ、輸出入者がEPAを活用するための支援を掲げている。原産地規則や関税分類といった関税ルールの特権家である通関士との連携を強化することで、全国各地の中小企業を含む輸出入者がEPAを活用しやすい環境を整える。

また、保税地域の活用も経済活性化の一つの手段である。保税地域におけるアートフェアの開催など、新たなビジネスの展開を支援し、多様な形での制度活用

を図る。

国際関係では、ASEAN諸国、太平洋島嶼国や、またEPA締結国等の税関当局のニーズに合わせた技術支援及び国際標準の策定への貢献が重要となる。税関は、国内の制度運用にとどまらず、国際貿易の円滑化に向けて積極的に役割を果たしていく必要がある。

4. おわりに

世界的に関税政策・税関行政は、転換点を迎えており、本構想と同様に、各国税関も抜本的な改革を進めていることは前述のとおりである。税関は、外国との玄関口となる機関でもあることから、国際情勢への目配りや技術協力による技術伝授のみならず、税関中長期構想2030に基づく次世代の税関を目指し、世界の税関当局との意見交換や連携を更に深めることで、先進的な取組みを積極的に取り入れながら、税関行政を発展させるとともに、その経験を通じて国際標準の策定に貢献していくことも重要である。

また、国際貿易を取り巻く情勢は急激に大きく変化しており、今後も様々な環境変化が予想される。本構想の実現には、税関局・税関自体が変化に的確に対応し、一体となって不断に進化していくことのみならず、貿易・通関に携わるすべての関係者に本構想の必要性和方向性を共有し、その変革プロセスに積極的に参画していただくことが重要であり、そのためには、意見交換や協働等を通じた相互理解と信頼関係の構築が不可欠である。

本構想の実現のプロセスを通じて、日本税関が国際連携や官民連携を推進しつつ、20年後、30年後も国民からの信頼に継続的に応えていくために、進化し続ける魅力的な税関をつくっていく組織文化が一層醸成されることを目指していきたいと考えている。

（本稿は、2026年6月に財務省税関局が公表した「税関中長期構想2030」をもとにその概要を執筆したもので、意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であることをお断りします。）

^{*7} 犯罪によって得られた収益の違法な出所を正当なものに見せかける目的で、貿易取引を利用して価値を移転させることで、犯罪収益を偽装する試み。（“the process of disguising the proceeds of crime and moving value through the use of trade transactions in an attempt to legitimise their illicit origins”（FATF「Trade-Based Money Laundering」）

^{*8} 財務省税関HP：EPA関税認定アドバイザー制度

我が国のアジア・イニシアティブ 共同議長就任と第10回会合 (於：東京) の模様について

国税庁長官官房国際業務課 主査 三浦 大輔^{*1}

0. はじめに

本年6月9日及び10日に、日本（江島一彦国税庁長官）が共同議長国を務める、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic, Cooperation and Development）の「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（GF：Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes）」の地域取組である「アジア・イニシアティブ（AsI：Asia Initiative）」の第10回会合が都内で開催された。各国国税当局の長官・次長級ほか100名以上が参加するこのような本格的な国際会議を国税庁がホストするのは、実に約16年振りとなる。

本稿では、GF及びAsIの概要や、第10回会合の概要をお示しすることを通じて、税務行政全般の国際協力・連携における国税庁のリーダーシップをご紹介します。なお、本文中の意見は筆者の個人の見解を示したものである^{*2}。

1. GFの概要

GFは、すべての国・地域間で公正な競争を可能にするための税の透明性と情報交換を実現することを目的として、OECD加盟国・非加盟国の32か国・地域が参加する形で、2000年に創設された。2009年9月のGFメキシコ会合では、GFを改組して参加国・地域を拡大するとともに、各国・地域の法制度や執行状況に関する「相互審査（ピアレビュー）」を実施することなどが合意された^{*3}。2026年7月末現在では174

か国・地域（うちアジアは24か国・地域）にまで拡大し、共通報告基準^{*4}（CRS：Common Reporting Standard）に基づく自動的情報交換を含む「国際的に合意された租税基準（OECD基準）」に基づく情報交換の実効性ある運用の確保及び国際的な展開を目的に、上記の相互審査に加えて、途上国の能力強化支援や租税条約等締結のための支援に取り組んでいる。

上記GFの取組のうち、途上国の能力強化支援に関しては、途上国がOECD基準の実施を通じて脱税（tax evasion）や不正な資金の流れ（illicit financial flows）に対抗すること及び自国の開発資金を賄うために国内資金をより積極的に動員することを目的に、2011年からキャパシティ・ビルディング・プログラムが開始された。当該プログラムでは、新規参加国に対する包括的な支援プログラムや途上国のニーズに即した技術支援の提供、及び、途上国職員のOECD基準の実施支援のための研修や自己学習ツールの開発を実施している。その一環として、キャパシティ・ビルディングの効果をより高めるために、2014年以降、開発パートナー等と連携して、地域ごとに税の透明性と情報交換の取組を推進させる地域取組^{*5}を順次開始してきた。

2. AsIの歩み

AsIは、上記地域取組の一つとして、2021年11月のGF総会において、その立上げが発表された。本イニシアティブ立上げの機運が高まった背景には、新型コロナウイルスの発生に起因する世界が過去に経験し

*1) 執筆者の肩書は、令和8年6月30日現在

*2) 本稿を執筆するに当たり、国際業務課の勝山慎也氏に大きな助力をいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

*3) 中島隆仁「OECDのタックス・ヘイブン対策－租税目的の情報交換に関する最近の動向」税大ジャーナル14号（2010年6月）141頁

*4) 共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）とは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、2014年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として策定・公表されたものである。2026年6月現在、100を超える国・地域の税務当局がこれに基づく情報交換を実施している。

*5) 当該地域取組は、アフリカ、中南米、パシフィック及びアジアにおいて既に発足しており、現在、中東及びカリブ海でも同様の気運が高まっている。



たことのない公衆衛生上の危機とその移動制限に伴う景気後退によって、各国において脱税や不正資金の流れが財政基盤や持続可能な開発に与える影響が再認識されたことと関係する。加えて、先行して立上げ・活動しているアフリカ及び中南米の地域取組が、各地域の税の透明性と情報交換に関する課題やキャパシティ・ビルディングに関するニーズをくみ取りつつ、各地域の開発パートナーも巻き込みながらOECD基準の実施を効率的・効果的に進められることを証明してきたことも、AsI立上げの大きな後押しとなった。

2022年7月にインドネシア・バリで行われたG20財務大臣・中央銀行総裁会議のマージンにおいて、日本の鈴木俊一財務大臣（当時）を含むアジア地域の閣僚級が出席した「アジア・イニシアティブ宣言（通称：バリ宣言）」の署名式が開催された。バリ宣言は、持続可能な国内資金動員（DRM：Domestic Resource Mobilization）に向けて税の透明性（すなわちOECD基準）の利用を強化することを宣言するものであり、13か国・地域が署名した。その後、2026年6月現在、18か国・地域^{*6}まで拡大している。GFやADBをはじめとした開発パートナーの協力によって、GFに参加しているがバリ宣言は未署名のままのアジアの国（ノンメンバー）^{*7}やGFに参加していないアジアの国（オブザーバー）^{*8}を巻き込んで、ますます発展の途を辿っている。

AsIは、参加国・地域の中から、2年間の任期^{*9}で共同議長国を選出する。2022年はインドネシアが臨時的に単独で議長を務めていたが、2023年からインドネシアとインドが共同議長となった。その後、アルメニア（2024-2025年）、モルディブ（2025-2026年）と続き、2026年1月から日本がモルディブと共に共同議長国を務めている^{*10}。

また、AsIは、2022年から年2回^{*11}、参加国・地域や開発パートナーが一同に会する会合を開催しており、本イニシアティブの活動方針や参加国・地域の情

報交換の実施に関する知見共有・技術支援の実施計画等を議論している。当該会合には、ノンメンバーやオブザーバーを含む本イニシアティブの参加国・地域の長官・審議官級を含む税務当局関係者及び、アジア開発銀行や世界銀行などの開発パートナーの職員が参加する。日本が本年1月から共同議長国に就任したことによって、今般、第10回会合を東京にて開催する運びとなった。

3. AsI第10回会合の概要

アジア・イニシアティブ第10回会合は、6月9日・10日の2日間に渡って都内で開催された。国税庁からは江島長官（共同議長）、武田審議官ほかが参加した。

本会合には、本イニシアティブに参加する11か国^{*12}及び本イニシアティブに招待されたオブザーバーやノンメンバーの5か国^{*13}の長官・次長級を含む税務当局関係者や、本イニシアティブのドナーや開発パートナーの職員など100名以上が出席した。

本会合初日の冒頭、中谷財務副大臣による、税の透明性の重要性及び本イニシアティブやGFにおける日本の貢献に関する基調講演が行われた。中谷財務副大臣の基調講演では、世界経済の分断が進みかねない状況下において、各国・地域が連携・協調の努力を続け

（写真1）会合冒頭、基調講演を行う中谷財務副大臣



^{*6} 日本、アルメニア、ブルネイ・ダルサラーム、中国、香港、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの18か国・地域。

^{*7} アゼルバイジャン、カンボジア、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン及びネパールの6か国（2026年6月現在）。

^{*8} バングラデシュ、ブータン、ラオス人民共和国、キルギス、タジキスタン、東ティモール及びトルクメニスタンの6か国（同上）。

^{*9} 開始時期を1年間ずらす形を採用している。したがって、2023年はインドネシアとインドが共同議長、2024年はインドとアルメニアが共同議長という体制であった。

^{*10} 2027年には、モルディブに代わりマレーシアが共同議長国となる予定。

^{*11} 2022年のみ年3回開催した。

^{*12} 日本、アルメニア、ブルネイ・ダルサラーム、インドネシア、韓国、マレーシア、モルディブ、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの11か国。

^{*13} ブータン、ラオス、タジキスタン、東ティモール、ウズベキスタンの5か国。

ていくことの重要性は増しており、税の分野においても税の透明性向上という共通目標の下で、税務当局間で連携を深めていくことがより一層求められることが強調された。

その後の本会合は、今回の第10回会合が本イニシアティブの設立5周年の節目に該当することを踏まえ、設立以来の成果を振り返るとともに、本イニシアティブの今後の優先取組を再点検する議論が行われた。また、2025年の一年間に本イニシアティブの下で行われた具体的な活動や情報交換による成果等を取りまとめた年次報告書^{*14}が承認され、公表された。

(写真2) 年次報告書の発表の様子



長官・次長級の出席者によるパネル・セッションでは、我が国から江島長官が登壇し、本イニシアティブに参加する国・地域が13から18まで拡大したことは

(写真3) 共同議長として議事進行を務める江島長官



この5年間の成果であり、言語や文化的背景が多様なアジア地域において税の透明性や情報交換の促進・強化という共通の目標の下に協力・協調することが本イニシアティブの特徴であることが強調された。

個別の議論の詳細等については本稿では触れないが、今回の会合では、CRS情報の効果的活用、VAT/GST目的の情報交換の活用、徴収共助^{*15}、情報交換の効果測定、及び、オブザーバーやノンメンバーの国・地域に対する継続的なアウトリーチの重要性等について議論が行われた。

このうち徴収共助に関するセッションでは、日本から、国境を越えた取引の拡大やデジタル化の進展などにより、国際的な税の徴収回避は一国だけの問題ではなく各国共通の問題であることを指摘した上で、アジア地域における徴収共助ネットワークの拡大は相互利益を一層高めるものである旨主張し、各国の賛同を得た^{*16}。

また本会合では、本イニシアティブ設立5周年を記念して、第10回会合のホスト国であり共同議長国である日本からの提案を受けて、「アジア・イニシアティブアワード」が創設・導入された。本アワードは3つの部門で構成され、本イニシアティブの参加国・地域の意見等に基づいて選出された、各部門の受賞国に対し、本会合で表彰が行われた。本アワードを通じて、各国・地域の情報交換の活用がより活性化することが期待される。

閉会に当たっては、共同議長である江島長官から、アジア地域の税務当局間で問題意識や経験・知恵を共有し、率直な意見交換を実施することが重要である旨がアピールされた。

そして、会合最終日には、本会合の成果に係る声明^{*17}が取りまとめられ、発表された。

4. 第10回会合（東京開催）を通じて

第10回会合では、サブスタンス面で非常に有意義な議論が行われたほか、ロジスティクス面でも、日本

*14) OECD (2026), *Tax Transparency in Asia 2026 Asia Initiative Progress Report*, Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes, OECD, Paris, <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/networks/global-forum-tax-transparency/tax-transparency-in-asia-2026.pdf>.

*15) 徴収共助とは、執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が、相互主義の下、条約相手国の租税債権を徴収する枠組みである。

*16) 国税庁における徴収共助の実施状況については、「特集 本格的な取組開始から10年 国税庁の徴収共助の実施状況」（同誌令和5年11月号）を参照。
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202311/index.html.

*17) OECD (2026), *Statement of outcomes of the 10th meeting of the Asia Initiative* <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/networks/global-forum-tax-transparency/10th-meeting-asia-initiative-outcomes.pdf>.



(写真4) 第10回会合出席者との集合写真



(写真5) 第10回会合の様子



の会議運営についてGF事務局や多数の出席者から「とてもオーガナイズされた素晴らしい会合であった」との賞賛の声があがるなど、日本はホスト国として高いプレゼンスを発揮することができたと思う。

ホスト国としては、2025年夏以降、会合準備を本格化させ、GF事務局と密にコミュニケーションを取りながら準備を進めてきた。特に本年の年明け以降は、ロジ面だけでなくサブ面でも議長国としての役割を的確に果たすため、共同議長国やGF事務局とオンライン会合を随時開催し、また、メールでも頻繁にやり取りを行い、本会合の開始直前まで調整を重ねた上で、本番に至った。国税庁として本格的な国際会議をホストするのは約16年振りであったが、準備から本番に至るまで、武田一彦国際等担当審議官、磯見竜太国際業務課長及び石崎靖浩国際企画官のリーダーシップの下、国際業務課職員を中心に丸となって取り組むことで、国税組織のチーム力をいかに発揮する

ことができたのではないかとと思う。また本会合の東京開催を通じ、国際会議をホストするという貴重なノウハウや経験を国税庁内に蓄積することができたのではないとも思う。本会合が成功裡に終わるためにご尽力いただいた全ての方々に、この場を借りて御礼を申し上げます。

また本会合では、国税庁や税務大学校の職員が、各国・機関の代表団との連絡・調整役（リエゾン）として従事することを通じ、各代表団をロジ面でサポートしつつ、各税務当局や開発パートナーとの人的ネットワークを構築することもできたと思う。各国・機関の出席者から、リエゾンによる手厚いサポートに対し、多くの謝辞が寄せられたところである。

5. 終わりに：今後の展望

アジア地域は、その多様性の度合いに特徴があり、言語や文化的背景はもとより、税の透明性に関する成熟度なども大きく異なる。そのような状況を踏まえると、本イニシアティブのような地域取組は、キャパシティ・ビルディングを含め、各国固有の状況やニーズを考慮したきめ細やかな協力などが容易であり、地域における税の透明性の向上や情報交換ネットワークの拡大に効果的と言えるだろう。税の透明性の向上などは、国境を越える租税回避や租税犯罪に効果的に対処するだけでなく、国内資金動員（DRM：Domestic Resource Mobilization）の強化にも寄与するものである。



また、グローバルな取組と地域取組はそれぞれ相互補完の関係にあり、グローバルな動きや議論の流れをタイムリーに地域内で共有するとともに、地域の声を取りまとめてグローバルな議論の場に的確に伝えることで、グローバル・地域取組のそれぞれの効果を高めることが期待される。

日本としては、税の透明性の重要性を踏まえ、引き続きAsI及びGFの双方の活動に積極的に貢献することが重要と考えられる。

最後に、国税庁は、AsIやGFだけでなく、税務行政分野全般の国際協力・連携において、特にここ数年国際的なリーダーシップを積極的に発揮しているところであり、長官・審議官クラスの会議を中心に、その取組を簡単にご紹介しておきたい^{*18}。

国税庁長官クラスが参加する主な国際会議として、グローバルな「OECD税務長官会議（FTA：Forum on Tax Administration）」、リージョナルな「アジア税務長官会合（SGATAR：Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Research）」などがある。

また、審議官・部長クラスが参加する主な国際会議として、グローバルな「租税犯罪等タスクフォース（TFTC：Task Force on Tax Crimes and Other Financial Crimes）」やGF年次総会などがある。

FTAは、OECD加盟国及び非加盟国・地域の税務長官クラスが参加するグローバルな国際会議として、税務行政の幅広い分野における各国の知見・経験の共有や意見交換を行うことを目的としており、既存の協力関係を維持・発展させつつ、各国の抱える課題やベストプラクティス等を共有し更なる連携の可能性を探る場として機能している^{*19}。日本の国税庁長官は、FTAの全体会合への参加のほか、FTAの運営方針などを議論するビューロ会合のメンバーとして、積極的にFTAの活動に貢献している。

SGATARは、アジア・太平洋地域の国・地域が参加するリージョナルな国際会議として、各当局が直面する税務行政上の共通の諸課題について意見交換を行

うほか、税務執行面での国際協力の促進などを図る場として機能している。日本は、毎年開催される長官級の全体会合に国税庁長官や審議官らが参加しているほか、SGATARの参加国・地域の税務職員を対象とする「SGATARワークショップ」というキャパシティ・ビルディング会合を毎年日本でホストするなど、積極的に活動に貢献している。

TFTCは、OECD加盟国のほか約70か国の租税犯罪等調査当局のハイレベルが参加する国際会議体であり、租税犯罪やその他金融犯罪について各国当局が執行面から戦略的に議論する多国間枠組みとして機能している。このTFTCの議長に、2024年5月、武田審議官（当時国税庁調査査察部長）が非欧米から初めて選出され、暗号資産を用いた租税犯罪などの動向やAIを活用した有効な調査手法に関する情報共有・意見交換のほか、各国当局間のネットワーク・連携の強化やキャパシティ・ビルディングなどについて、グローバルなリーダーシップを発揮している^{*20}。またTFTCに関連し、日本の国税庁は、2019年に開講した「OECDアジア・太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」を通じ、OECDと協力しながらアジア・太平洋地域の税務職員を対象としたキャパシティ・ビルディングなども積極的に実施している。

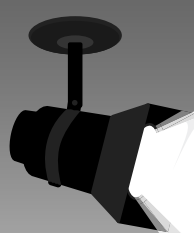
GFの概要は上記1のとおりであるが、年次総会に日本から財務省や国税庁のハイレベルが出席するほか、各国の税の透明性向上などの取組状況に関する「相互審査（ピアレビュー）」の審査官を国税庁職員が担当するなど、日本は様々なレベルでGFの取組をリードしている。

今回の国税庁によるアジア・イニシアティブ第10回会合のホスト及び本イニシアティブの共同議長国としての活動が、上記の様々な国際会議体などにおける国税庁のリーダーシップとも相まって、税務行政上の国際協力・連携における日本のプレゼンスを一層高めるとともに、グローバル及びリージョナルの双方での各税務当局間の協調・連携の強化・進展に貢献していくことが期待される。

*18) 国税庁が国際協調・協力において果たすリーダーシップの詳細に関しては、武田一彦「税務執行当局間の国際協調・協力と日本のリーダーシップについて」（租税研究第920号4頁）を参照。

*19) OECD税務長官会議等の概要は、橋高秀「第18回OECD税務長官会議について（於：南アフリカ）」（同誌令和8年1月号）などを参照。
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202601/202601g.pdf

*20) TFTCの概要は、木村元気「租税犯罪等タスクフォース（TFTC）の概要と国際租税犯罪対策の展望」（同誌令和6年9月号）などを参照。
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202409/202409d.pdf



カストディアン入門

—基礎編—

東京大学 服部 孝洋^{*1}

1. はじめに

本稿は、カストディアンについて説明することを目的としています。カストディアンとは、主に証券決済や資産の管理等、証券ビジネスのバックオフィス（バック業務）のサービス（カストディ業務）を担う金融機関です。カストディアンという表現そのものは、証券決済の領域で広く用いられていますが、カストディアンに関し、理解がしにくい（手触り感がない）という意見も少なくありません。その一方、近年ではデジタル証券の議論が進むなど、証券決済は金融の中でも、最も発展が著しい領域の一つでもあります。

そこで本稿では、できるだけ身近な例を用いることで、カストディアンが果たしている役割を多くの方が理解できるよう説明します。本稿では具体的に議論を進めるため、日本市場におけるカストディアンを前提にします。その理由は、カストディアンの役割を幅広い読者に理解してもらうという観点では、日本の事例に絞ることが有効であると考えためです（日本におけるカストディアンが理解できれば海外におけるカストディアンについてもその違いを考えることで理解することが可能です）。カストディ業務や証券決済そのものの文献が少ないことから、一部、筆者の解釈を踏まえた説明もありますが、カストディアン業界全体の見通しのよさを上げるための工夫です^{*2}。なお、カストディアンの果たす重要な役割に議決権行使などコーポレート・アクションもありますが、これについては次回の論文以降で議論します。

本稿でも「証券保管振替機構入門—基礎編—」（以下、「基礎編」）と同様、社債をベースに議論を進めていきます。社債という形をとることで、クリアリングや議決権等の問題を捨象できるためです。また、本稿は「基礎編」や「日本国債決済入門」、および社債・有価証券に関する基本的な知識を前提にします。拙著「マネー・マーケット入門」、さらに、筆者のウェブサイトに掲載されている文献^{*3}もご参照いただければ幸いです。

2. カストディアン

2.1 日本市場におけるカストディアンとは二種類のカストディアン

カストディアンとは、冒頭で説明したとおり、証券決済のバックオフィスのサービスを提供する金融機関を指します。初学者はカストディアンをイメージしにくい傾向があるため、最初にできるだけ具体的に説明しようと思います。筆者の理解では、日本では主に二つのタイプのカストディアンが存在します。一つは主に本邦所在の運用会社や年金基金等に対して、証券のバックオフィスサービスを提供するカストディアンです。具体的なプレイヤーとして日本マスタートラスト信託銀行や日本カストディ銀行等^{*4}が存在しています^{*5}。

例えば、運用会社（アセットマネジメント会社）は実際に有価証券を保有して運用しているというイメージを持たれる傾向にありますが、厳密に言えば、「〇〇アセットマネジメント」と呼ばれる運用会社が商

^{*1} 本稿の作成にあたって、様々な方に有益な助言や示唆をいただきました。本稿の意見に係る部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の見解を表すものではありません。本稿の記述における誤りは全て筆者によるものです。

^{*2} 本稿における用語の使い方等について違和感を持たれる方がいることはある程度想定している点にご留意ください（にもかかわらず、思い切って筆者の理解を記載することがこの業界の発展に寄与すると感じているため、本稿のような形をとっています）。

^{*3} <https://sites.google.com/site/hattori0819/takahiro-hattori-site>

^{*4} その他に野村信託銀行等が存在しています（野村信託銀行は、野村アセットマネジメント向けに加え、一部の運用会社のカストディ・サービスを提供しています）。

^{*5} カストディアンのわかりにくさを解消するため、本稿では具体的な社名を出しています。

品・ファンドの設計・企画や資産運用の指示・ポートフォリオ管理等の仕事をする一方、(日本カストディ銀行や日本マスタートラスト信託銀行等の)カストディアンである信託銀行が有価証券の管理や約定・決済、報告書作成等の代行サービスを生業としています。運用会社はその運用財産の委託を行うという意味で委託会社である一方、信託銀行は運用会社の指示に基づいて資産管理をしているという観点で受託会社といます*6 (この具体例は後述します)。

2つのタイプのカストディアンが存在すると説明しましたが、もう一つは海外投資家が日本国債や日本の社債等、日本の有価証券に投資する際に利用するカストディ・サービスです。海外投資家が自ら、日本国内で有価証券を保管・管理し、発行会社や当局等との手続きを行うことは、言葉の壁や日本独自の制度・市場慣行があるため容易ではありません。そこで、海外投資家に代わって、有価証券の保管・管理、現地関係者との各種手続き、現地制度に沿った事務処理を行う金融機関が必要になります。このような主体を特定の地域でカストディ・サービスを提供することから、ローカル・カストディアン (または、常任代理人) などと呼びます。日本市場での具体的なプレイヤーとして、主に日本の3メガバンクに加え、シティバンクや香港上海銀行 (HSBC) 等が存在しています (ローカル・カストディアンの詳細は次節で説明します)。

上述のとおり、日本における金融業界のカストディアンは、国内の機関投資家が国内外に投資する際のバックオフィスサービスを提供するカストディアン (前者のカストディアン) と、海外の投資家が日本の有価証券に投資する際にサービスを提供するカストディアン (後者のカストディアン) が存在しているという形でカストディアンを理解すると、カストディアン及びこの業界のイメージがしやすくなると思います (あくまでもカストディアンのイメージをしやすくなるための分類であり、例外もある点に注意してください)。

資産管理専門銀行

本稿では、カストディやカストディアンを、証券決済関係のバックオフィスを担うサービスという意味合いで使いますが、「資産管理専門銀行」という表現も普及しています。資産管理専門銀行という表現が用いられる場合、筆者の理解では日本マスタートラスト信託銀行と日本カストディ銀行等 (前述の二分類のうち前者のカストディアン) を指す傾向にあります。後述するとおり、信託銀行等の付随業務であるカストディ業務をスピンアウトしてカストディ専門の銀行ができたことが一因です。また、運用会社・年金基金向けのサービスに特化していることから基準価額の計算等、これらの業態に特有のサービスも含む印象です。

一方、カストディアンという表現を使う場合、資産の保管や決済・権利処理といったバックオフィスサービス全体を指す業務を行う金融機関というニュアンスになります。前述の通り、メガバンクもカストディ業務を提供していますが、メガバンクは貸出等の業務に加えて、カストディ業務も行っており、資産管理「専門」銀行ではないため、メガバンクが資産管理専門銀行と呼ばれることはありません。

フロント業務とバック業務とは

先ほどカストディアンを説明するうえでバックオフィスという表現を使いましたが、バック業務という表現も金融市場の実務家が頻繁に使う用語ですが、説明が難しい用語の一つです。バック業務とは、フロント業務に対する表現ですが、私の理解では、その金融機関の収益への近さを表現した表現です。証券会社でいえば、取引から得られる収益に近いトレーダーやセールスがフロント業務とされます。一方、決済等は直接の取引からは距離があることからバック業務と分類されます。フロントは、投資判断・顧客獲得・売買執行等、取引収益や運用成果を直接左右する機能に対して、バックは、その取引を正確に決済・記録・保全し、収益を確定可能な状態にする機能です。収益の距離について、バック業務とフロント業務の中間という

*6) 投資信託等を購入する場合、証券会社等で購入しますが、証券会社は販売会社になります。証券会社を介せずに投資信託を販売する形もあります。



意味で、ミドル業務^{*7}という表現が使われることもあります^{*8}。

2.2 証券決済の種類とカストディアン：二者間と三者間の決済

「基礎編」では筆者がソニーの社債を証券会社から買う、という形での二者の決済を考えました。もっとも、証券決済ではこのように二者間の決済に加え、三者間決済という二類型で考えるのが基本です。そこで、ここから三者間の決済について具体的に考えていきます。

まず、読者が投資信託を買う事例を考えてみましょう。投資信託は「〇〇アセットマネジメント」と呼ばれる運用会社が商品を企画・組成していますが、運用会社が行うことは運用に伴う指示であり、実際に株式や社債等の有価証券を振替・管理しているのはカストディアンです。したがって、投資信託の場合、証券会社に加え、運用会社とカストディアンという三者の決済になります（図表1の右側）。

「基礎編」で説明したとおり、証券決済の基本は、「約定」→「照合」→「決済」というプロセスで進みます（ここでは社債のケースなので「クリアリング」は捨象しています）。ここではこのプロセスを具体的に考えてみましょう。ファンド・マネージャーの意思決定により、ある投資信託ではトヨタの社債を100円

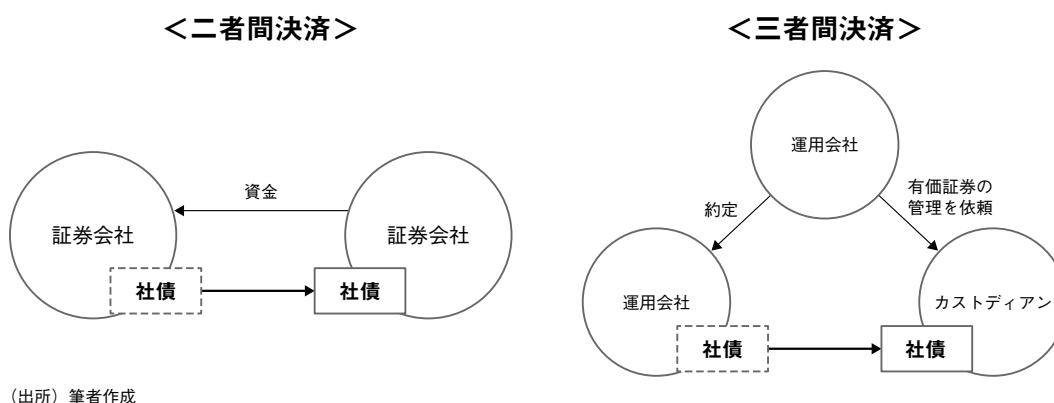
買うことになったとします。運用会社ではその実際の執行を行うため、トレーダーと呼ばれる業務を担う人が証券会社に連絡をして約定したとします^{*9}。

運用会社と証券会社それぞれが、約定の内容について、保振にその情報を送ることで約定照合します。そのうえで、保振がその情報を、カストディアン（信託銀行、前述の2分類のうち前者のカストディアン）に送ります。カストディアンがそれを承認したら、その情報がSSIと呼ばれるデータベースに送られ、決済指図データの自動作成および決済照合が自動的に行われ、その結果についてカストディアンおよび証券会社に通知されます。決済指図データに従い、日銀当座預金等を使って、カストディアンが証券会社に100円を払うと同時に、トヨタの社債を受け取るという形で決済をします（日銀当座預金を有していない事例やSSIについては「基礎編」を参照）。これで「約定」→「照合」→「決済」が確認できました。

2.3 複数存在する照合

決済照合の説明をしましたでしたが、実務的には、照合にはかなり多くのバリエーションがあります。筆者の認識では、このように照合のバリエーションが多いことが証券決済の理解を難しくしている一因になっています。この背景には、運用会社のバックオフィス業務の負担を軽減するため、顧客の状況に合わせた照合を作るな

図表1 二者間決済と三者間決済のイメージ



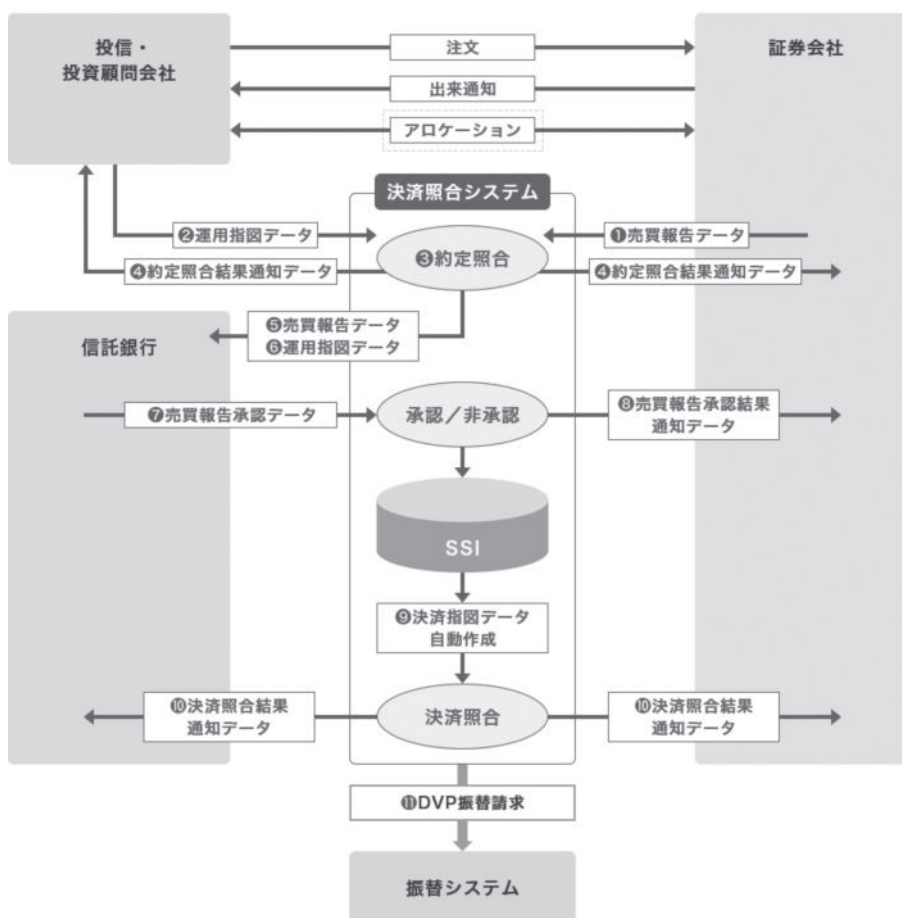
（出所）筆者作成

*7) 人によって分類が分かれていますが、例えば、金融機関におけるリスク管理部等はミドル業務と分類される印象です。

*8) もっとも、カストディアンにとっては資産管理そのものがメインとなるビジネス（＝収益源）のため、フロントとバックという表現に違和感を有する人もいるかもしれません。後述するとおり、日本のカストディアン（前者のカストディアン）の場合、基準価額の計算など運用会社等における運用以外の業務を総合的に担うこともあり、筆者の経験では、カストディアンをバック業務のサービスを担う主体という表現がわかりやすいと感じているため、本稿ではそのように表現しています。

*9) 運用会社ではファンド・マネージャーが意思決定をした後、その執行をする部隊をトレーダーと表現します。証券会社のトレーダーの場合、マーケットメイクする主体と表現する傾向にあります。証券会社のトレーダーについては服部（2023,2025）を参照。

図表2 三者照合の詳細



(出所) 保振*10

ど、日本のカストディアンが企業努力をしてきたなどの歴史的な経緯があります。一方で、カストディアンとしては照合がシンプルになると業務の効率化もできるという側面もあります。

両側照合と片側照合

照合の種類の詳細については日本カストディ銀行(2025)に譲りますが、大枠では両側照合と片側照合という分類で理解することが大切です。両側照合とは約定した両者で照合をする方法です。例えば、筆者が証券会社Aからトヨタの社債を購入するうえで100円で約定したとしましょう。この場合、筆者が100円のトヨタの社債を購入したという情報を保振に送る一方、証券会社Aも保振に100円のトヨタの社債を売却したという情報を送り、保振がその情報が一致しているかを確認するのが両側照合です。

その一方、片側照合とは約定した一方が照合を行う

という方法です。例えば、筆者が保振に100円のトヨタの社債を購入したという情報を保振に送り、それで照合が終わりということです。なお、証券会社同士など二者間決済では両側照合が一般的ですが、三者間決済では片側照合も使われています。

2.4 日本では信託形式が普及

日本マスタートラスト信託銀行と日本カストディ銀行を中心に、日本のカストディアンは信託という形式を活用している点も特徴であると指摘されます。日本では、1990年以降、日本の金融業界がM&A等で再編成される中で、信託銀行業界の再編成もなされました。グローバルで、JPモルガン、ステート・ストリート、BNY等のカストディアンが巨大化する中、わが国でもカストディ業務の合併・再編成の必要性が認識されました。当時複数存在していた信託銀行が、年金基金や運用会社向けにそれぞれカストディ業務のサービスを

*10) <https://www.jasdec.com/system/finance/outline/dealings/>



提供していましたが、資産運用と管理を分離し、資産管理に関し、少数のカストディアンに集約するという「日本版マスタートラスト」の議論が政府主導で進みました。その結果、多くの信託銀行が担っていたカストディ業務を集約させる形で生まれたのが日本マスタートラスト信託銀行と日本カストディ銀行です*11。

これらの銀行は、資産を管理するうえで、再信託という形が用いられている点も重要な特徴です*12*13。再信託のイメージは、年金基金等が委託者から信託銀行に委託された資産を、さらに、日本マスタートラスト信託銀行や日本カストディ銀行等へ委託する方式です。図表3がそのイメージです。

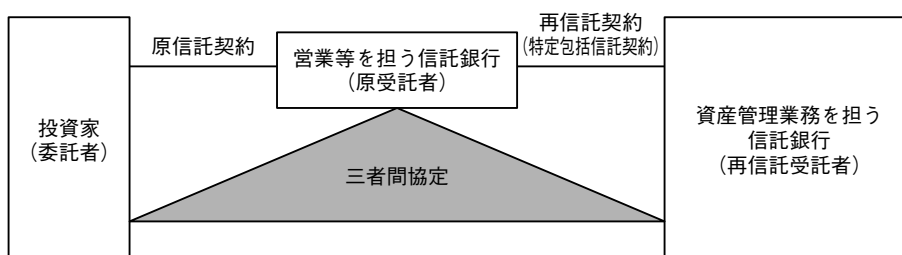
再信託が用いられている背景には、年金資産の運用と管理の分離を可能にするうえで、法改正の必要性について議論がなされていたところ、当時の厚生省が再信託という形をとることで、法律を変えず、年金資産の運用と管理の分離をスムーズに実施できるという判断を行ったことがあります*14。これに伴い、運用会社、生命保険会社等の出資等を受ける形で、当時存在していた信託銀行がカストディ業務を切り離すことで複数のカストディアンが生まれました（通常の信託銀行が商品の企画機能や営業等、カストディ・サービス以外に集約したとみることもできます）。

証券決済以外の業務も担う

有価証券のバック業務をサポートするという意味でカストディアンという表現を使いましたが、日本マスタートラスト信託銀行や日本カストディ銀行等のカストディアン（前述の二分類のうち前者のカストディアン）は、証券決済以外のサービスも行っているという点も重要な特徴です。もともと年金基金等向けに各信託銀行がサービスを提供していたところ、そのカストディ業務を日本マスタートラスト信託銀行と日本カストディ銀行に集約化する形で生まれたため、運用会社や年金等への総合的なサービスを含む形になったわけです。例えば、このカストディアンは、投資信託の基準価額の計算等も担っています。一方、前述のとおり、メガバンク等が担うカストディアン（前述の二分類のうち後者のカストディアン）は基本的には海外の投資家が保有する日本の株式や債券等の保護預かり・決済サービス（常任代理人業務）に特化しているという特徴を有しています（こちらの詳細については後述します）。

なお、日本ではカストディアン（前述の二分類のうち前者のカストディアン）が信託という形をとることが普及しているため、所有権が変更される点も重要な特徴です。先ほどの投資信託の事例の場合、トヨタの社債の所有権は形式的にカストディアンに移っています。このように所有権が変更するため、投資信託が株式を保有している場合、上場企業の大株主として日本

図表3 再信託方式



（出所）日本カストディ銀行（2025）

- *11) 2020年に日本トラスティ・サービス信託銀行、資産管理サービス信託銀行、JTCホールディングスが合併することで日本カストディ銀行が生まれたという経緯があります。
- *12) なお、再信託方式以外には、直接受託方式と共同受託方式がありますが、詳細は日本カストディ銀行（2025）を参照してください。
- *13) 日本金融新聞（2000/10/4）「日本版マスタートラスト始動、「再信託」決着に残る異論」では下記のような流れで整理しています。
 1999年3月 政府の規制緩和推進3カ年計画で年金資産の運用と管理の分離について検討し結論を得ると明示
 1999年4月 信託業界が厚生省立案の再信託方式を軸に本格的な検討を開始する
 2000年3月 政府の規制緩和推進3カ年計画で再信託方式による年金資産の一元管理（運用と管理の分離）が可能と明示
 2000年5月 三菱信託、日本生命など5社が日本マスタートラスト信託銀行を立ち上げ、営業を始める
 2000年7月 厚生省が厚生年金基金に対して年金資産の一元管理による運用と管理の分離が可能と通知
 2000年10月 大和銀行と住友信託が設立した日本トラスティ・サービス信託銀行が営業開始。年金資産の統合に乗り出す
- *14) 日本金融新聞（2000/10/4）「日本版マスタートラスト始動、「再信託」決着に残る異論」では「焦点だった年金資産の運用と管理の分離については、行政当局が「再信託方式」を使うことで法改正をしなくても可能とする見解を正式に表明。行政や年金基金を巻き込んだ制度論議がようやく決着した」としています。

マスタートラスト信託銀行や日本カストディ銀行等が出てくることが起こりえますが、この詳細は次回以降の論文で議論します（本稿では株主や議決権等の議論を捨象したいため、よりキャッシュに近い社債に絞って議論を進めています）。

2.5 具体例

本節の最後に、振替決済制度との対応で、カストディアン¹⁵⁾の役割を考えます。例えば、アセットマネジメントAが投資信託を設定し、その投資信託がトヨタの社債のみで運用しているとします（これはあくまで単純化のための想定です^{*15)}。「基礎編」と同様、筆者は証券会社Aに口座を持っているとします。筆者は、この投資信託を100円分買う注文を出したとします^{*16)}。この取引には社債の決済と投資信託受益権の決済の二つが含まれるため、それぞれ説明します。なお、アセットマネジメントAは本邦居住者とし、本稿におけるカストディアンは前述の二分類のうち前者のカストディアンを指します。

投資信託受益権の決済

筆者が投資信託を買うため、100円を証券会社Aの口座に入金します。投資信託の販売会社である証券会社AがアセットマネジメントAに対して、投資信託受益権の設定を連絡します。アセットマネジメントAは、保振に対して、投資信託の新規記録申請を行い、証券会社Aがカストディアンに100円を渡し、証券会社Aが投資信託受益権の設定を受けるという形でDVP決済を行います^{*17)}（DVP決済については「基礎編」を参照）。

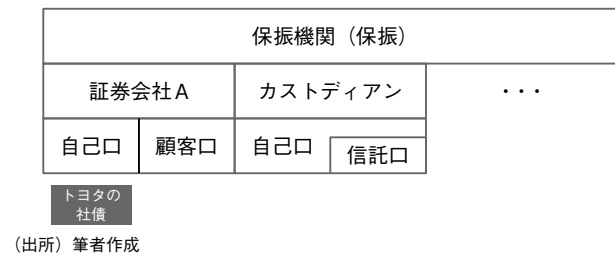
社債の決済

アセットマネジメントAの運用方針は、この事例ではトヨタの社債にのみ投資するということなので、この方針に基づき、運用会社のトレーダーが、証券会社Aに電話をして、100円でトヨタの社債を約定したとします。その後、照合を経て、証券会社Aがカストディアンにトヨタの社債を出すと同時に、証券会社Aがカストディアンから100円を受け取るというDVP決済を行います。

保振の口座での整理

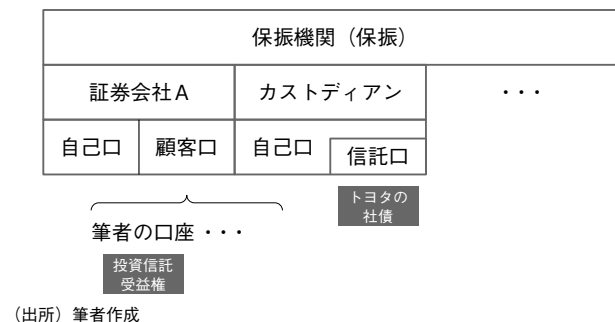
次に、上述の取引を保振の口座を用いて考えます。トヨタの社債は、当初、証券会社Aが保有しているので、保振の直接参加者である証券会社Aの自己口に保管されています。図表4の通りです。

図表4 保振と振替決済のイメージ（1）



この状態から日本マスタートラスト信託銀行や日本カストディ銀行等のカストディアンが保振に有する「信託口」にその他の社債を振り替えることで決済をします。一方、運用会社は投資信託受益権を発行し、それを証券会社Aの顧客口（筆者の口座）で管理することで筆者が証券口座の中に投資信託を有するという形で投資信託の決済がなされます（信託口は自己口の中にあります）。

図表5 保振と振替決済のイメージ（2）



3. グローバル・カストディアンとローカル・カストディアン

3.1 グローバル・カストディアンとローカル・カストディアンとは

前述のとおり、日本市場におけるカストディアンには、海外の投資家が日本国債や日本企業が発行した株

*15) わかりやすさの観点から具体例を用いています。特定の銘柄を推奨しているわけではない点に注意してください。

*16) 実際には100円で投資信託は買えませんが単純化のため、100円としています。

*17) ここでは筆者が証券会社Aに振り込むという例にしていますが、実際にはMRF（Money Reserve Fund）という形で事前に購買余力を置いているケースが少なくありません。この場合、証券会社AはMRFを売却し、その代金を証券会社Aが受け取るという形でキャッシュを得ます。



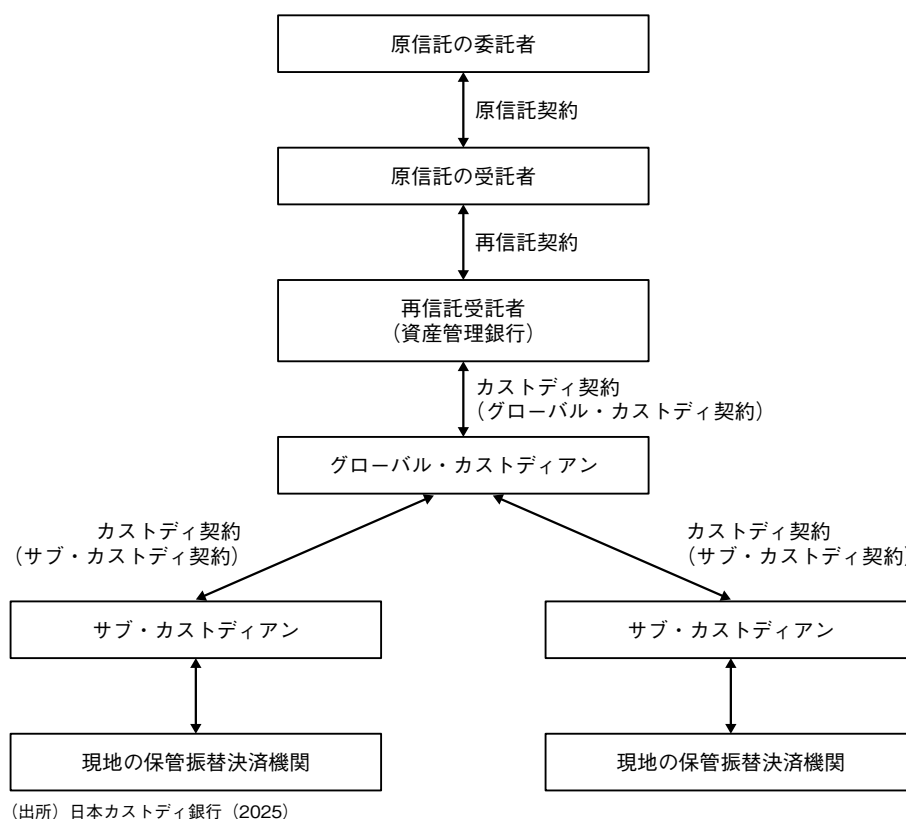
式・社債等を購入するためのバックオフィスサービスを提供している金融機関もあります（前述の二分類のうち後者のカストディアンに該当します）。そもそも、カストディアンは、ローカル・カストディアン（サブ・カストディアン）^{*18}とグローバル・カストディアンという二つに分かれます。ローカル・カストディアンとは、顧客から委託契約の下、その地域の決済等の各種事務手続きを実施するカストディアンを指します。様々な国で、証券決済の制度や法律等が異なります。そのため、その地域におけるカストディ・サービスの専門性を有する主体がローカル・カストディアンです。前述のとおり、本邦におけるローカル・カストディアンとしては、3メガバンクに加え、シティバンクや香港上海銀行（HSBC）等の外資系の金融機関がこの役割を担っています。

一方、グローバル・カストディアンとは、各市場に存在するローカル・カストディアンとのネットワークを構築することで、投資家に対し各国・他通貨の証券管理を一括して行うサービスを提供しています。世界

各国に投資を行う投資家にとって、グローバル・カストディアン一社との契約により、各市場におけるローカル・カストディアンと個別に契約を行う負荷を回避することができます。例えば、米国の証券会社がソニーの社債を購入したいと考えているとします。もっとも、その証券会社は保振の直接参加者ではないとします。「基礎編」で議論したとおり、ソニーの社債は保振に置いて管理されています^{*19}。そのため、例えば、JPモルガンやステート・ストリート、BNYといったグローバル・カストディアン（外国間口座管理機関と呼ばれる間接参加者）が、メガバンク等の直接参加者（直接口座管理機関）の顧客口座を間借りさせてもらう形で、米国の証券会社がソニーの社債を保有することを可能にしています。このように様々な国の決済をつなぐ存在がグローバル・カストディアンです。

日本のメガバンクはローカル・カストディアンの役割を果たしていると説明しましたが、メガバンクの中にはグループ内の信託銀行がグローバル・カストディアンの機能も有している先もあります。この場合、主

図表6 グローバル・カストディアンとローカル・カストディアン



*18) サブ・カストディアンという表現も普及していますが、その地域のローカルの決済を担う主体という観点で本稿ではローカル・カストディアンという表現を主に用います。

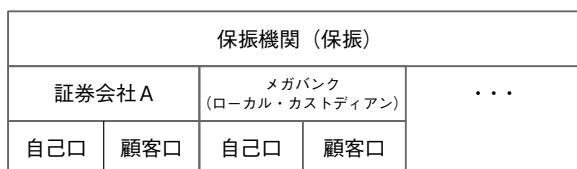
*19) 実際にはペーパーレスですが、「基礎編」と同様、わかりやすさの観点で紙があるイメージで説明します。

に世界各国に投資する本邦機関投資家に対しグローバル・カストディアン機能を提供するものです。

3.2 社債のケース

グローバル・カストディアンとローカル・カストディアンの理解を深めるため、再び具体的に考えます。現在、日本で活動をしている証券会社Aがソニーの社債を在庫として持っており、(保振における直接口座管理機関である)証券会社Aの自己口で管理しているとします。そのうえで、米国に拠点を有する証券会社Bがソニーの社債を買いたいと考えています。

図表7 保振とグローバル・カストディアンの関係(1)



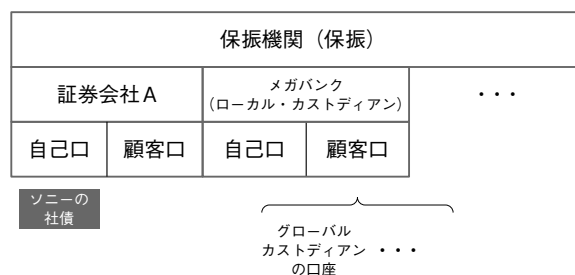
ソニーの
社債

(出所) 筆者作成

そこで、証券会社Bのトレーダーは、証券会社Aにコンタクトを取り、ソニーの社債を100円で約定したとします。もし証券会社Bが保振の直接参加者(直接口座管理機関)であれば、証券会社Aの自己口にあるソニーの社債を、証券会社Bの自己口に振り替えることで決済ができます。もっとも、証券会社Bは米国に拠点を置いており、保振の直接参加者ではありません。

一方、証券会社Bは、グローバル・カストディアンに口座を有しています。そこで、証券会社Bは、ソニーの社債を管理するうえで、グローバル・カストディアンを経由し、ローカル・カストディアンであるメガバンクの顧客口を間借りさせていただくことでソニーの社債を保有することが可能です(グローバル・カストディアンは保振に関し、外国間接口座管理機関(外国の間接参加者)です)。図表8のような形で、メガバンクの顧客口の中にはグローバル・カストディアンの口座があります。

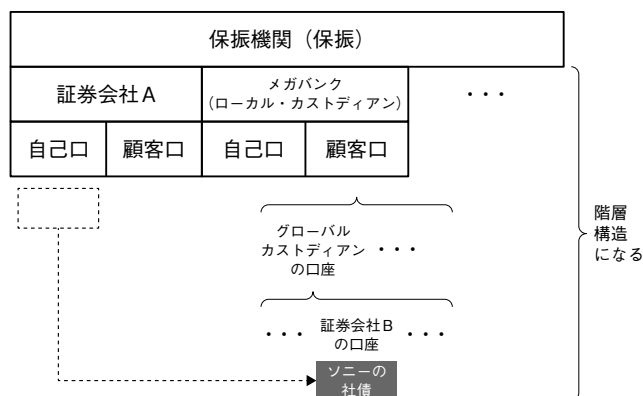
図表8 保振とグローバル・カストディアンの関係(2)



(出所) 筆者作成

メガバンクの顧客口をグローバル・カストディアンが間借りしているということですが、グローバル・カストディアンは自分の口座の中で、証券会社Bの口座を有しており、そこでソニーの社債を管理します。図表9のとおり、グローバル・カストディアンの口座の中に、証券会社Bの口座があり、そこに振り替えることでソニーの社債が管理されているということです。図表9をみると、階層構造になっていることがわかります。

図表9 保振とグローバル・カストディアンの関係(3)

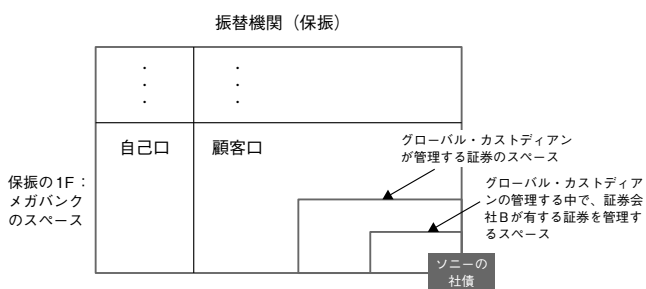


(出所) 筆者作成

「基礎編」では振替決済制度を保振の建物を用いて喩えましたが、イメージとしては、保振の1Fにメガバンクの自己口と顧客口のスペースが区分されてそれぞれ存在しており、その顧客口のスペースの中に、グローバル・カストディアンのスペースがあります。グローバル・カストディアンのスペースの中に、さらに、証券会社Bのスペースがあり、そこにソニーの社債が置いてあるということです。非常に重要なのは、ソニーの社債はあくまで保振の建物に置いてあり、カストディアンのスペースを間借りするということを二段階で行っている構造を理解することです(図表10がそのイメージを示しています)。



図表10 保振のスペースを用いたイメージ図 (1)



(出所) 筆者作成

資金の動き

ここまで証券の動きの議論をしてきましたが、次は資金の動きについて説明します。資金については、グローバル・カストディアンに証券口座を有する投資家は、グローバル・カストディアンに資金口座を合わせて開設し、その一方、グローバル・カストディアンはローカル・カストディアンに証券口座と合わせて資金口座も開設することが一般的です。資金の決済についてはこれらの口座を通じて行います。

前述の例を用いると、米国に拠点を置く証券会社Bは、グローバル・カストディアンに資金の口座を開設しています。また、グローバル・カストディアンはローカル・カストディアンであるメガバンクに口座を開設しており、「証券会社B→グローバル・カストディアンへ送金」、「グローバル・カストディアン→メガバンクへ送金」、さらに、「メガバンク→証券会社Aへ送金」という形で、証券会社Bが証券会社Aのソニーの社債を買う上で必要な資金が流れていきます(決済の都度の送金ではなく、決済用資金の指定口座からの引き落としでの処理が一般的ですが、ここでは簡略化のために都度送金と記載します)。

DVP決済を実施する場合、資金の動きと証券の動きが連動しなければなりません。したがって、証券の動きである「証券会社A→メガバンク→グローバル・カストディアン→証券会社B」と同時に、資金の動きである「証券会社B→グローバル・カストディアン→メガバンク→証券会社A」が同時に動く必要があります。なお、日本のマーケット慣行では、顧客等の取り決めにより、DVP決済かFOP (Free of Payment) 決済かを指定する形になっており、その決済指図に基づき、グローバル・カストディアンおよびローカル・

カストディアンが証券決済および資金決済を履行しています。

グローバル・カストディアン内で有価証券が動いた場合、保振やローカル・カストディアンから把握することができない

グローバル・カストディアンの口座を経由してソニーの社債が管理されていることですが、大切な点は、その詳細は保振からも、メガバンクから見えないことが起こりえるということです。「基礎編」でも議論したとおり、保振からみると、上記におけるメガバンクの顧客口の中身を把握することはできません。さらに、メガバンクから見ても、グローバル・カストディアンの口座体系等により顧客口の中でどのように管理されているかは見ることはできないケースがあります。

このような構図があるため、グローバル・カストディアンの口座内で売買がなされた場合、保振やメガバンクからみてもわからないということが起こります。例えば、先ほどと同様、米国に拠点を持つ証券会社Bは、あるグローバル・カストディアンを利用する一方、ローカル・カストディアンとしてメガバンクを利用することで、ソニーの社債を保有しているとしましょう。そのうえで、証券会社Bがソニーの社債を、同じく米国に拠点を置く証券会社Cに売却したとします。その際、証券会社Cも、証券会社Bと同じグローバル・カストディアンを利用しているとします。この場合、証券会社Bから証券会社Cにソニーの社債は売却されますが、この証券の決済はグローバル・カストディアンの口座内の振替で完結するため、保振の直接参加者であるメガバンクの口座では動きはありません。したがって、保振やメガバンクから、このような売買があったこと自体を把握することができないということです(日本国債のケースはBOXで議論します)。

3.3 ローカル・カストディアンとグローバル・カストディアンの関係

上記では、米国に拠点を置く証券会社Bがグローバル・カストディアンに直接口座を有する設定でした。しかし、グローバル・カストディアンに直接口座を持

つことができる金融機関は、一定の要件を有する大きな金融機関であることが典型であり*20、グローバル・カストディアンに口座を持たない海外の主体が、例えば、日本の社債や株式に投資したいというケースはあります。

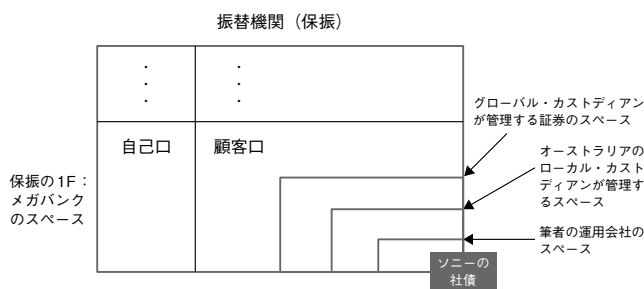
例えば、筆者がオーストラリアにおけるアセットマネジメント会社のファンド・マネージャーだとしてソニーの社債を購入したいとします。このアセットマネジメントはグローバル・カストディアンに口座を持たず、普段、オーストラリアのローカル・カストディアンに有価証券を管理してもらっているとしましょう。

この事例において、筆者がソニーの社債を保有しようとする場合はどうなるでしょうか。前述の通り、ソニーの社債は保振に置いてあり、これを振り替えることで証券決済をします。オーストラリアに拠点を置く筆者が所属する運用会社がソニーの社債に投資するには、まず、自社が用いているローカル・カストディアンがグローバル・カストディアンを経由して、保振に直接参加できるメガバンク（ローカル・カストディアン）に保振のスペースを間借りさせてもらうということが考えられます。前述のケースでは、「グローバル・カストディアンが日本のローカル・カストディアン（メガバンク）のスペースを間借りさせてもらう」という構図だったところ、今回のケースでは、「オーストラリアのローカル・カストディアンが、グローバル・カストディアンのスペースを間借りさせてもらい、さらに、グローバル・カストディアンが日本のローカル・カストディアン（メガバンク）のスペースを間借りさせてもらう」という形になり、階層構造が

より複雑化していきます。

先ほどの保振の建物の例を用いれば、保振の1Fにメガバンクの自己口と顧客口があり、その顧客口のスペースの中に、グローバル・カストディアンのスペースがあります。グローバル・カストディアンのスペースの中に、さらに、オーストラリアのローカル・カストディアンのスペースがあります。さらに、そのローカル・カストディアンのスペースの中に、筆者の運用会社のスペースがあり、そこにソニーの社債が置いてあるということです（図表11）。大切な点は複雑化しているものの、あくまで間借りを繰り返していること、さらに、ソニーの社債はあくまで保振の1Fにおけるメガバンクのスペースに置いてあるという点に注意してください。

図表11 保振のスペースを用いたイメージ図（2）



（出所）筆者作成

このような視点でみれば、グローバル・カストディアンを軸に、各国の制度に特化したローカル・カストディアンが各国の決済の事務を担うという形で、グローバルの証券決済システムが機能しているというイメージを抱くことができます。

BOX 日本国債のケース

本稿では、社債をベースに考えたため、社債の管理を担う保振を軸に説明しましたが、日本国債の場合、保振を日本銀行（日銀）と読み替える形で、同様の議論ができます。再び、紙ベースの有価証券を考えると、ソニーの社債は保振に置かれることで管理されていますが、日本国債は日銀に置いておくことで管理されています（「日本国債決済入門」と同様、あくまで

わかりやすさの観点で紙の国債を考えています）。

したがって、米国に拠点を置く証券会社土など外国人投資家が国債を売買した場合、もしそれがグローバル・カストディアンの口座のなかで振替された場合、その売買は日銀やその直接参加者である（メガバンク等の）ローカル・カストディアンからもみることができない、という点に注意が必要です。

*20) 日本の運用会社や年金は規模が大きくても、グローバル・カストディアンを使わず、ローカル・カストディアン（典型的には日本マスタートラスト信託銀行、日本カストディ銀行、野村信託銀行等）を使う傾向があります。



4. おわりに

本稿ではカストディアンについて基礎的な内容を触れました。本稿では、あくまで日本を軸にカストディアンについて具体的に考えてきました。もっとも、最後のグローバル・カストディアンの議論から想像できるとおり、本稿はあくまで日本というローカルな視点で記載しているという側面もあります。グローバル・カストディアンからみれば、あくまで日本拠点の話であり、より広い視点でグローバルにカストディビジネスを展開しているとも言えます。そのため、グローバル・カストディアンからみたカストディアンの議論は別の機会に記載しようと考えています。

また、冒頭で述べたとおり、カストディアンの業務として、議決権行使等のコーポレート・アクションも重要です。実務的にはコーポレート・アクションに係る業務も看過できない大きさになっています。これについても別の機会に記載します。

参考文献

- [1]. 日本カストディ銀行（2025）「THE資産管理専門銀行〔第5版〕：その実務のすべて」金融財政事情研究会
- [2]. 服部孝洋（2023）「日本国債入門」金融財政事情研究会
- [3]. 服部孝洋（2025）「はじめての日本国債」集英社新書
- [4]. 服部孝洋（2026a）「マネー・マーケット入門」日本評論社
- [5]. 服部孝洋（2026b）「証券決済と証券保管振替機構―基礎編―」『ファイナンス』, 17-27.

AMRO 事務局長兼 CEO の視点 (6)

国境を越えるお金—G20 の挑戦

AMRO 事務局長兼 CEO 渡部 康人

著者プロフィール

東京大学卒。イェール大学修士。1992年に大蔵省に入省し、アジア開発銀行理事代理、AMRO次長、アジア開発銀行予算人事局長、財務省国際局次長等を経て、2025年5月から現職。



はじめに

前回は、クロスボーダー決済の基本的な仕組みについてご紹介しました。国内決済とは異なり、クロスボーダー決済では、複数の金融機関や決済インフラ、異なる法域や規制が関わるため、その仕組みは複雑になります。こうした複雑さが、送金コストや処理時間、透明性などの課題につながっています。

こうした課題を改善するため、現在、G20を中心として国際的な取組が進められています。今回は、クロスボーダー決済がどのような経緯でG20の重要な政策課題となり、どのような改善が進められているのかについて見ていきます。

G20における議論の始まり

G20におけるクロスボーダー決済の議論を振り返る際に鍵となるのは、2020年に策定された「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」です。しかし、クロスボーダー決済をめぐる議論は2020年に突然始まったものではありません。

G20は、1997年のアジア通貨危機などを背景に、1999年に財務大臣・中央銀行総裁の会議体として発足しました。その後、2008年の世界金融危機を受けて首脳レベルに格上げされ、危機対応や金融規制改革に中心的な役割を果たしました。

世界金融危機への対応を進める中で、G20の議論は金融システムの安定だけでなく、危機の影響を強く

受けた低所得国や貧困層への支援にも広がりました。2009年のピッツバーグ・サミットでは、貧困層による金融サービスへのアクセス改善が首脳レベルの課題として取り上げられ、翌2010年のソウル・サミットでは、誰もが必要な金融サービスを利用できるようにする「金融包摂」の取組がさらに具体化されました。また、G20の開発分野では、国際送金の効率性向上や送金コストの削減も課題として取り上げられるなど、国境を越えた資金移動の改善に関する議論が徐々に広がっていきました。

コルレス銀行関係の減少

一方、国際的な資金移動を支える金融システムそのものについても、新たな課題が顕在化していました。前回ご紹介したように、クロスボーダー決済では、銀行が海外の銀行に口座を保有する「コルレス銀行関係」が、国境を越えて資金を決済するための重要な役割を担っています。しかし、2010年代に入ると、こうした銀行間のコルレス関係が世界的に減少していることが問題となりました。

この問題への対応で重要な役割を担ったのが、金融安定理事会（FSB）です。FSBは、2008年の世界金融危機を受けて2009年に設立され、各国の財務省、中央銀行、金融監督当局や国際機関などが参加する国際的な組織です。国際金融システムの安定に向けて、金融システムに生じるリスクを分析し、金融規制・監督政策の国際的な調整を行うとともに、G20からの要請を受けて様々な金融分野の政策課題について検討するなど、G20の金融分野の議論を支える重要な役割を担っています。

2015年のトルコ議長国の下では、FSBが世界銀行などと連携して、コルレス銀行関係の減少の実態や原



因について調査を行いました。その結果、調査対象となった新興国・途上国の約半数でコルレス銀行サービスが減少しており、特にカリブ海地域、東アジア・太平洋地域などで影響がみられることが明らかになりました。

では、なぜ銀行はコルレス銀行関係を減らすようになったのでしょうか。FSBなどの調査では、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に関するリスクへの懸念、銀行自身のリスク許容度、採算性など、複数の要因が指摘されています。コルレス銀行は、取引相手となる海外の銀行が適切な顧客確認などを行っているかを確認し、取引に伴うリスクを管理する必要があります。こうした確認に必要なコストがかかる一方、取引量が少なく十分な収益が得られない場合には、銀行にとってコルレス関係を維持するメリットが小さくなります。

コルレス銀行関係が減少すると、クロスボーダー決済そのものがなくなるわけではありません。しかし、ある銀行がこれまで利用していた海外のコルレス銀行との関係を失えば、その銀行を通じた決済ができなくなり、別の決済経路を確保する必要があります。その結果、利用できるコルレス銀行が少数の銀行に集中したり、一つの支払いに関与する仲介銀行が増えて決済経路が長くなったりする可能性があります。実際、FSBはその後の調査で、コルレス銀行関係の減少がこうした集中や決済経路の長期化につながり得ることを指摘しています。

これは、クロスボーダー決済の迅速化、低コスト化、透明性の向上という観点からは大きな問題です。また、海外送金への依存度が高い新興国・途上国では、国際的な金融ネットワークへのアクセスそのものが難しくなり、金融包摂や貿易、経済成長にも影響を及ぼすことが懸念されました。このためFSBは2015年にG20に提出した報告書において、コルレス銀行関係の減少の実態把握、規制上の期待の明確化、影響を受ける国への能力構築支援、銀行による顧客確認を効率化するための取組、という4つの柱からなる行動計画を提示しました。

その後、この行動計画に沿って国際的な取組が進められた一方、FSBの調査では、2011年から2017年にかけて世界のコルレス銀行関係が減少を続けていた

ことも確認されました。

2019年 — 日本がG20議長国に

こうした課題を抱えたまま、2019年にG20議長国は日本に引き継がれました。日本議長国は、世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現に向けて、世界経済のリスクへの対応や成長力の強化に加え、「技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応」を主要テーマの一つに掲げました。金融分野でも、金融危機後に進められてきた金融規制改革を着実に実施する一方、金融市場の分断や金融包摂、急速な技術革新が金融システムにもたらす機会とリスクなど、幅広い課題について議論が行われました。

同年6月に開催されたG20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議では、これまでG20で取り組んできたコルレス銀行関係の減少について、その原因と影響を引き続き把握し、必要に応じて対応していくことが確認されました。また、コルレス銀行関係の減少とも関係する問題として、海外送金事業者が銀行サービスを利用しにくくなっている問題についても議論され、FSBから対応状況をまとめた報告書が提出されました。さらに、金融包摂を世界経済の成長にとって重要な課題として改めて確認するとともに、金融技術革新についても、分散型金融技術や暗号資産などに関する議論が行われました。

その福岡会合の直後、国際的な決済をめぐる議論に新たな動きが生じます。2019年6月、Facebook（現Meta）が主導する「Libra（リブラ）」構想が発表されました。Libraは、通貨などの資産を裏付けとすることで価格の安定を図る「ステーブルコイン」と呼ばれる新たな仕組みで、国境を越えて広く利用されることを想定した構想でした。世界規模の利用者基盤を持つ民間企業がこうした仕組みを提供する可能性は、決済の効率性を高める可能性がある一方、金融安定、マネー・ローンダリング対策、利用者保護など、これまでにない政策上の課題を提起しました。

こうした動きを受け、同年10月にワシントンで開催された日本議長国下最後のG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、Libraのように国境を越えて大規模に利用される可能性のある「グローバル・ステーブル

コイン」が、G20として初めて本格的に議論されました。G20は、こうした新しい決済手段がもたらし得る便益を認識する一方、様々な政策・規制上のリスクに適切に対応する必要があることを確認しました。

このように、日本議長国の下では、コルレス銀行関係の減少など既存の国際決済の仕組みが抱える課題への対応が続けられる一方、デジタル技術を利用した新しい決済手段の可能性とリスクについても議論が進みました。

2020年 — クロスボーダー決済を包括的なG20アジェンダへ

こうした流れの中、2020年にG20議長国を引き継いだサウジアラビアは、クロスボーダー決済の改善をG20の優先課題の一つとして取り上げました。サウジアラビアは、議長国全体のテーマとして「21世紀の機会をすべての人に」を掲げ、すべての人々が機会にアクセスできる社会の実現を優先課題の一つとしていました。より速く、安く、透明性が高く、誰もが利用しやすいクロスボーダー決済を実現することは、国際貿易や経済成長だけでなく、金融包摂につながるものであり、サウジアラビア議長国が掲げた「機会へのアクセス」というテーマにも重なるものでした。

2020年2月にリヤドで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、クロスボーダー決済の改善に向けた具体的な作業が開始されました。G20は、FSBに対し、国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会（CPMI）などと連携して、クロスボーダー決済を改善するためのロードマップを策定するよう求めました。ロードマップの策定は、現状の課題を整理し、改善に必要な方策を検討した上で、具体的なロードマップを策定するという三段階で進められることになりました。

第1段階では、FSBが既存のクロスボーダー決済の仕組みと課題を分析しました。2020年4月に公表された報告書では、クロスボーダー決済が抱える主要な課題として、コスト、スピード、アクセス、透明性の4つが整理されました。また、その背景には、国によって異なる規制やデータ基準、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策などへの対応、各国の営業時

間の違い、旧来の技術基盤など、様々な要因が複雑に関係していることが指摘されました。

第2段階では、各国中央銀行などが参加するCPMIが、こうした課題を改善するために必要な方策を検討しました。その結果、2020年7月に、規制・監督面での国際協調、既存の決済システムの改善、データやメッセージ形式の標準化、新しい決済インフラの可能性など、19の「構成要素（Building Blocks）」が提示されました。

そして第3段階として、FSBはこれらの検討をまとめ、2020年10月に「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」を策定しました。ロードマップでは、19の構成要素を5つの重点分野に整理し、それぞれについて国際機関などが取り組む具体的な作業とスケジュールが示されました。

このように、G20におけるクロスボーダー決済の議論は、金融包摂や海外送金、コルレス銀行関係の減少といった個別の課題への対応を経て、2020年にクロスボーダー決済全体を改善するロードマップへと発展しました。

では、このロードマップによって、実際にクロスボーダー決済をどのように変えようとしているのでしょうか。今回は、19の構成要素やその後に設定された具体的な目標を取り上げながら、G20が目指すクロスボーダー決済の将来像についてご紹介します。

参考文献

- ・有泉秀（2019）「G20福岡と金融分野」『ファイナンス』2019年7月号
- ・緒方健太郎・米山泰揚（2019）「IMF・世銀年次総会およびG20財務大臣・中央銀行総裁会議等の概要（2019年10月17日～19日、於：アメリカ・ワシントンD.C.）」『ファイナンス』2019年12月号
- ・G20（2009）, Leaders' Statement: The Pittsburgh Summit, 24–25 September 2009.
- ・G20（2010）, Seoul Summit Leaders' Declaration and Multi-Year Action Plan on Development, 11–12 November 2010.
- ・Financial Stability Board（2015）, Report to the G20 on Actions Taken to Assess and Address the Decline in Correspondent Banking.
- ・Financial Stability Board（2017）, FSB Correspondent Banking Data Report.
- ・Financial Stability Board（2018）, FSB Action Plan to Assess and Address the Decline in Correspondent Banking: Progress Report to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors.
- ・G20（2019）, G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting Communiqué, Fukuoka, 8–9 June 2019.



- ・ Financial Stability Board (2019) , Regulatory Issues of Stablecoins.
- ・ Financial Stability Board (2020) , Enhancing Cross-border Payments : Stage 1 Report to the G20.
- ・ Committee on Payments and Market Infrastructures (2020) , Enhancing Cross-border Payments : Building Blocks of a Global Roadmap. Bank for International Settlements.
- ・ Financial Stability Board (2020) , Enhancing Cross-border Payments : Stage 3 Roadmap.

5次のトリセツ

—FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ—

—第5回：IO4（DNFBPsの監督・予防措置）—

国際局 資金移転対策室 課長補佐

国際対策係長 **土屋 淳史**
三代 健太

【目次】

- はじめに
- FATF基準の要請（IO4）
 - IO4の位置づけ
 - IO4の評価ポイント（6つの主要な課題）
- FATF第5次相互審査での各国への指摘事項
 - マレーシア（2025年12月公表）
 - ベルギー（2025年12月公表）
 - イタリア（2026年4月公表）
 - オーストリア（2026年4月公表）
 - シンガポール（2026年5月公表）
 - まとめ
- 第4次相互審査での日本への指摘事項
 - 監督（IO3）に関するDNFBPsへの指摘事項
 - 予防措置（IO4）に関するDNFBPsへの指摘事項
- 第4次対日相互審査以降の日本政府の取組み
 - 日本政府の取組み
- 第5次対日相互審査における課題と民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項
 - 第5次対日相互審査における課題
 - 民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項
- 終わりに

掲載号		内容
2026年5月号	第1回	序論
6月号	第2回	IO1
7月号	第3回	IO2
8月号	第4回	IO3
9月号	第5回	IO4
10月号	第6回	IO6
11月号	第7回	IO7
12月号	第8回	IO8
2027年1月号	第9回	IO9
2月号	第10回	IO10
3月号	第11回	IO11
4月号	第12回	IO5
5月号	第13回	重要TC
6月号	第14回	まとめ

（掲載号・内容は変更される場合があります）

1. はじめに*1

前回はIO3について、FATFが各国に求める金融機関等の監督・予防措置の概要、第5次相互審査における各国への指摘事項、及び第4次対日相互審査での指摘事項と日本政府の取組みを説明した。今回は、IO4（DNFBPsの監督・予防措置）について取り上げたい。

人生で最も大きな買い物は何かと聞かれたら、多くの方が「家」と答えるのではないだろうか。物件サイトで間取りや立地を吟味し、気になる家を見つけては内覧に足を運ぶ。日当たりは十分か、最寄り駅まで何分か、近くにスーパーはあるか。家族と何度も話し合い、住宅ローンのシミュレーションを繰り返し、ようやく「ここにしよう」と決める。そして迎えた契約の日、不動産会社の窓口には分厚い書類の束が待っている。重要事項説明を受け、署名・押印を進めていく中で、運転免許証やマイナンバーカードの提示を求めら

れ、「取引の目的は何ですか」「ご職業は」「資金の出所は」などと尋ねられる。マイホームの夢がいよいよ形になる高揚感の中で、こうした質問はやや事務的に感じられるかもしれない。「住むために買うに決まっているじゃないか」と心の中でつぶやいた方もいるだろう。

しかし、この手続きは単なる事務的な儀式ではない。犯罪収益移転防止法は、宅地建物取引業者に対し、売買契約の締結時に顧客の本人特定事項や取引目的等の確認——いわゆる「取引時確認」を義務づけている。これは、FATFが勧告にて各国に求める「顧客管理（CDD：Customer Due Diligence）」に対応する措置の一つであり、マネー・ローンダリングの防波堤として設計されたものである。ではなぜ不動産なのか。不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネロン等に悪用

*1) 本稿の意見にわたる部分は執筆者の個人的見解であり、執筆者の属する組織の公式見解を示すものではない。



されやすい資産類型の一つなのである。マネロン等対策といえば、多くの人は銀行や証券会社といった金融機関を思い浮かべるだろう。しかし、金融機関の規制が強化される中で、犯罪者は規制の手が十分に及んでいない「別の入口」を探す。不動産業者、宝石・貴金属商、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等がこれに当たる。FATFはこうした業種を「指定非金融業者及び職業専門家」(DNFBPs: Designated Non-Financial Businesses and Professions)と位置づけ、金融機関と同様にマネロン等対策の予防措置を講じることを求めている。

住宅を購入する際に何気なく応じていた本人確認の手続き。その背後にある、金融機関に並ぶ「もう一つの門番」としての機能を、監督当局や事業者自身がどれほど意識できているか。この問いに答えるのが、今回取り上げるIO4 (DNFBPsの監督・予防措置)である。

2. FATF基準の要請 (IO4)

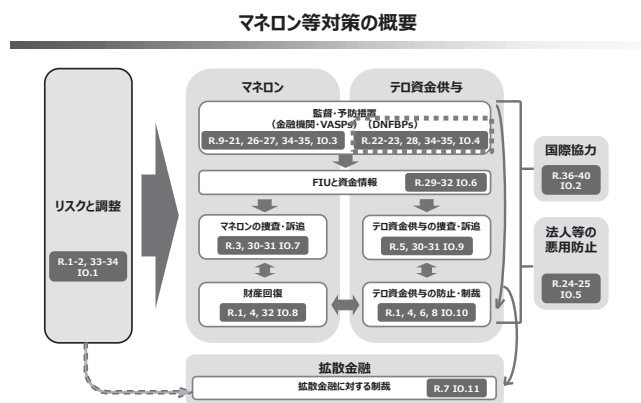
(1) IO4の位置づけ

IO4は、FATFの11の有効性評価項目 (Immediate Outcomes) のうち、DNFBPsの監督・予防措置に関する分野を扱う。FATFメソドロジーにおいて、IO4は「監督者は、マネロン・テロ資金供与対策 (以下「AML/CFT」という。) に関する要件の遵守に向け、DNFBPsを適切に監督、監視、規制し、DNFBPsはリスクに見合ったAML/CFT予防措置を適切に適用し、疑わしい取引を報告する」ことを目的とする評価項目と定義されている*2。前回のIO3が金融機関及びVASPsに関する監督・予防措置の有効性であるのに対し、IO4はDNFBPsに関する監督・予防措置の有効性について評価する重要な審査項目である。第4次相互審査時では、金融機関・暗号資産交換業者・DNFBPs等の「監督 (IO3)」、「予防措置 (IO4)」として審査項目が設けられていたが、第5次相互審査よりDNFBPsが独立した項目として評価が行われるこ

とになった。

IO1～3の各回でも掲載したマネロン等対策の概要図 (IO・TCの相関図、以下再掲) のとおり、IO4は主にFATF勧告22～23,28,34～35*3に対応しており、これらの勧告が実際にどの程度効果的に機能しているかが審査される。

【マネロン等対策の概要：IOとTCの相関図 (FATF基準及びFATF作成資料を基に作成)】



【DNFBPsの定義*4】

DNFBPsの定義 (FATFメソドロジー Glossaryより)	
Designated Non-Financial Businesses and Professions: 指定非金融業者及び職業専門家	
a. カジノ	
b. 不動産業者	
c. 貴金属ディーラー	
d. 貴石ディーラー	
e. 弁護士、公証人、その他の独立した法律専門家および会計士	
f. 信託およびカンパニーサービスプロバイダー (Trust and Company Service Providers)	
- 法人設立の代理人として行動するもの - 会社の取締役や秘書、パートナーシップのパートナー又は他の法人に関連する同様の役職を務めること (又は他の者がそのように行動するように手配すること) - 会社・パートナーシップ又はその他の法人・法人的取組の登録オフィス、ビジネスアドレス、宿泊施設、通信、管理用アドレスを提供すること - 明示信託の受託者として行動すること - 他の者のためにノミニー株主として行動すること	

(2) IO4の評価ポイント (6つの主要な課題)

IO4の有効性は以下の6つの主要な課題 (Core Issue) に基づき評価される*5。

Core Issue 4.1：マーケットエントリー

監督者又はその他の当局による免許、登録又はその他の管理が、犯罪者及びその同調者がDNFBPsの重要な若しくは支配的な資本持分の実質的支配者となること、又は経営機能を所持することを、どの程度効果的に防止しているか。そうした免許又は登録の規制に係る違

*2) FATF "Methodology – For Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Updated December 2025)", p.136

*3) 勧告22 (DNFBPsにおける顧客管理)、勧告23 (DNFBPsによる疑わしい取引の報告義務)、勧告28 (DNFBPsに対する監督義務)、勧告34 (ガイドラインの策定義務)、勧告35 (義務の不履行に対する制裁措置)

*4) FATF "Methodology – For Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Updated December 2025)", p.175

*5) 同上, p.125-126

反は、どの程度適切に検知され、対処されているか。

Core Issue 4.2 : 監督当局のリスク理解

監督者は、規制対象組織によるマネロン及びテロ資金供与のリスク及びその対策の義務に関する理解をどの程度適切に特定し、理解し、その促進を行っているか。これには、時間的な経過に沿って、異なるセクターや異なる種類のDNFBPsにおけるマネロン及びテロ資金供与のリスクの理解や個々のDNFBPsの理解を特定し、維持することを含む。

Core Issue 4.3 : DNFBPsのリスク理解

DNFBPsは自己のマネロン及びテロ資金供与のリスクの特性及び程度についてどの程度理解しているか。これには、時間の経過とともにマネロン及びテロ資金供与のリスクが変化していることの理解を示すことを含む。

Core Issue 4.4 : 事業者の低減措置

DNFBPsは、以下に関してなど、マネロン及びテロ資金供与対策の義務及び自己の事業活動に適するリスク低減措置をどの程度適切に理解し、適用しているか。

- i. 顧客管理及び記録保管措置（実質的支配者情報及び継続モニタリングに関する措置を含む）
- ii. (a) PEPs*6、(b) 新テクノロジー、(c) FATFが特定した高リスク国に対する厳格な又は特定の措置
- iii. マネロン及びテロ資金供与対策の報告義務。内報を阻止するために実用的な措置は何か。
- iv. マネロン及びテロ資金供与対策に係る義務の遵守を確保するための内部管理・手続及び監査義務（グループレベルのものを含む）
- v. マネロン及びテロ資金供与対策に係る義務の履行及びリスク低減措置の実行を阻止する法律上又は規制上の要件はどの程度存在するか。

Core Issue 4.5 : モニタリング

監督者は、DNFBPs（グループレベルのものを含む）による、マネロン及びテロ資金供与対策の遵守の度合いを、リスクを低減する目的で、どの程度十分にモニタリングし、監督しているか。

Core Issue 4.6 : 是正措置の適用

アウトリーチ、研修、是正措置や、実効的で比例的な抑止力のある制裁の適用をはじめ、モニタリングや

監督は、DNFBPsによる法令遵守に対し、時間の経過とともにどの程度明白に好ましい影響を与えているか。

3. FATF第5次相互審査での各国への指摘事項

2025年10月のFATF全体会合以降、第5次相互審査の結果が順次公表されている。ここでは、マレーシア、ベルギー、イタリア、オーストリア、シンガポールの5か国の審査結果を取り上げる。これらの事例は、第5次相互審査における評価の傾向や着眼点を示す初期事例であり、DNFBPsによるAML/CFT上の取組みの有効性がどのように評価されているかを把握する上で、重要な示唆を与えるものである。

(1) マレーシア（2025年12月公表）

マレーシアは、IO4について4段階中の下から2番目の評価であるME評価*7となった。

宝石・貴金属取扱業者（DPMS : Dealers in Precious Metals and Stones）を除く業種では免許・登録制が導入され、犯罪者の参入防止や継続的な資格チェックが実施された。ただし、高リスクとされるDPMSは免許・登録制の対象外であり、会社登記等を通じた実態把握にとどまっていた。

主要監督機関であるBNM（中央銀行）及びLFSA（ラブアン金融サービス庁）は、国のリスク評価や監査・検査データの分析を通じてリスクを的確に把握し、高リスク先への検査頻度の引上げなどリスクベースの監督を実施した。事業者側では、大規模事業者のリスク理解は高い一方、中小事業者では理解が限定的であり、リスク評価書の未作成や本人確認・記録保存等の不備も確認された。疑わしい取引の届出（STR : Suspicious Transaction Report）件数もリスクの高さに見合っていない。監督体制については、高リスクとされる事業者数が業種のリスクや事業者数と整合しておらず、一部業種では検査頻度も低い。是正措置は主に文書での指導にとどまり、重大な不備に対してもそれ以上の措置が取られておらず、刑罰水準も低いことから、抑止力として十分に機能していないとみられた。

*6) Politically Exposed Persons（重要な公的地位を有する者）の略。

*7) 上位評価から順に、High, Substantial, Moderate, Low (level of Effectiveness)



(2) ベルギー (2025年12月公表)

ベルギーは、IO4についてマレーシア同様、4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。

すべての業種で免許・登録制が設けられたが、研修義務や実質的支配者の透明性確保など、AML/CFT上の有効性はセクターごとに異なり、登録後の管理も不十分であった。監督当局のリスク理解は一定の評価を受けたが、自主規制団体では理解が限定的であり、セクター別リスク評価も国のリスク評価の結論をなぞる程度にとどまった。事業者側では、特にダイヤモンド取扱業者・不動産業者・カンパニーサービスプロバイダーといった高リスク業種でリスク評価の作成がなく、実際のリスクとの乖離が大きい。義務の履行面でも本人確認や強化措置の理解・実施が不十分であり、上記高リスク業種からのSTRはほとんどなかった。監督体制については、複数の高リスク業種を担当するSPF（連邦経済省）がわずか16名体制であり、監督能力に大きな制約があった。是正措置については、2019年以降罰金適用が強化され1件あたりの金額は妥当であったものの、適用件数が少なく公表も匿名のため抑止効果は限定的と評価された。

(3) イタリア (2026年4月公表)

イタリアは、IO4について、マレーシア・ベルギーと同様、4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。

すべてのDNFBPsに免許・登録制度があったが、制度の厳格さはセクターごとに差があり、無免許業者の検知や登録抹消も十分でなかった。監督当局はリスク評価等を通じて各業種のリスクをおおむね把握していた。事業者側では、公証人や監査人、大手オンラインカジノはリスク理解が進んでいる一方、不動産業者・弁護士・会計士は不十分な面があった。義務の履行面では、基本的な本人確認はおおむね理解されていたものの、厳格な顧客確認や継続的モニタリングの実施、高リスク業種での底上げが課題となっていた。監督体制については、GdF（財務警察）がリスクに応じた監督を行っていた一方、自主規制団体の運営にばらつきがあった。是正措置は主に罰金に依存しており、業務改善命令やフォローアップは限定的で、違反の抑止・改善促進に十分つながっていないとされていた。

(4) オーストリア (2026年4月公表)

オーストリアは、IO4について、上記3か国と同様、4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。

DNFBPsの監督当局において、無届け事業者の検知や参入条件の確保に必要な措置が不十分とされていた。監督当局は各業種のリスクを十分に把握できておらず、高リスク業種の監督が地域ごとにばらつきがあり、一体的な体制になっていなかった。事業者側のリスク理解も業種間で大きく異なり、特に不動産・金融業務・信託サービス等では事業者自身のリスク評価が不十分であった。義務の履行面でも、基本的な本人確認は理解されていたものの、高リスク顧客への確認が不十分であり、STR件数も低水準にとどまった。監督体制については、カジノ・公証人・弁護士などではリスクに応じた仕組みが整っていた一方、不動産等では現地検査率が極めて低く、事業者の自己申告書に依存していた。是正措置については一定の対応がなされていたものの、重大な違反に対する改善効果や監督者間での統一性が不十分と評価された。

(5) シンガポール (2026年5月公表)

シンガポールは、IO4について、4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た。

犯罪歴調査等により適格な事業者のみが参入できる仕組みが整備され、違反には免許取消しから罰金まで幅広く対応していた。監督当局は国全体や各業種のリスクをおおむね把握し、ガイドラインの公表や業界団体との連携、啓発活動等を通じてリスク理解の向上を図っていた。事業者側のリスク理解は全体として改善傾向にあるが、DPMSは比較的新しい監督対象であり、十分な理解には至っていなかった。本人確認やPEPs・高リスク先への強化された顧客管理（EDD：Enhanced Due Diligence）は概ね適切に実施されており、STR件数は2020年比で約250%増となっていたが、その大半（88%）がカジノからであり、他の高リスク業種からの届出は依然として低かった。監督体制はおおむねリスクに応じていたものの、一部で低リスク業種が高リスク業種より厳しく監督されるなど整合性に課題があった。直近5年間で約1,900件の是正措置を実施し違反件数は減少傾向にあったが、金銭的制裁の適用は少なかった。

(6) まとめ

下表は上記5か国の相互審査報告書のうちIO4のCore Issuesの指摘をまとめたものである。肯定的な評価は太字・下線で、否定的な評価は斜体で示している。ご覧いただくと、4段階中上から2番目のSE評価を得たシンガポールには肯定的評価が多い一方、下から2番のME評価を受けたマレーシア・ベルギー・イタリア・オーストリアには否定的評価が多いことが分かる。今回対象となった5か国の評価をみると、多くの国において免許・登録制度の導入やガイドラインの整備など、制度面での枠組みは相応に整備されており、監督当局によるマネロン及びテロ資金供与リスク(以下「ML/TFリスク」という。)の把握も一定程度

進んでいる。また、一部の国や大規模事業者においては、リスク評価や内部統制の高度化など前向きな取組みも確認されている。

他方で、共通の課題として、DNFBPs事業者レベルにおけるリスク理解や義務の履行には依然としてばらつきがあり、特に中小事業者や一部の高リスクセクターにおいて、リスク評価の未実施やSTR件数の低さなどが指摘されている。また、監督についても、リスクの高低に応じた対象の選定や検査頻度の調整が必ずしも十分でない事例が見られるほか、是正措置や金銭的制裁の活用が限定的で、違反抑止や改善につながりにくいといった点も共通して指摘されている。

	馬(25/10)	白(25/10)	伊(26/2)	埃(26/2)	星(26/2)
	ME	ME	ME	ME	SE
マーケット エントリー(4.1)	貴金属・宝石取扱業者以外の業種では免許・登録制が導入されており、役員や実質的な支配者を含めた犯罪者の参入防止や継続的な資格チェックが行われている。一方、高リスクとされる貴金属・宝石取扱業者は免許・登録制の対象外だが、会社登記等を通じて事業者の把握は可能となっている。	すべての業種で免許・登録制は設けられているが、研修の義務化や実質的な支配者の透明性確保といった踏み込んだ要件や、登録後の役員変更の把握・無届け業者の発見などの管理体制はまだ不十分である。	すべてのDNFBPsに免許・登録制度はあるが、要件に厳格さやAML/CFT上の有効性はセクターごとに差がある。無免許・無登録業者の検知や登録抹消は行われているが、自主規制の対象外の業種ではチェックが限定的で、組織犯罪による浸透を十分に防げているとは言えない。	DNFBPsの監督当局は、無届け業者の検発や免許違反への対応が行われておらず、資格要件の継続的なチェック体制も不十分。実際に免許取消しや無届け業者を発見した実績データも欠けている。	犯罪歴調査などにより適切な事業者のみが参入できる仕組みがあり、免許更新時の検査や現地・非現地のモニタリング、内部通報など複数の手段で違反を発見。違反には警告から免許取消し・罰金まで幅広く対応している。
監督当局のリスク 理解(4.2)	主要監督機関であるBNM(中央銀行)とLFSA(ラブアン金融サービス庁)は、国のリスク評価への関与や監督・捜査データの分析を通じてリスクを的確に把握しており、高い評価を受けている。両機関は事業者ごとのリスク評価も行い、高リスク先には検査の頻度を上げるなど監督に反映している。	ダイヤモンド・カジノ・会計士・不動産などを監督する当局のマネロンリスク理解は一定の評価を受けているが、自主規制団体の理解は限定的。テロ資金供与リスクの理解はどの監督当局でも総じて低い。また、業種別のリスク評価は掘り下げが足りず、大半が国のリスク評価の結論をなぞるだけにとどまっている。	監督当局はリスク評価等を通じて各業種のリスクをおおむね把握しているが、研修や啓発活動の範囲は限られており、すべての非金融事業者がリスクや義務を十分に理解しているとは言えない。	監督当局は各業種特有のリスクを十分に把握できておらず、不動産・貴金属商・信託サービス業者など高リスク業種の監督が地域ごとにバラバラで一体的な体制になっていない。2023年頃から啓発や研修を強化しているが、内容は基礎的な意識向上にとどまっている。	監督当局は国全体や各業種のリスクをおおむね把握しており、ガイドラインの公表や業界団体との連携、啓発活動、リスク評価の共有などを通じて、事業者が疑わしい取引を見抜けるようリスク理解の向上を図っている。
DNFBPsのリスク 理解(4.3)	大規模事業者のリスク理解は高い一方、それ以外の事業者は国のリスク評価で示された内容を把握している程度にとどまる。リスク評価書の作成は義務化されているものの、現地検査では未作成の事業者も確認されており、特に小規模事業者の対応が不十分。	DNFBPsの大半はリスクへの理解がとれていない。特にダイヤモンド・不動産・カンパニーサービスといった高リスク業種でも事業者自身によるリスク評価が行われておらず、実際のリスクと事業者の認識に大きなギャップがある。これが疑わしい取引の発見にも悪影響を及ぼしている。	弁護士を除く多くのDNFBPsはリスクを基本的に理解しているが、自らリスク評価を行っている事業者は少ない。公証人や監査人、大手オンラインカジノはリスクへの理解が進んでいる。一方、不動産業者・弁護士・会計士は理解が不十分で、銀行任せになっている面がある。	リスクの理解度は業種によって大きな差がある。特に不動産・貴金属商・信託サービス業者といった高リスク業種では、事業者自身のリスク理解がほとんどなく、根本的な底上げが求められている。	DNFBPsのリスク理解度は業種によって差があるが、全体として改善傾向にある。ただし、貴金属・宝石取扱業者は監督対象になって日が浅く、十分な理解には至っていない。
事業者の低減措置 (4.4)	特に中小事業者は義務の理解が乏しく、本人確認・記録保存・高リスク顧客への強化確認・実質的な支配者の特定などで多くの不備が見られる。疑わしい取引の届出件数も少なく、業種ごとの届出数がリスクの高さと見合っていない。	多くの事業者の本人確認は形式的にとどまり、リスクの高い顧客への踏み込んだ確認の理解・実施が不足している。ダイヤモンド・弁護士・カンパニーサービスといった高リスク業種からの疑わしい取引の届出は少なく、弁護士については弁護士会経由でFIUに届くまでの遅れも懸念されている。	DNFBPsには本人確認や疑わしい取引の届出などの義務が課されているが、業種によって守られ方にばらつきがあり、検査の約半数で本人確認の不備が見つかっている。特に社内管理体制や継続的なチェック、届出の水準は全体的に不十分で、不動産業者・弁護士・会計士など高リスク分野での底上げが課題となっている。	不動産・貴金属商・信託サービス業者など高リスク業種を中心に、対策の理解や遵守が不十分。基本的な本人確認は理解しているものの、リスクの高い顧客への強化された確認措置の理解は乏しく、疑わしい取引の届出件数も少ない。	義務やリスク対策の理解促進は進んでいるが、貴金属・宝石取扱業者は規制対象になって日が浅く、まだ改善の余地がある。本人確認は監督当局のガイドラインにあり厳格に守られており、PEPsや高リスク先には強化された確認(EDD)も実施されている。疑わしい取引の届出件数は2020年比で約250%増加しているが、その大半(88%)はカジノからであり、他の高リスク業種からの届出は依然少ない。
モニタリング (4.5)	BNM(中央銀行)による監督体制やリスク評価の仕組みは一定の評価を受けている。一方で、高リスクとされる事業者の数が業種のリスクや事業者数と見合っていない。一部の業種では現地検査の頻度も低く、リスクに応じた監督が十分とは言えない。	ダイヤモンド・カンパニーサービス・不動産など複数の高リスク業種を担当するSPF経済省はわずか16名体制で、監督に重大な人手不足がある。限られた検査でも不備の指摘が多く、業種の脆弱さが映れている。大半の業種で監督は書面上の形式的な確認にとどまり、対策が実際に機能しているかの評価まで至っていない。特にカジノは担当が数名しかおらず、実質的な監督体制がない。	GdF(財務警察)は多様な検査手法でリスクに応じた監督を行っているが、自主規制団体との連携不足や対象の多さから、弁護士・不動産など高リスク業種への監督が十分とは言えない。FIUの検査も少なく、自主規制団体の監督にもばらつきがある一方、公益法人の監査人に対する監督は比較的にうまく機能している。	カジノ・公証人・弁護士などではリスクに応じた監督の仕組みが整っている。一方、不動産・貴金属商など高リスク業種では地域間の連携やデータの不足し、リスク評価も事業者の自己申告頼み。2024年に現地検査を受けた割合も不動産8%、信託サービス1%、貴金属商3%と極めて低い。	監督当局はおおむねリスクに応じた監督を行っているが、業種ごとに対応のばらつきがある。一部では低リスク業種(質屋など)が高リスク業種より厳しく監督されるなど、リソース配分や監督の整合性には改善の余地がある。
是正措置の適用 (4.6)	監督当局は主に文書での指導にとどまっており、重大な不備があってもそれ以上の措置が取られていない。高リスク業種の違反率も高く、是正の实效性に疑問がある。罰金もほとんど科されず、現行の罰則水準も低すぎるため、違反を防ぐ抑止力として機能していないとみられている。	SPF経済省は2019年以降、罰金の適用を強化し、1件あたりの金額は妥当な水準にある。しかし適用件数自体が少なく、公表も匿名のため違反を防ぐ抑止力が弱い。土壌では罰則より教育的な指導を重視しているが、事業者のリスクや義務への理解は低く、効果・抑止力ともに限定的である。	監督当局は主に罰金に頼っており、業務改善命令やその他のフォローといった手段はほとんど活用されていない。研修や啓発活動は一部で効果が認められるものの、届出範囲が限られ、処分時間がかることもあり、全体としてDNFBPsの違反抑止やルール遵守の底上げには不十分とされている。	DNFBPセクター全体で適用された是正措置の件数は非常に少ない。重大な違反の検出が不足しており、監督結果に基づく是正措置の適用・制裁も不十分。	直近6年間で約1,900件の是正措置を行い、リスク理解の向上とともに違反件数は減少傾向にある。一方、罰金などの金銭的制裁は少なく、違反が起きてからの是正対応に頼っている面がある。



4. 第4次相互審査での日本への指摘事項

2021年8月に公表された第4次対日相互審査報告書において、DNFBPsに対しては、「監督 (IO3)」及び「予防措置 (IO4)」の両項目で、以下の改善が勧告された。(第4次相互審査時からIO3とIO4の項目が変更されている点は前記2.の通り)

(1) 監督 (IO3) に関するDNFBPsへの指摘事項

第4次対日相互審査報告書において、監督 (IO3) について4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。DNFBPsの監督当局は、主として国のリスク評価書 (NRA : National Risk Assessment) の結論に基づき、その所管する事業者のML/TFリスクについては基本的な理解を有していると評価されたが、以下の改善が勧告された。

第一に、リスク理解と監督リソースの不足について、DNFBPs監督当局は所管セクターのML/TFリスクについて基本的な理解にとどまっており、NRAの結論に依拠していると指摘された。特に宅地建物取引業者や宝石・貴金属等取扱業者といった高リスク業種に対し、監督のための適切なリソースを配分し、NRAを超えたセクター固有のリスク理解を深めるための手段とサポートを提供することが求められた。

第二に、リスクベース監督の欠如について、DNFBPs監督当局は一般的にリスクベースでのAML/CFT監督を実施していないと指摘された。適切なツールやプロセスを確立してリスクベースの監督手法を策定するとともに、事業者に対する監督と関与の優先順位・目的を明確にしたAML/CFT特化の監督プログラムの策定が勧告された。

第三に、制裁措置・処分の不十分さについて、監督対象事業者に対する処分の適用は非常に限定的 (主に年次報告書を提出しなかった場合等) であると指摘された。AML/CFT上の義務を履行していないDNFBPsに対し、適切な場合に抑止力のある制裁措置を実施することが求められた。

(2) 予防措置 (IO4) に関するDNFBPsへの指摘事項

予防措置 (IO4) についても4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。DNFBPsは、そのAML/CFT上の義務については基本的な理解を有していると評価されたが、以下の改善が勧告された。

第一に、リスク理解の低さについて、DNFBPsはML/TFリスクについて低いレベルの理解しか有しておらず、テロ資金供与リスクについては全く認識していないように見えると指摘された。ML/TFリスクに関するDNFBPs向けのターゲットを絞ったアウトリーチ及び教育プログラムの実施が勧告された。

第二に、予防措置の限定性について、DNFBPsが実施している予防措置は、主に顧客の本人確認及び暴力団の構成員・関係者でないことの確認に限定されていると指摘された。全てのDNFBPsが実質的支配者の概念を完全に理解しているわけではなく、制裁対象者リストや高リスク国リストとの照合は通常の取引形態から逸脱した場合のみ実施されている。マネロン・テロ資金供与の両方のリスク類型、脆弱セクターなどに関する情報を用いた実務ガイダンスの策定、並びに特に継続的顧客管理及びより厳格な顧客管理措置に焦点を当てたAML/CFT上の義務の理解向上が勧告された。

第三に、STR提出義務の対象範囲に係る構造的課題について、全てのDNFBPsがSTR提出義務の対象になっているわけではない点が指摘された。具体的には、司法書士、公認会計士、弁護士、行政書士、税理士には届出義務が課されておらず、これは予防措置の有効性を著しく損なうものとされた。また、届出義務が課されているDNFBPsにおいても、一定のML/TFリスクに直面していると認識された分野を含め、届出のレベルは低いと指摘された。届出義務の遵守状況に焦点を当てた監督の強化とともに、DNFBPsの意識を高め、届出の質を確保することが勧告された。

5. 第4次対日相互審査以降の日本政府の取組み

(1) 日本政府の取組み

2022年5月に、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議 (以下「政策会議」という。) が策

定・公表した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）^{*8}」において、国としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を明確化した。「具体的な対策」の1つとして「DNFBPsの監督の強化、及び当該事業者による未然防止措置の強化」が掲げられ、危険度に応じた措置を講じるため、全てのDNFBPsを顧客管理義務の対象とすべく検討・実施するとともに、各所管行政庁がガイドライン整備・アウトリーチ・リスクベース監督を進め、業界団体と連携して事業者を支援することが求められた。

さらに、2024年4月には2024年度から2026年度を対象とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画^{*9}」を政策会議で決定し、DNFBPsの監督・予防措置に関する具体的な施策の実施スケジュールを明示した。同行動計画では、(1) DNFBPsのリスク理解向上とリスクベース・アプローチに基づく取組みの促進等、(2) 監督当局によるDNFBPsに対するリスクベース・アプローチに基づく検査監督の強化、(3) STRの推進及び質の向上が盛り込まれ、関係省庁が連携して取り組んでいる。

これらの政策方針とともに、第4次相互審査以降、日本政府はDNFBPsの監督・予防措置に関して以下の取組みを推進してきた。

第一に、法制度の整備である。2022年12月の犯罪収益移転防止法改正により、法律・会計等専門家に係る取引時確認・STR提出義務が拡大された。取引時の確認事項に取引目的、法人の実質的支配者等を追加するとともに、STR（守秘義務に係る事項を除く）に関する規定を整備した。第4次相互審査では、DNFBPsの予防措置が主に本人確認と暴力団排除に限定されていることや全てのDNFBPsがSTR提出義務の対象になっていない点が指摘されたが、本改正により予防措置の基盤が強化された。

第二に、各監督当局によるガイドラインの策定である。第4次相互審査では、DNFBPs監督当局がリスクベースでのAML/CFT監督を実施しておらず、主とし

てNRAの結論に依拠するにとどまっていると指摘された。これを踏まえ、各監督当局はDNFBPs向けのAML/CFTガイドラインを策定し、ML/TFリスクの理解促進と予防措置の具体的な実施方法に関する指針を示した。当該ガイドラインにおいては、顧客の受入れ時における顧客管理措置に加え、取引関係継続中においてもリスクに応じて顧客情報を最新の状態に保つための継続的顧客管理の重要性が明示されており、各事業者に対し、顧客のリスク評価の定期的な見直し、取引モニタリングの実施、及び高リスク顧客に対する厳格な顧客管理措置（EDD）の適用等を求めている。士業団体においても、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本行政書士会連合会等がそれぞれの会員向けにガイダンスの策定や研修を実施し、継続的顧客管理を含む自主的な取組みを進めている。

第三に、個別業種に対するアウトリーチ・注意喚起である。第4次相互審査で高リスク業種の一つとして言及された不動産分野については、冒頭で触れた住宅購入時の取引時確認にとどまらず、取引類型や決済手段の変化に応じたリスク把握が重要となる。国土交通省は、宅地建物取引業者向けのガイドラインやQ&A、疑わしい取引の参考事例等を公表し^{*10}、事業者によるリスクの把握や顧客管理、疑わしい取引の届出に関する理解促進を図っている。近年の暗号資産を用いた不動産売買も、決済手段の多様化に伴い、不動産分野において新たなリスクを把握する必要性が生じていることを示す一例である。こうした変化を踏まえた業界向けの周知・注意喚起は、IO4で重視される事業者のリスク理解と予防措置の実効性を高める観点から重要である。

6. 第5次対日相互審査における課題と民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項

（1）第5次対日相互審査における課題

FATF基準の要請、第5次相互審査における各国への指摘事項、そして第4次対日相互審査における指摘

*8) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針（2022年5月）」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20220519_1.pdf

*9) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024年4月）」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.pdf

*10) 国土交通省「不動産業におけるマネー・ローンダリング対策（犯罪収益移転防止法）」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html



事項を踏まえると、日本が来たる第5次対日相互審査において相応の高い評価を得るためには、DNFBPs全体におけるリスクベース・アプローチの浸透と、事業者レベルでのリスク理解・義務履行の質的向上が最重要となる。

高評価を目指すために、以下の4点について更なる取組みが求められるだろう。

第一に、**事業者レベルでのリスク理解の底上げ**である。第5次相互審査で先行5か国に共通して指摘された最大の課題は、監督当局のリスク理解は一定程度進んでいる一方で、DNFBPs事業者自身、とりわけ中小事業者や高リスクセクター（不動産、宝石・貴金属、カンパニーサービスプロバイダー等）におけるリスク理解が依然として不十分という点であった。日本においても、犯罪収益移転危険度調査書の結論をなぞるだけにとどまらず、自社のビジネスモデル・顧客層・取引類型に即した独自のリスク評価を事業者自身が作成・更新していることを、定量・定性両面のエビデンスで示せるかが評価の分かれ目となる。

第二に、**リスクベース監督の実効性の可視化**である。第4次相互審査では「DNFBPs監督当局は一般的にリスクベースでのAML/CFT監督を実施していない」と厳しく指摘された。第5次相互審査では、各監督当局がガイドラインを策定し、リスク評価に基づき検査対象・頻度・深度を差別化していることを、検査計画・実施件数・指摘事項の傾向分析等の統計データで示す必要がある。特に、高リスクと評価された事業者群に対し、実地検査やオフサイト・モニタリングが実際にリスクに見合った形で投入されていることを審査団に説明できることが鍵となる。

第三に、**是正措置・制裁の実効性の確保**である。先行5か国の審査では、文書指導中心で重大な不備に対しても罰金・行政処分が十分活用されていない点が共通して否定的に評価された。日本としても、AML/CFT上の義務違反に対する行政処分・刑事告発を含む制裁の適用実績を蓄積し、比例的かつ抑止力のある対応として可視化することが求められる。

第四に、**STRの質と量の改善**である。第4次審査では、士業（司法書士、公認会計士、弁護士、行政書士、税理士）に届出義務がそもそも課されていない構造的課題に加え、届出義務のあるDNFBPsからの届出

件数の低さも指摘された。第5次審査では、リスクプロファイルと届出件数の整合性が一層厳しく問われるため、業種別・取引類型別の届出傾向の分析、業界団体と連携した好事例の共有等を通じて、届出件数のみならず、その内容の質を高める取組みが不可欠である。

（2）民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項

IO4は、DNFBPs事業者自身の取組みが評価の中核を占める審査項目である。当局による監督がどれほど精緻化されても、最終的に「門番」として機能するのは個々の事業者であり、その日々の実践こそが日本全体の評価を左右する。以下の点について、特にご留意いただきたい。

第一に、**自社リスク評価書の作成と継続的な見直し**である。先行5か国の審査では、「リスク評価書が未作成」「あってもNRAの結論を写しただけ」「中小事業者ほど作成率が低い」といった指摘が繰り返された。事業者の皆様におかれては、自社の顧客属性、取扱う取引の規模・地理的範囲、利用される商品・サービスの特性、取引チャネル等を踏まえ、自社固有のML/TFリスクを特定・評価した文書を整備いただきたい。また、リスクは時間とともに変化することから、NRAの改訂や新たな犯罪手口の出現を踏まえた定期的な見直しも不可欠である。

第二に、**顧客管理（CDD）の質的向上と継続的顧客管理の徹底**である。2022年の犯罪収益移転防止法改正により、法律・会計等専門家に係る取引時確認・STR提出義務が拡大され、顧客及び実質的支配者の確認、取引目的・職業・資金の出所の確認等が新たに求められることとなった。これは、第4次相互審査において「予防措置が本人確認と暴力団の構成員・関係者でないことの確認に限定されている」と指摘されたことへの対応であり、第5次相互審査では、その実装状況が問われることとなる。各事業者においては、取引開始時の顧客管理措置に加え、取引関係の継続中における顧客情報の更新、継続的なモニタリング、及び実質的支配者情報の検証について、実効性を確保する観点から、リスクに応じたメリハリある運用を行うことが求められる。特に、高リスク顧客に対する厳格な顧客管理（EDD）の運用は、相互審査においても課



題として指摘されることが多い領域であり、我が国においても、その的確な実施が重要となる。

第三に、**STRの質的向上**である。届出は単なる件数稼ぎではなく、FIU (Financial Intelligence Unit: 資金情報機関、日本ではJAFIC) による分析・捜査機関への情報提供を通じてマネロン等の摘発に直接寄与するものである。疑わしい取引の参考事例等を踏まえた的確な検知、取引の背景・経緯を含む具体的な記述、関係する国・取引相手の属性の明記など、届出の内容の質を意識いただきたい。とりわけ、自社の業種・取扱業務に照らして本来想定されるリスクに見合った届出が行われているかを、社内で定期的に検証することが重要である。

第四に、**内部管理態勢・研修・テクノロジー活用**の高度化である。Core Issue 4.4では、内部管理・手続・監査義務の履行が評価対象となっている。経営陣の関与のもとで、AML/CFT 責任者の明確化、職員研修の定期実施、独立した内部監査の実施、必要に応じた取引モニタリングシステムやスクリーニングツールの導入等、規模・業態に応じた合理的な態勢整備を進めていただきたい。中小事業者においては、業界団体が提供するガイダンスや共通ツールの活用も有効な選択肢となる。

査のオンサイト審査までの期間は、決して長くはない。関係当局による監督の高度化と並行して、民間事業者の皆様におかれても、自社リスク評価の精緻化、顧客管理・継続的モニタリングの実質化、STRの届出の質的向上など、日々の業務を通じた一層のご協力をお願い申し上げたい。DNFBPsという「門番」の機能は、現場の一つひとつの実践の積み重ねによってのみ、実効性を獲得するものである。

(第6回に続く)

7. 終わりに

IO4 (DNFBPsの監督・予防措置) は、金融機関と並んでML/TFリスクへの対応の最前線に立つ「もう一つの門番」、すなわちDNFBPsの取組みの実効性を評価する審査項目である。第5次審査では、第4次審査でIO3・IO4が併せて評価されていた構造から、DNFBPsが独立した項目として切り出されたことに象徴されるように、DNFBPsへの注目度は一段と高まっている。

冒頭で触れた住宅購入の場面に立ち戻れば、契約の窓口で本人確認や資金の出所確認に丁寧に応じていただく顧客の皆様、そして事務的に感じられかねない質問を法令・ガイドラインに従って実直に行っていただいているDNFBPs事業者の皆様、その双方の協力があって初めて、マネー・ローンダリングの防波堤は機能する。2028年夏頃に予定される第5次対日相互審



藤木 秀明 著

指定金融機関の未来

金融財政事情研究会 2025年7月 定価 本体3,500円+税

評者

日本政策投資銀行設備
投資研究所上席主任研
究員
政策研究大学院大学博
士課程（政策プロフェッ
ショナルプログラム）
在籍

渡部 晶

本書は、地域の金融・財政や公民連携についての気鋭の研究
者である藤木秀明氏が神戸大学に提出した博士論文（経済学）
をもとに世に問うた初めての単著である。

藤木氏は、2002年早稲田大学商学部卒で、三菱東京UFJ銀
行、浜銀総合研究所、内閣府公共サービス改革推進室、東洋大
学大学院客員教授、日本大学理工学部助教等を経て、本年9月
に小樽商科大学に金融論を担当する准教授として着任している。

本書の帯には「指定金融機関は、地方公共団体の『メインバ
ンク』なのか？」と大書され、「北海道夕張市の財政危機に際し
て金融機関が果たした役割を詳細に追跡し、地方公共団体と金
融機関との関係が地方債金利にどのような影響を与えているか
をデータに基づいて検証する」とある。ここで、指定金融機関と
は、地方自治法第235条及び同法施行令第168条に基づき、公
共団体が、会計管理者に代わって公金の収納、支払の事務を取
り扱わせるために指定する金融機関のことである。議会の議決
を経て1つの金融機関が指定される。国において日本銀行が担
当する「政府の銀行」に相当すると解することができるという。

本書の構成は、序章 指定金融機関を論ずる現代的意義、第
1章 指定金融機関とは、第2章 地方公共団体に対する融資
取引、第3章 メインバンク理論の概況整理、第4章 メイン
バンク理論の地方公共団体取引への応用、第5章 夕張市財政
破綻への取引金融機関の対応、第6章 銀行等引受債の決定要
因とリレーションシップに関する分析、第7章 指定金融機関
の今後、である。第1章から第6章には「小括」が置かれてお
り、懇切な形となっている。

第5章の事例研究を含め、詳細な注入りの各章は極めて有意
義である。著者は本書の中核は第6章とする。すなわち、「地
方公共団体と指定金融機関の関係性について多面的に論点を整
理してきた第5章までの議論をふまえ、地方公共団体の指定金
融機関の関係性について、融資取引（銀行等引受債）の金利
データを被説明変数とし、借り手の信用力や競争度、案件効率
性に関する説明変数に加えて関係性（リレーションシップ）変
数を含めて最小二乗法（OLS）による多変量回帰分析を試み」

ている。これにより「金融機関が地方公共団体への地方債の金
利条件をどのように考えているかを洞察し、今後の地方公共団
体の指定金融機関の関係性改善に向けたインプリケーション
（含意）を得ることを目指す」とした。なお、ここで分析対象
には、都道府県、政令市、町村が入っていないことに留意する
必要がある。評者の経験からは、指定金融機関の本店所在地の
自治体と単なる支店があるにとどまる自治体とはリレーショ
ンに質的に違いが出るように思われるのだ。

推定結果として、調達方式（相対方式と入札）の違いにより
銀行等引受債金利の決まり方が異なるなど主な7点の分析結果
が得られたとする。それを踏まえた政策的含意として、(1) 健
全財政は低利調達に寄与する、(2) 指定金融機関との長期安定
的な関係が資金調達コストの低廉化に寄与する、(3) 資金調達
の大規模化は低利調達に寄与する、(4) 異なる調達方式の適切
な活用が求められる、をあげる。その上で、本研究の貢献を
「メインバンクとの長期・安定的な関係が地方公共団体の円滑
な資金調達に資することを示したこと」と著者は結論する。

指定金融機関制度については、近年は指定金融機関業務や公
金の収納手数料についての金融機関と地方公共団体の手数料交
渉が課題になっているなど「良好な関係」といえるかどうかは
必ずしも明らかではないという。著者は手数料交渉を乗り越え
た上での、地方公共団体と指定金融機関の新たな関係を模索し、
自治体が指定金融機関を「業者扱い」するのではなく、「共創
のパートナー」となる成熟した関係性への移行へ期待を示す。

評者は、2001年から2003年に福岡市に出向した経験を持つ
が、たまたま博多湾の埋め立てを実施する市の3セク博多港開
発への融資問題に直面した。事業を不安視する地元金融機関と
の交渉はかなりハードであった。市役所の中では「指定金融機
関」に対する疑問の声も横溢し、当時の山崎広太郎市長（故人）
と、1対1で指定金融機関に関して話し合ったことを思い出す。
しかし、妥結後の地元金融機関の事業への貢献は大きかった。
まさに危機を乗り越えて、著者のいう「腹を割って」の意思疎
通が地元金融機関と市役所の間に構築できたのだろう。

獣害から資源へ-ジビエが拓く地域循環

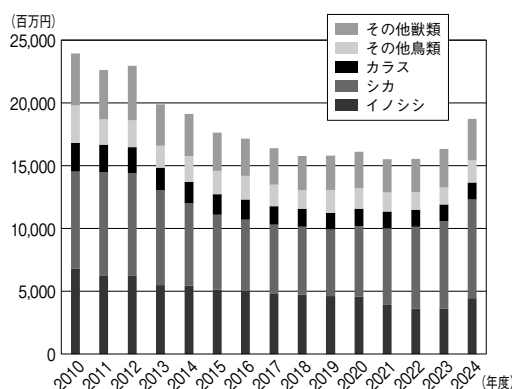
大臣官房総合政策課 調査員 日比野 聡太／大関 雄太郎

本稿では、近年拡大している鳥獣被害の現状と対策、特にジビエをめぐる活用に関する考察を行う。

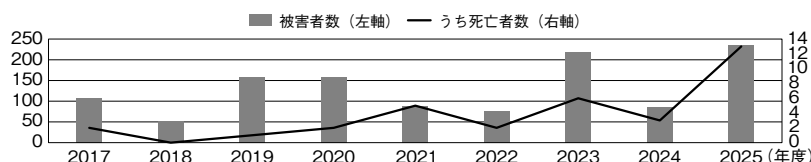
拡大する鳥獣被害について

- ・近年、鳥獣による被害の拡大が顕著となってきている。農林水産省によれば、令和6年度の農作物被害額は約188億円と足元増加基調にあり、金銭的な被害のほか、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下など、地域社会の持続性という観点からも無視できないものとなりつつある（図表1）。
- ・農作物への被害だけでなく、クマをはじめ人的被害についても拡大傾向である。環境省によると、国内のクマ被害者数とそのうちの死亡者数は、ともに2025年度に過去最高を更新している。その他、クマの出没・被害件数の多い東北地方を中心に様々な企業・業種にて業務上の影響を訴える声もあり、拡大する鳥獣被害への対策が求められている（図表2、3）。
- ・本稿では、拡大する鳥獣被害の現状と対策を整理し、その取組の一つとして特にジビエによる活用に関して考察を行いたい。

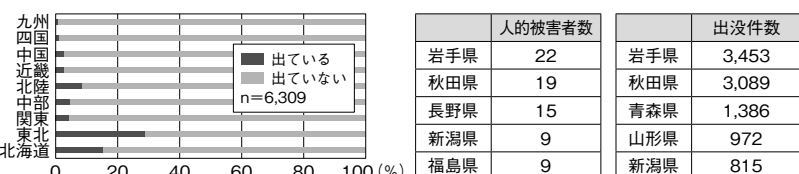
（図表1）農作物被害額の推移



（図表2）クマによる被害者数と死亡者数



（図表3）クマにより業務に影響が出たと感じる企業の割合（左）とクマの被害数・出没件数

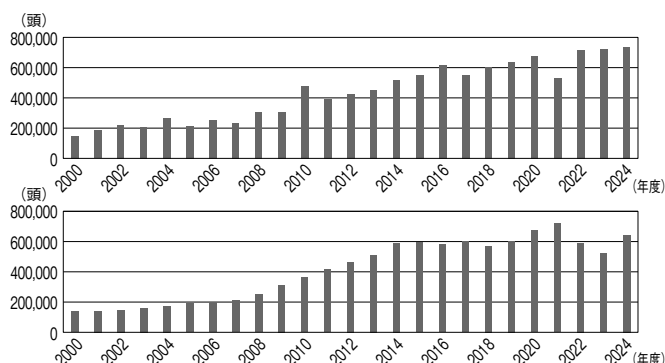


（出所）農林水産省「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」、東京商工リサーチ「2025年「クマリスク」高まる、企業の6.5%が「影響あり」地区別では東北が28.9%と突出、全国に影響広がる」、環境省HP

ジビエ利活用の現状

- ・野生鳥獣の利活用の現状について確認していく。環境省のデータによれば、長期的に見ると、イノシシやニホンジカといった野生鳥獣の捕獲数は右肩上がり推移しており、その他の野生鳥獣も含めた総数としては、年間で100万頭を超える水準となっている（図表4）。
- ・一方、捕獲個体の処分については処分費が発生する廃棄物扱いでの処理となり、運搬から解体、埋没・焼却に係る各種コストが発生しており、捕獲頭数の増加に伴い、各種コストの増加についても懸念される（図表5）。
- ・この課題を解決するために、現状処分されている鳥獣の活用が注目されており、その代表的なものがジビエによる活用である。足元、捕獲された有害鳥獣のジビエ活用については増加傾向であり、学校給食への展開や狩猟体験ツアー、ペットフードへの転用、地域と連携した新しいブランド化、など幅広いジャンルで利用拡大に向けた取組が広がりつつある（図表6）。
- ・各種被害低減の対策も重要な一方、これまで廃棄していた捕獲鳥獣のジビエ利用の拡大により、捕獲・処理等に要するコストの一部を回収し、従来は主として費用負担として認識されていた鳥獣被害対策の負担軽減に繋がる可能性がある。

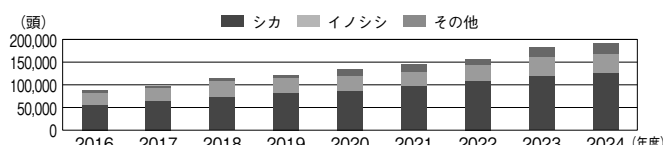
（図表4）イノシシ（上）とニホンジカ（下）の捕獲頭数



（図表5）捕獲個体の処理方法とコスト例

処理方法	コスト（円/kg）
現場埋設	約22.5円/kg
委託処理	50~250円/kg
破碎+焼却	約86円/kg+α
生物処理	約155~200円/kg+α
化製処理	約170円/kg
専用焼却炉	約786円/kg

（図表6）捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態



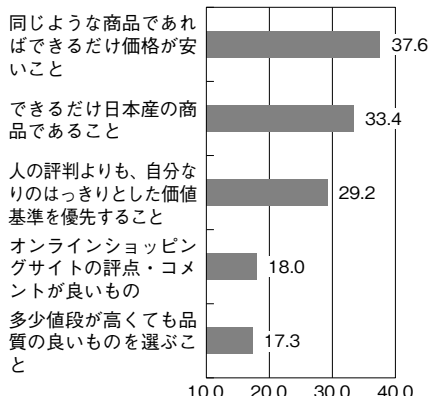
（注）図表5は平成29年当時の試算であり、あくまでも一例であることに留意。処理コストは捕獲現場からの搬出・運搬にかかる費用から処理施設での人件費や維持管理にかかる光熱費、処理産物の一般廃棄物処理費などを指す。

（出所）環境省HP、農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」、国立環境研究所「改訂版 有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック～自治体向け～」

ジビエ普及のボトルネック

- ・一方で、ジビエ普及における課題も存在しており、中でも消費者の心理的な障壁の存在は大きい。消費者のジビエ受容についての研究はすでに行われており、長尾・廣政・井上（2023）では衛生上の懸念、Hu・Imoto（2026）では品質に対する認識や食習慣がないことによる新奇性への恐怖（フード・ネオフォビア）などが挙げられている。
- ・ジビエの流通コストが高いことも普及のボトルネックとなっている。消費者が日頃買い物をする際には安価であることが最も重視される一方で、牛・豚と比較した流通価格は高く、イノシシの部位別平均価格は和牛に準ずるものとなっている。（図表7、8）。
- ・供給面でも課題が残る。野生鳥獣の捕獲は大半が人的・農林業的な被害防止が目的であり、そのうちジビエ利用のために食肉加工施設に持ち込まれた数は2割にも満たない（図表9、10）。食肉活用のためには現場での適切な処理と迅速な施設への持ち込みが必要となることから、主たる捕獲目的に劣後し、資源利用が不十分とならざるを得ない、などといった背景もある。

（図表7）消費者が食に関して重視していること

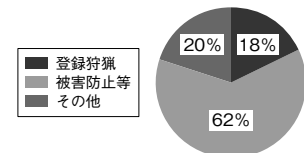


（図表8）1kgあたりの流通価格の比較

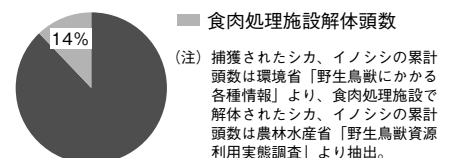
(円/kg)	部位平均価格	枝肉価格
イノシシ	3,263	1,866
シカ	2,026	922
豚	992	600
和牛	3,559	2,349

（注）和牛・豚の部位別価格平均は、公益財団法人日本食肉流通センター「業務月報」のデータから地域別の刈込み平均値に取引重量を乗じたものを合計し、取引重量の合計値で平均した値を採用。和牛は「チルド4」、「チルド3」、豚は「カット」のデータを使用。和牛・豚の枝肉価格は農林水産省「畜産物流通統計」より卸売価格を採用。イノシシ・シカは農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」より部分肉平均価格、枝肉価格とともに小売と卸が合算された数値を採用。データ制約上、各種数値は同条件の比較ではない点は要注意。

（図表9）目的別野生鳥獣の捕獲数割合



（図表10）捕獲されたシカ、イノシシのうち食肉処理施設での解体された割合



（出所）長尾真弓・廣政幸生・井上賢哉（2023）「都市におけるジビエ消費の実態と消費以降に関する分析」https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsr/29/4/29_4_11/_pdf/-char/ja、Xinyi Hu・Tomoko Imoto（2026）「Game meat acceptance in Japan: behavioral determinants and the role of food neophobia」https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S095032932500343X?_cf_chl_f_tk=k1H5xZb0yz.alHyjP3V06Hv2894zfE01BG0FASlirME-1782976943-1.0.1.1-OS.t1YajlWvqe3qKLVCnldv2T.RQlw9A5P7yC.5z75c、農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」、「畜産物流通統計」、「食生活・ライフスタイル調査」、公益財団法人日本食肉流通センター「業務月報」、環境省「鳥獣関係統計」、「野生鳥獣にかかる各種情報」

付加価値向上にむけた取組、展望

- ・ジビエ消費の浸透に向けて中央省庁・民間・地方自治体でそれぞれ主体的な取組が行われている。
- ・2018年5月には農林水産省にて「国産ジビエ認証」制度が創設された（図表11）。令和8年6月現在では全国43施設が登録されており、認証商品は大手スーパーや飲食店、大手企業主導のジビエイベント等での取扱実績がある。また、政府予算を活用した食肉利用促進や処理施設への支援など、供給面を強化する施策も行われている（図表12）。
- ・地域の取組として、民間企業ではジビエにまつわる体験に重きをおいた「コト」消費の観光プランを創出することで、経済合理性のみによらない付加価値を生み出している。地方自治体では食肉に適さない野生鳥獣肉の製品化など、未利用資源の有効活用策も模索されている。その他、県や市町村が中心となり学校給食へのジビエ提供を行うことで、食育・ジビエ食への理解度を深める活動も行われている（図表13）。
- ・今後は官・民・自治体の連携により、ジビエ振興が持続可能な地域社会・農林業の維持に貢献することを期待する。

（図表11）国産ジビエ認証における認証基準

衛生管理の遵守	厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づいた衛生管理等
カットチャートの遵守	カットチャートに基づきバラ・ロースなど部分肉にカットすることで、川下で加工しやすいように流通規格を遵守
表示ラベルの遵守	通常の食肉製品に表示される情報に加えて、捕獲・解体・加工年月日、捕獲地域・方法、捕獲者等を表示
トレーサビリティの確保	認証施設で処理する個体ごとに識別番号を付し、捕獲～出荷に至る一連の記録を管理・保存

（図表12）政府支援策の一例

捕獲活動支援の単価アップ 7,000円/頭（埋設処分） ⇒ 8,000円/頭（焼却処分） 9,000円/頭（ジビエ利用）	食肉利用等施設の整備 ① 搬入促進施設の導入（小型保冷運搬車等） ② コンテナ等簡易な施設の導入 ③ 移動式解体処理車の導入 ④ 生体搬入用おりの購入 ⑤ 処理加工施設に付帯する一時養鹿施設の整備
処理加工施設の人材育成 衛生的な解体技術等の習得のためのOJT研修の経費を支援	

（図表13）地域におけるジビエ振興の取組事例

民間が主導するジビエツーリズムの取組

- 岩手県大槌町【MOMIJI 株式会社】
 - ・プロハンターと同行した狩猟現場の見学、処理施設で実際に解体処理を体験するなどジビエにまつわる体験プランを用意。プランをふるさと納税返礼品としても提供。
 - ・町内宿泊施設や飲食店等と連携し、ジビエ料理の提供や加工品販売も実施。

自治体为主导する未利用資源の有効活用にかかる取組

- 長野県小諸市【小諸市野生鳥獣商品化施設】
 - ・通常食肉用とする場合は止め刺しから2時間以内に食肉処理施設に搬入しなければならないことをベトフード用に用途を広げることで、止め刺しから1日以内まで延長して利用可。
 - ・従来、食肉処理できていなかったシカの多くを有効活用することが可能に。

自治体为主导するジビエ食の普及活動に関する取組

- 大分県
 - ・県主導でジビエ給食の提供を平成30年より開始。食材調達にあたっては、補助金を交付するなど学校の負担を軽減。中には補助金なしでも、生徒の希望により導入を継続する学校もある。
 - ・メニューはミートソースパゲティやカレーが中心。給食の時間を用いて、ジビエを食べる意味の説明やクイズなどを用いて食育を行う学校もある。

（出所）農林水産省HP、一般社団法人国産ジビエ認証機構HP、MOMIJI 株式会社HP、小諸市野生鳥獣商品化施設HP、農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」

（注）文中、意見に関する部分は全て筆者の私見である。

路線価でひもとく街の歴史

第79回 群馬県桐生市 産業革命が進めた地銀再編

「西の西陣、東の桐生」

上毛かるたは桐生を「桐生は日本の機どころ」と詠む。桐生と絹の縁は古い。『続日本紀』には約1300年前に当地の絹が朝廷に献じられた記録があり、機織りを伝えた白瀧姫の伝説も語り継がれてきた。京都・西陣から高機の技術を受け入れて高級絹織物の産地となり、やがて「西の西陣、東の桐生」と並び称された。

桐生の街の原型は天正19年（1591）から慶長11年（1606）にかけてつくられた。徳川家康の命を受けた代官・大久保長安の手代、大野八右衛門が天満宮を遷座し、そこを起点に南へ町立てを始めた。その後、北から南へ段階的に整備された街が桐生新町である。桐生新町は北の天満宮から一丁目、二丁目と区分され、六丁目の南の下瀬堀（後の新川・現コロンバス通り）までである。現在の本町通りに重なっており、間口を揃えた短冊状の敷地割が今も残る。

サプライチェーンの要の買次商

明治期の桐生の織物業には糸商・元機屋・買次商の3者が登場する。糸商は前橋をはじめとする産地から

上州座繰糸等を仕入れ、撚糸にして元機屋に売る。元機屋は織物製造業者であり、桐生物産同業組合員数ベースで明治半ばに700～800の業者を数えた。統計上、「工場」と小規模な「家内工業」、そして主に外注する「織元」と受注する「賃織業」の4つに分類される。機台数でみると明治期に最も多い業態は賃織業だった。自前の工場に職人を集めたマニユファクチュアと、元機屋が賃織に糸を前貸しして織らせる問屋制家内工業とが併存していた。英国人のジョン・ケイが1733年に発明した飛び杼を組み込むボタン機は明治16年（1883）頃桐生に導入された。以降明治期を通じて織物生産量が伸びていく。

買次商とは、元機屋が生産した織物を買集める産地問屋である。買次商は、国内向けは三大都市や京都の問屋に、輸出向けなら横浜の外国商館に販売した。明治前期の三大買次商といえば、佐羽吉右衛門商店、小野里喜左衛門商店、書上文左衛門商店だった。最大手の佐羽商店は最盛期に桐生織物の過半を扱っていたが明治29年（1896）に破産し、その後は書上商店が最大手の買次商となる。買次商は、消費地問屋や呉服店の求めに応じて買い次ぐのが本業だが、絹市で自らの見込みで仕入れ、値上がりを取って全国へ送り出すこともあった。また、消費地問屋や呉服店のバイヤーが産地に出張仕入れする際にサポートする「買宿」をする業者もあった。

本町二丁目に三越サテライト桐生があるが、元をたどれば三井呉服店の桐生出張所だった。三越の前身の越後屋は、明和8年（1771）に桐生織物の直接仕入れを始めている。その後、買次商・玉上利右衛門を買宿に指定しバ

図1 桐生新町（本町通り・三越サテライト桐生から北向き）

（出所）筆者撮影



イヤーを派遣していたが、明治6年（1873）に自社の出張所を構え、三井呉服店自体が桐生の買次商となった。出張所には買い付け以外にも、産地情報の収集、目利きの育成、機業家指導の役割があった。三井呉服店は桐生の他に京都と八王子に仕入店を置いていた。ちなみに、時代は下るが松坂屋も桐生に仕入店を出している。昭和3年（1928）8月、本町四丁目に両毛出張所を開いた。桐生や足利の市を回って織物を仕入れ、扱いは秩父から越後にまで及んだ。

手形の流れと銀行の役割

糸商から元機屋、買次商に至るモノとカネの流れに金融機関が介在する。桐生の場合、銀行以前の金融機関として、書上家や佐羽家など有力買次商や元機屋の出資による第八生産会社があった。

桐生で初めての銀行は、明治12年（1879）12月に開店した第四十国立銀行の支店である。本店は群馬県館林にあった。明治11年（1878）9月、旧館林藩士の出資で立ち上げられた士族授産の銀行である。

桐生の佐羽家、小野里家も少数ながら出資しており、桐生支店は佐羽家の隣地に置かれ、小野里は明治14年（1881）から取締役に加わっていた。その後、同行は明治21年（1888）までに上田、足利そして東京に支店を出す。途中、桐生の第八生産会社と一体化したこと、業況拡大に伴う増資で桐生の出資者が増えたこともあって、経営の主力が桐生に移ってきた。

明治29年（1896）、第四十国立銀行の出資者かつ大口債務者だった佐羽商店が経営破綻。金融ひっ迫の危機の中、翌年11月に足利銀行桐生支店が出店した。

図2 森合資会社店蔵・事務所

（出所）筆者撮影



図3 市街図
（出所）筆者作成



こうした背景もあって、第四十国立銀行は、明治31年（1898）7月、四十銀行に改組すると同時に本店を桐生に移す。佐羽商店の跡、現在東和銀行桐生支店がある場所を新店舗とし、2年後に桐生の森宗作が頭取となった。森家は糸商から買次まで手掛けていたが、主力は金融会社だった。当時、銀行取引は信用力ある大手の機屋に限られており、零細機屋は森宗作の森商店、後の森合資会社などから借入していた銀行と頭取がホールセールとリテールの関係にあった。

桐生織物界のもうひとつのメインバンクが足利銀行だった。明治28年（1895）に足利町の繊維業者が中心となって創業した銀行だ。桐生支店は第1号支店だった。第2号支店が明治40年（1907）に出店した館林支店である。足利銀行は両毛機業地を重視し、県

境をまたいで展開した。そのため営業エリアは四十銀行と重なっていた。

第三の有力行が第二国立銀行の桐生支店である。明治7年(1874)、原善三郎・茂木惣兵衛ら横浜の生糸貿易商が立ち上げた銀行で、生糸集散地の前橋や高崎に支店を置いていた。現在の横浜銀行の源流である。桐生支店の出店は明治27年(1894)だったが、それ以前から桐生の国庫金業務を担っていた。明治36年(1903)に閉店している。現在の横浜銀行桐生支店は昭和22年(1947)に出店したものだ。

糸商、元機屋、買次商の3者が企業間信用で結ばれる中、四十銀行、足利銀行がそれぞれの段階で手形を割引いた。両行の資金運用は割引手形が中心だった。買次商は消費地問屋から、元機屋は買次商から、糸商は元機屋から売上代金として回収した手形を銀行に持ち込んだ。

本町通りに沿って南下する一等地

鉄道以前の織物の輸送路は2つあり、すなわち太田を経て熊谷から中山道に入る陸路と、渡良瀬川舟運の上限である足利の北猿田^{きたやえん だ}河岸から渡良瀬川・利根川で江戸に至る水路があった。江戸期の桐生新町には、全国組織の飛脚問屋の支店が置かれていた。郵便局と運送会社を兼ねた存在で、地元買次商と江戸や京・大坂の問屋を取り次ぎ、織物の運搬と代金の受渡しを担った。明治に入ると飛脚屋は通運会社へ改組される。

このような背景から、桐生の街の重心は街道沿いにあった。群馬県統計書によれば明治37年(1904)の桐生の最高地価地点は四十銀行本店の一丁南、「桐生町大字桐生新町四丁目」だった。この年が最高地価地点の初出だが、桐生駅の開業から15年経っており、買次商や銀行の立地から類推するに、鉄道以前の中心はなお北にあったと思われる。

桐生駅の開業は明治21年(1888)11月。JR両毛線の前身の両毛鉄道が同年5月に小山から足利まで開通しており、11月に桐生まで延伸された。翌22年(1889)11月には前橋に到達し全通している。駅の開業以降、人や物の流れが街道から鉄路へ移るに従って、街の重心は本町通りに沿って駅の側へと下り始めた。前述の明治37年から22年後の大正15年(1926)、

大蔵省の土地賃貸価格調査事業報告書によれば、桐生市の最高賃貸価格地点は「桐生五丁目」(本町五丁目)となっていた。一等地は駅側へ一丁分下がっている。

産業革命が進めた地銀再編

英国人のカートライトが1785年に発明した力織機が桐生でも使われるようになったのは明治末期、明治40年(1907)に渡良瀬水力電気の発電所が竣工した頃だ。第一次世界大戦に伴い大正4年(1915)に始まる大戦景気を機に導入する機業家が増え、大正9年(1920)4月以降の戦後恐慌で普及に拍車がかかった。人絹の登場もあり、昭和初期にかけて力織機に置き換わっていく。電力で起動する力織機を備えたノコギリ屋根の工場が、桐生の裏通りや郊外に増えるのもこの時期である。変わったのは街の景観だけではない。織物生産の拡大は機業家の資金需要を急増させ、銀行にも規模の拡大を迫った。その結果、越境合併や大手行との統合が進むことになる。

大正4年、四十銀行は本町五丁目、本町通りと末広通りの交差点の南西角に赤レンガの行舎を新築した。同年7月には伊勢崎に本店を置く群馬商業銀行が桐生に進出している。元々、安田善次郎が創業に関与していた銀行で、進出翌年には同じく安田系で東京に支店網を持つ明治商業銀行に合併された。

大正7年(1918)6月、さらなる成長を目指し四十銀行は栃木の四十一銀行と越境合併して八十一銀行となった。本店は東京へ移した。大正10年(1921)7月、八十一銀行は東京の準大手行の東海銀行に合併されることになった。名古屋にあった同名行とは別の、明治22年(1889)に設立された銀行である。大正10年まで第二銀行が国庫金出納事務を受託していたが、合併に伴って、大正11年(1922)に東海銀行が日銀の復託代理店として国庫金を担うことになった。

越境再編の次は大手行との統合である。明治商業銀行は大正12年(1923)11月の安田系銀行11行の大手合同の一環で安田銀行となった。戦後の富士銀行である。昭和2年(1927)4月、金融恐慌のあおりで東海銀行は第一銀行に合併された。第一銀行からみれば両毛に拠点を得たことになる。『第一銀行史』の営業店一覧をみると京浜、東海、京阪神、中国・四国、東

北・北海道の各地区と並ぶ両毛地区が目に残る。

拡大策を取っていた元の四十銀行が戦後恐慌の痛手を負い、群馬商業銀行とともに東京本店の大手行に組み込まれていった一方、地域一番行の地位を得たのが足利銀行だった。恐慌前年の大正8年（1919）9月、足利銀行は増資を機に川崎銀行の傘下に入った。川崎銀行の本店は東京だが茨城県や千葉県に地盤があった。足利銀行との提携時に川崎銀行から派遣されたのが、後に常陽銀行の初代頭取となる亀山^{じん}甚である。

東海銀行に代わり、桐生管轄の日銀代理店は昭和2年（1927）5月から足利銀行となる。昭和9年（1934）3月には足利銀行が桐生市金庫事務を取り扱うことになった。以降、令和6年（2024）3月末まで同行が指定金融機関だった。なお、群馬大同銀行、現在の群馬銀行の桐生支店は昭和15年（1940）の開店である。戦後は同行が日銀代理店を担った。

桐生、そして桐生を含む両毛地区は安田、第一、川崎銀行など大手行の競争の場でもあった。元の地域銀行は越境再編をこころみ、東京に本店を移し、大手行と合併した。桐生に本店を置いた四十銀行は、八十一銀行、東海銀行、第一銀行、第一勧業銀行を経て現在のみずほ銀行に連なるが、桐生の店舗は平成15年（2003）に閉店している。館林の旧本店はみずほ銀行館林支店となっていたが、今年2月に閉店した。

足利銀行の戦前の親銀行だった川崎銀行はその後第百銀行、三菱銀行と合併し消滅。傘下の銀行は一県一行の再編を経て戦後の地域一番行となった。現在の足利銀行、常陽銀行、千葉銀行である。

桐生の産業遺産

戦後も一等地は本町五丁目のままだった。昭和48年（1973）の最高路線価地点は「本町五丁目とりせん前本町通り」だった。本町通りと東西の末広町通りが交差する場所である。本町五丁目には、桐生で初めての百貨店、矢野呉服店が昭和2年（1927）10月に開店している。大型店といえば、昭和7年（1932）4月には本町四丁目に高島屋十銭ストアが開店した。戦後は高島屋ストアとなり、街を代表する店舗になった。

高島屋ストアは昭和57年（1982）2月に閉店し、同年3月に長崎屋桐生店が本町通りの西側に大型店を

図4 旧株式会社金芳織物工場（ペーカリーカフェ レンガ）（出所）筆者撮影



出店。その後の地域一番店となった。現在はMEGAドン・キホーテとなっている。他方、国道50号桐生バイパスの開通などで商業拠点はロードサイドに移り、本町通りは閑散としていった。最高路線価地点は平成12年（2000）に「末広町・末広町通り」となる。

その末広町通りも、令和6年（2024）には群馬県に9か所ある税務署管内で藤岡市に抜かれ最下位となった。そして令和8年分は地点そのものが桐生駅南口の「桐生市巴町2丁目市道10206号線」となった。路線価も順位も前年と変わらない。

メインストリートは閑散としたが、商業から観光と生活に街の評価軸が移る中、それがかえって街の魅力を高めている。買次商の町家、裏手の工場など桐生の織物産業史の遺産が地域資源となった。平成24年（2012）7月、本町一丁目、二丁目を含む一帯が「桐生新町重要伝統的建造物群保存地区」として国の選定を受けた。町立て当初の敷地割の上に、江戸後期から昭和初期の主屋93棟、蔵54棟、工場6棟などが残る。三越サテライト桐生のある本町二丁目近辺は、駅の引力を受けて南下する前のかつての一等地だった。冒頭の図1のように、無電柱化や石畳舗装が進められ、往時をうかがわせるような修景が進む。また、産業革命期の桐生を印象づけるのが街なかに点在するノコギリ屋根の工場だ。ペーカリーカフェ、パティスリー、美容室、ワイン貯蔵庫など様々な用途へのリノベーションが施されている。

プロフィール

大和総研主任研究員 鈴木 文彦

仙台市出身、1993年七十七銀行入行。東北財務局上席専門調査員（2004-06年）出向等を経て2008年から大和総研。主著に「自治体の財政診断入門」（学芸出版社）、「公民連携パークマネジメント」（同）



財務アタッシュェから見たイギリス

在英国日本国大使館・一等書記官 林 良樹

1 はじめに（自己紹介）

僕は2015年に財務省に採用してもらい、法令審査（文書課）や国税調査（高松国税局）、海外税制調査（主税局）などに従事しました。その後、総務省でコロナ禍の10万円給付を担当し、米国留学を経て、デジタル庁で健康保険証とマイナンバーカードの一体化に携わりました。2024年7月よりロンドンの日本大使館に出向し、財務アタッシュェとして日々当地の英国財務省（HM Treasury）やイングランド銀行（BOE）や金融センターであるシティの金融機関と情報交換をしています。幸運にも英国で働く機会をいただき、2年程経ちました。

この寄稿では、英語が決して得意ではなく初心者外交官として日々あくせくしながら、英国の財政・金融をウォッチしている担当者として、2026年8月現在で英国の政治・経済などをなるべくわかりやすくお伝えしたいと思います。冒頭で英国の基本的な情報や、政治、経済の現状を説明し、その後コラムというかたちで英国財政・金融・歴史などに触れます。なお、この寄稿は、僕個人の考えや経験を踏まえた記事になります。

2 英国の基本情報について

（1）英国は、人口が日本の約半分、面積は約60%程度（約6,800万人、約24.3km²）です。IMFによるとGDPは日本に次いで世界5位（約4兆2,600万ドル）です。英国は、国連安保理の常任理事国であり、G7・G20メンバーでもあり、NATOの主要メンバー

で、国際的にも影響力が大きいです。また、BBCやFinancial Timesといった世界的なメディアや、オックスフォード大学・ケンブリッジ大学等のトップ研究機関があります。その他にも、旧大英帝国時代のかつての植民地であった国々との国家連合・国際組織であるコモンウェルスを中心地でもあり、首都ロンドンは世界有数の金融・会計・法律分野の中心地です。

（3）英国の政治制度は「立憲君主」、「議会主権」、「不文憲法」が特徴です。国家元首の国王（今はチャールズ3世）は、実質的な権限はほぼもちません（国王は君臨すれども統治せず）。議会は二院制で、選挙で選ばれた議員で構成される庶民院（定数650名）と、聖職者と一代貴族が終身議員となる貴族院（現在770名）で構成されます（たとえば庶民院の総選挙のマニフェストとなった政策について貴族院は否決しないという庶民院優先の原則あり）。議員内閣制で、下院多数党の党首が首相になり、閣僚は議員から選ばれます。野党は政権交代に備えて「影の内閣」を組織することが慣例です。19世紀中頃から二大政党制となっていますが、近年は労働党や保守党の二大政党に対する支持率が減少傾向にあり、強固な反移民政策を打ち出す右派政党の改革UK等の少数政党も存在感を増しています。

（4）英国経済は、コロナ禍やウクライナ戦争によるエネルギー危機後も引き続き、生産性は低迷している状況です。2026年の国内経済は、労働党政権による国民負担増や中東紛争の影響から引き続き低迷の見通しです（成長率は1.1%と予測）。インフレ率は足元では2.6%（6月）と中東紛争開始時よりも徐々に落



ち着きを取り戻していますが、イングランド銀行は今年後半には中東紛争の影響でインフレ率が再び上昇する見込みであるとの見解を示しています（政策金利は3.75%）。



写真1 議会の建物であるウエストミンスター



労働党政権とバーナム新首相について

(1) 英国では、2024年7月の総選挙（5年に1回・首相に解散権あり）で労働党が歴史的な勝利を収め、14年ぶりに労働党政権（スターマー前首相）が誕生しました（庶民院議員650名のうち400席以上獲得。庶民院は単純小選挙区制度）。スターマー政権では2回の大きな予算編成を行いました。トラス・ショックの経緯から財政規律を重んじるリーブス財務大臣の下、国民保険料の雇用主負担の増加や所得税の実質増税（課税基準額のインフレ調整を凍結）などの国民負担の増加が目立ちました。さらに2026年5月の統一地方選挙での大敗などにより、スターマー政権の求心力が著しく低下し、6月にスターマー首相は辞任を表明、7月に新たに労働党の党首となったバーナム氏が首相に任命されました。

(2) バーナム首相は、2001年から16年間庶民院議員（ブラウン内閣では保健大臣）を務めたのち、2017年から2026年6月までイングランド北部のマンチェスター市長を務めました。マンチェスター市長時代は、コロナ禍での経済対策として、中央政府から北部への追加支援を勝ち取ったことで「北の帝王」とも呼ばれました。長年、ロンドン（中央議会があるウエストミンスター）中心の政治に異議を唱え、地方分権の推進を訴えています。この背景としては、英国（イ

ングランド）の地域格差があります。ロンドンをはじめとするイングランドの南東部には金融やITなどの稼ぐ力のある産業が集まる一方で、かつて産業革命を支えたイングランド北部は、鉄鋼・造船・炭鉱などの衰退によって経済的な打撃を受けており、南北の経済格差があります。なおバーナム首相はエスタブリッシュメントが話すイングランド南部の「標準英語」ではなく北部の地元のアクセントを残しています。

(3) バーナム新政権は、当面は内政、とくに経済運営に注力する見通しです。政権は、家庭用電気料金への付加価値税（VAT）の引き下げや、バス運賃の上限の引き下げ、パブ等の事業用固定資産税（ビジネスレート）の引き下げ等を発表し、物価高対策に迅速に取り組んでいます。また英国では諸外国と比較して中央政府の税源が大きいことも背景に、地方分権の推進として所得税の一部の税源や住宅、交通、雇用支援に関する権限を地方自治体に委譲し、地方への投資を促進する方針を発表しています。さらに地方分権推進の司令塔として、地元のマンチェスターに自身も週一回程度勤務する首相府の地方拠点「No10 ノース」を新設しました。なお、政権は10月28日に秋季財政演説を行い、経済政策の財源も含め予算案を発表する予定ですが、財政状況は芳しくなく、市場の信任を維持するため、政策の優先順位の位置づけや民間資本の動員が必要とされます。

(4) バーナム政権の外交方針については、スターマー前政権の米欧重視の外交路線が継続となる見通しです。なお、バーナム首相の着任後最初の電話会談の相手はトランプ米大統領でした。また英国はウクライナ支援において米国と協調を図りつつ中心的なリーダーシップを発揮しており、バーナム首相が最初に英国で会談した外国首脳はゼレンスキー大統領です（2025年末時点で英国が実施・コミットしている対ウクライナ支援の総額は約220億ポンド）。

(5) 安全保障政策としては、長期にわたるウクライナ戦争やトランプ大統領による米国の欧州での軍事プレゼンス低下の姿勢を背景に、2025年に英国は2035年までに国防関連経費を対GDP比5%（国防関連経費3.5%、関連インフラ投資1.5%）に上げる旨を発表しています。



写真2 スターマー前首相



写真3 バーナム首相

4 日本との関係について

(1) 日英関係はここ10年程度で大きな進展を遂げ、日英同盟以来の高みに達したとも評価され、高市首相は2026年6月の訪英では日英関係を「準同盟国(quasi-ally)」であるとの認識を示しました。背景と

しては、英国のEU離脱に伴い英国がEUとはまた別の親密なパートナーを探す中で日本がその求めに積極的に応じたことや、日英両国が自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有していること、G7メンバーとして共通の戦略的利益を有していること、そして、どちらも米国との関係を特別なものとしながら国際社会でリーダーシップをとってきたことがあります。

(2) 強固な日英関係を示すものとして、2023年5月に当時の岸田首相とスナク首相による安全保障・経済貿易・科学技術等の協力を内容とするグローバルな戦略的パートナーシップである「広島アコード」の発出があります。また今年6月の高市首相の訪英では、広島アコードを補完するものとして、エネルギーや重要鉱物に関するサプライチェーンも内容とする「経済安全保障協力に関する日英共同宣言」の発出がありました。

(3) 厳しさを増す安全保障環境に対応するため、日本と英国、イタリアは、次世代戦闘機の共同開発計画(GCAP)を進めており、防衛技術の共有・共同研究を通じて開発コストと期間を抑えつつ、2035年に向けて第6世代のステルス戦闘機を共同開発しています。

5 英国の財務省について

(1) 英国では、首相がFirst Lord of the Treasury(第一大蔵卿)であり、財務大臣はChancellor of the Exchequerと呼ばれます。これは、英国財務省であ

コラム1 官邸の猫ラリーについて

・昨今は激しい政権交代が続くダウニング街ですが、首相官邸(No.10)には「主が変わっても決して変わらない公務員」がいます。それが、公式の役職名を持つ「首相官邸ネズミ捕獲長(Chief Mouser)」の猫、ラリー(Larry)です。

・2011年の就任以来、彼はキャメロン首相、メイ首相、ジョンソン首相、トラス首相、スナク首相、スターマー首相、そして2026年7月に誕生したバーナム首相にいたるまで、激動の英国政治を見つめ続け、実に7代もの首相に仕えてきました。

・ちなみに、彼のお給料であるキャットフードは、官邸職員たちの自発的な寄付で賄われています。



写真4 首相官邸ネズミ捕獲長の猫のラリー



るHMトレジャリー（His Majesty's Treasury, HMT, 国王陛下の財務省）の歴史に由来します。もともと、12世紀から近世にかけてイングランドの国家財政は財務府（The Exchequer）が担当していました（名前の由来は、チェスの盤の模様（chequer）のカウンターで帳簿をつけていたこと）。この財務府の最高責任者は当初は大法官でしたが、後に補佐役であった財務大臣（Chancellor of the Exchequer）が担うようになりました。

（2）16世紀エリザベス1世の統治時代に、HM Treasuryが財務府から分離・設置され、第一大蔵卿のもとで国家財政を担うようになりました。さらに1721年に第一大蔵卿（First Lord of the Treasury）となったロバート・ウォールポールが与党を統制し閣議を主宰し、議会の支持を背景に政治を行って実質的に首相となると（責任内閣制の始まりとされます）、第二大蔵卿であった財務大臣（Chancellor of the Exchequer）がHMTの常任大臣となりました。なお、その後にピットの財政改革を経て、財務に関する権能はHMTに集中し、財務府の組織は形骸化して1834年に廃止されました。

（3）財務大臣が議会で新しい予算案を発表する日（例年秋の10月頃）を「Budget Day」と呼びます。財務大臣は、首相官邸（No.10）のすぐ横にある財務大臣公邸（No.11）から「赤色の古い革製のカバン（Budget）」に予算書を入れて、徒歩5分ほどの距離にある議会（ウェストミンスター）に持ち込みます。Budgetという単語は「小さな袋」を意味するフランス語に由来します。

（4）現バーナム政権での財務大臣はヒーリー財務大臣です。前スターマー政権では国防大臣を務めていましたが、厳しい安全保障状況の下で国防予算の増強を主張し、HMTと対峙し2026年6月に国防大臣を辞任しました。ヒーリー財務大臣が今度は財政運営の責任者となったことで、国防費を含む重要政策への資源配分と財政規律をいかに両立するのが注目されています。ヒーリー氏が財務大臣に任命されたことはサプライズとして受け止められましたが、ヒーリー財務大臣は秋の予算編成にあたっては財政規律を遵守することを明示しています。



写真5 英国財務省



写真6 リーブス前財務大臣



写真7 ヒーリー財務大臣



イングランド銀行について

（1）イングランド銀行（BOE）は、ルイ14世率いるフランスとイングランドを含む欧州諸国との戦争である大同盟戦争の戦費調達のため、1694年に設立されました。その際BOEは120万ポンドの資本金を公募し、同額を政府に長期融資しました。政府はその見返りに年利8%と4,000ポンドの管理手数料を支払い、紙幣発行権限をBOEに授けました。BOEは公募開始からわずか12日間で目標の120万ポンドを集め、戦争で財政破

コラム2 トラス・ショックについて

・2022年に誕生したリズ・トラス政権は、英国政治史の中で短命でありながら、金融市場に大きな混乱をもたらした政権として知られています。トラス首相は、エネルギー危機と高インフレが同時進行する厳しい状況で就任し、「成長最優先」を掲げて大規模減税と規制緩和を中心とする経済政策を打ち出しました。その象徴が、クワーテング財務大臣が発表した「ミニ予算 (Mini-Budget)」で、法人税引き上げの撤回や高所得者向け所得税の減税など、総額450億ポンド規模の減税を含む内容でした。しかし、財源の説明が不十分で、歳出削減や財政再建の計画も示されず、独立財政監督機関である予算責任庁 (OBR) との調整も行われなかったため、市場は「財政規律の喪失」と受け止めました。

・この結果、英国の金融市場は急速に混乱し、いわゆる「トラス・ショック」が発生しました。ポンドは急落し、英国国債の利回りが急上昇、特に長期金利の急騰は年金基金の投資戦略を直撃し、資金繰り危機が発生しました。イングランド銀行 (BOE) は市場安定のため緊急の国債買い入れを実施し、金融システムの崩壊を防ぐ対応に追われました。市場の不信感は政権への支持を急速に失わせ、トラス首相は政策の撤回を余儀なくされました。財務大臣は交代し、後任のハント財務大臣がミニ予算の大部分を取り消して財政規律の回復を宣言しましたが、政権への信頼は戻らず、トラス首相は就任からわずか49日で辞任し、英国史上最短の在任期間となりました。

コラム3 英国のVATについて

・英国の消費税であるVAT (付加価値税) は、1973年に英国がECに加盟した際に導入されました。それ以前は第二次世界大戦中から「購買税 (Purchase Tax)」が使われており、商品の贅沢度に応じて最大100%まで税率が変動する複雑な制度でした。EC加盟に伴い購買税は廃止され、VATが標準税率10%で始まり、その後の財政事情や政権交代を経て税率は引き上げられ、2011年以降は標準税率20%が維持されています。一方で、食品や子ども服など生活必需品には現在もゼロ税率 (0%) が適用されています。

・英国では、財務大臣が「1968年暫定徴税法」に基

づき、議会の正式な法案成立を待たずに税率を暫定的に変更できる仕組みがあります。2008年のリーマンショックでは標準税率が17.5%から15%へ引き下げられ、2020年のコロナ禍では外食産業のVATが特例的に引き下げられました。

・コロナ禍での特例措置は段階的に行われ、まず2020年7月から2021年9月まで外食のVATが20%から5%へ引き下げられました。その後、激変緩和のため、2021年10月から2022年3月までは12.5%に特例的に設定され、2022年4月に特例措置が終了して通常の20%へ戻りました。

コラム4 英国のユニークな税金について

・英国の税制には、生活に直接影響を与えたユニークな歴史的な税が数多く存在します。代表的なものが1696年に導入された「窓税」で、家の窓の数に応じて課税する仕組みでした。当時は所得を正確に把握することが難しく、窓の多さが富の象徴とみなされたためです。この税の影響で、多くの家が窓をレンガで塞ぎ、現在でもロンドンや地方都市の古い建物に「塞がれた窓」が残っています。窓税は1851年に廃止されました。

・同様に、1662年に導入された「暖炉税」は、家の暖炉の数に応じて課税する仕組みで、課税官が暖炉の

数を確認するために家の中へ立ち入る必要があり、プライバシー侵害として国民の強い反発を招きました。これが「最も嫌われた税」と呼ばれる理由で、最終的に1689年に廃止されました。

・さらに、建築用レンガに課税する「レンガ税」(1784~1850) も存在し、税負担を減らすためにレンガを巨大化させる工夫が行われました。その結果、18~19世紀の建物には異様に大きなレンガが使われている例が残っています。



綻直前であったイングランドを救いました。このとき投資家たちがイングランド政府にお金を貸した証明書（領収書）が、のちのポンド紙幣の原型となりました。

（2）1997年に、労働党のブレア政権の下でBOEの金融政策決定権が政府から独立し、政策金利の決定権は財務省（HMT）からBOEに移りました（BOEの金融政策決定権の独立は、前保守党政権下で決められていました）。その際、従来国債管理政策に関する権限と責任はBOEが有していましたが、仮に金融政策決定権を有するBOEが国債発行・管理を行えば、利回りについて利益相反になりうるとの懸念から、1998年4月にHMTの下に国債管理庁（DMO）が設立され、政府の借入と債務管理を担うこととなりました。

（3）BOEには「スレッドニードルの老婦人」というニックネームがあります。これはBOEが1734年以来「スレッドニードル通り」に所在していることや、1797年にナポレオン戦争により銀行の金塊が底をつきかけてお札の金による払い戻しをストップしたことがあり、これが当時の風刺画で「金塊を奪われないように抵抗するお婆さん」として描かれたことに由来します。なお、BOEの金庫には世界中から預かった約40万本の純金バーが眠っており、これはニューヨーク連邦準備銀行に次ぐ量の金塊の保管庫となっています。

（4）なお、イングランド銀行以外にも、スコットランドや北アイルランドでは商業銀行の中に紙幣（スコットランド紙幣・北アイルランド紙幣）を発行できる銀行があります（イングランド銀行券などの資産保有の裏付けが必要）。ウェールズには紙幣発行権限のある銀行は存在しません。



写真8 イングランド銀行

7 シティ・オブ・ロンドンについて

・ロンドンはニューヨークに次ぐ国際金融センターであり、その中心で行政区かつ金融ギルドでもあるシティ・オブ・ロンドン（シティ）について説明します。シティ・オブ・ロンドンは、ロンドン（広域行政区域であるグレーター・ロンドン）の中心部に位置する特別な自治区域で、約1マイル四方（1マイルは約1.6km）の面積から「スクエア・マイル」とも呼ばれます。このシティは、ロンドンの名前の由来にもなった、ローマ時代の都市ロンディニウムが起源です。

・行政はCity of London Corporationが担い、ロンドン市長（Lord Mayor）が統治します。人口は約1万弱である一方、金融機関が集中し約30万以上の人々が働く世界有数の金融・会計・法律分野の中心地です。ロンドン証券取引所、イングランド銀行、世界有数の保険市場であるロイズなどが集まっています。なお、日本の金融機関は英国で約1万2千名程度の雇用を行っており、一定の存在感を持っています。

・現在のロンドン市長はスーザン・ラングレー氏（女性）であり、レディ・メイヤーと呼ばれます。ロンドン市長は金融都市シティを代表する特命大使であり、国内外でのシティのプレゼンス強化を行います。給与・経費はゼロであり、任期は1年で毎年交代し、現在697代目となっています。

・中世以来、シティの金融街は王室に莫大な資金を貸し付けて戦争遂行など国家財政を支えてきました。その見返りとしてシティは独自の自治を与えられてきました。今でも国王が公式にシティを訪れる際には、伝統的にロンドン市長がシティの門を開くなど、その歴史が垣間見られます。

8 その他ロンドンで生活して気づくことなど

（1）ロンドンの決済方法と英国コインの伝統について

・ロンドンでは、日常生活のほぼすべての場面でキャッシュレス決済が主流となっています。スーパー、レストラン、カフェ、バス、地下鉄に至るまで、クレジットカードやデビットカード、スマートフォン決済が一

コラム5 保険市場ロイズ (Lloyd's of London) について

・ロンドンのシティにあるロイズ (Lloyd's of London) は、世界最大級の保険市場であり、海上保険や特殊リスク保険の分野で中心的な役割を果たしています。ロイズは一般的な保険会社ではなく、複数の保険引受組織 (シンジケート) が集まる「市場」であり、世界中のブローカーが複雑なリスクを持ち込み、シンジケートがそれを分担して引き受ける仕組みとなっています。

・ロイズの起源は1688年頃、ロンドンの「エドワード・ロイドのコーヒーハウス」にあります。船主や商人が航海情報を交換する場として発展し、やがて「どの船のリスクを誰が引き受けるか」を決める海上保険の中心地となりました。ロイド氏自身は保険業者ではなく、情報交換の場を提供した店主であった点が特徴です。

・ロイズの保険引受は長く「ネーム (Names)」と呼ばれる個人出資者が担ってきました。ネームは無限責任でリスクを負う仕組みであり、高い利益を得られる一方、巨大災害が起きれば莫大な損失を被る可能性があります。20世紀後半のアスベスト訴訟などを経て、現在は法人中心の有限責任へ移行しています。

・ロイズには独特の伝統が多くあります。重大な海難事故が起きた際に鳴らされる「ルーティン・ベル」や、著名人の身体の一部 (俳優の顔やサッカー選手の足) に対する保険を引き受ける慣習などが知られています。また、ロイズの建物はリチャード・ロジャース設計の建築で、配管やエレベーターを外側に配置した特徴的な構造です。

・ロイズは海上保険、航空保険、自然災害、テロ、サイバー攻撃、宇宙産業など、通常の保険会社では扱いにくい複雑なリスクを引き受けていて、300年以上にわたり、国際経済を支える「リスクの最後の砦」として重要な役割を果たしています。



写真9 ロイズの建物

一般的に使われています。特にロンドン交通局 (TfL) は早くから非接触決済を導入しており、地下鉄やバスではカードやスマホを改札にタップするだけで乗車できます。現金を使う場面はほとんどなく、観光客でもカードさえあれば問題なく生活できます。僕が現金を使うのは、子供の小学校 (地元の公立小学校) でたまに寄付のために子供に数ポンドを持たせるときだけです。

・ロンドンでは、現金を扱わない店舗も増えていきます。治安面の理由や、レジ処理の効率化、従業員の負担軽減などが背景にあり、「Card Only」と掲示する店が珍しくありません。特に若い世代はほぼ現金を持ち歩かず、財布ではなくスマホだけで外出することも一般的です。

・一方で、英国の硬貨にはユニークな伝統がありま

す。英国のコインに刻まれる国王 (または女王) の横顔は、代々向きが反対になるという慣習です。これは17世紀のチャールズ2世の時代から続く伝統で、王の肖像を左右交互にすることで「新しい時代の到来」を象徴するとされています。例えば、エリザベス2世は右向きでしたが、現在のチャールズ3世のコインは左向きになっています。

・この伝統は法律で定められているわけではなく、英国造幣局 (Royal Mint) が歴史的慣習として守っているものです。王の向きが変わることで、英国国民は「新しい君主の時代が始まった」と実感することができます。なお、イングランド銀行が発行する紙幣は肖像の向きが固定されています。



コラム6 高橋是清らの戦費調達について

・1904～1905年の日露戦争で日本が深刻な資金不足に陥った際、当時日本銀行副総裁だった高橋是清らが英国の金融街シティに渡り、巨額の外債発行を成し遂げました。日本は開戦直後から戦費が不足し、武器や軍艦の購入には英国ポンドが不可欠でしたが、国内資金だけではまかなえず、海外での資金調達が必須となりました。しかし英国政府は、財政支援は軍事同盟である日英同盟の範囲を超えることなどを理由に日本への保証を拒否し、ロンドンの投資家も日本の返済可能性に疑念を抱いていたため、外債発行は困難な状況でした。

・こうした状況で高橋是清は、日本の財政状況や関税収入を担保にした返済計画等を丁寧に投資家に説明しました。当時ロシアの国力が日本の数倍であることから市場は慎重でしたが、高橋是清は香港上海銀行やロンドンの銀行家たちと粘り強く交渉を重ね、さらに1905年にはニューヨークの金融家ジェイコブ・シフがロシアの反ユダヤ政策への反発から日本支援を表明したことで状況は大きく転換しました。シフの支援はロンドン市場の信用を高め、日本は最終的に約13億円（戦費約20億円の半分以上）を海外で調達することに成功し、戦争継続の体制を整えることができました。



写真10 高橋是清

(2) ロンドンの気候について

・ロンドンには北緯50度に位置し、北海道稚内市よりも北にありますが、大西洋の暖流の影響もあり、冬の寒さは肌感覚として東京とあまり変わらない印象です（年に1～2回程度雪が降る）。夏は例年、最高気温が20～30度程度であり比較的過ごしやすいですが、2026年はヨーロッパが猛暑に見舞われ、ロンドンも8月には38度に迫るなど厳しい夏となりました。ロンドンの伝統的な家や学校・地下鉄・バスにはクーラーがなく、扇風機で暑さをしのいでいます。

・なお、2026年6月は観測史上2番目に暑い6月でした。経済への影響としては、小売業者やレジャー業者にとっては追い風となる一方で、建設業や、熱波のため休校にもなった学校教育分野ではマイナス要因となりました。

(3) 英国の移民事情について

・イングランド及びウェールズで生まれた赤ちゃんの名前ランキングの男子1位は、2年連続で「Muhammad」（ムハンマド）君となっており、イスラム教徒の移民2

世・3世の増加が浮き彫りになっています。

・僕はロンドン西部のアクトンという、日本人学校や日本人向け病院のある地域で暮らしています。ロンドンの中でも日本人が多い地域ではありますが、同時に世界各国出身のイスラム教徒の方々も多い地域です。子どもは地元の公立小学校に通っていますが、多くの生徒はイスラム教徒であり、学校の給食も100%ハラール対応となっています。

・2025年9月にはロンドン中心部で15万人を超える反移民デモが行われ、カウンター・デモに約5,000人が集まり、双方を引き離すために出動した警官が26名負傷しました。この事態を受け、当時のスターマー首相は「英国国旗は多様の象徴であり、英国国旗を暴力と分断のシンボルにしようとしている勢力に決して明け渡さない」と宣言しています。

(4) 英国のアルコール事情について

・英国では現在、若者の飲酒離れが進み、伝統的なパブ文化が大きく変化しています。若者世代を中心に健康志向の高まりやメンタルヘルスへの配慮、さらに物価

高が飲酒を控える理由になっています。その結果、パブの経営は厳しくなり、家賃や人件費の上昇も重なって、1日平均1件以上のパブが閉店する状況が続いています。

・一方で、英国の酒類市場が一律に縮小しているわけではなく、クラフトビールなど質を楽しむ消費は根強く残っています。日本酒は高級レストランを中心に人気が高まり、英国の食文化の多様化とともに存在感を増しています。日本のウイスキーが、プレミアムウイスキーとして高級店で販売されているのをよく見かけます。また、日本の冷えたビールも最近はスーパーやパブで広く流通しています。

・なお、英国では健康志向も相まって、日本食レストランは増加していて（ロンドンで約900店舗程、英国全土で約1800軒程度）、最近は抹茶やおにぎりもブームとなっています。

(5) 英国を構成する4つの国 (Countries within a country) について

・英国で生活しているとフットボールやラグビーの応援では「イギリス」というチームができません。僕の子供は2026年ワールドカップでは日本代表やイングランド代表を応援していました。また遊びで使うラグビーボールはウェールズのチームのものを使用しています。僕が普段よく食べるビスケットにはスコットランドの国旗がついています。英国で生活すると「イギリス」だけでなく、それを構成しているイングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドを意識することが多く、この寄稿の最後に、その成り立ちについて歴史を説明します。

・現在の英国の地域には古代からケルト人が住み、後にローマ帝国がイングランドとウェールズを支配しましたが、スコットランドやアイルランドにはローマの勢力が及ばず、それぞれ独自の王国と文化を発展させていきました。ローマ撤退後、イングランドではアングロ・サクソン系の複数王国が台頭し、スコットランドではゲール系とピクト系の王国が統合されてスコットランド王国が成立しました。ウェールズやアイルランドでも複数のケルト系王国が存在し、現在の英国地域は長く多様な政治体が並立する状態が続いていました。

・13世紀にはイングランド王エドワード1世がウェー

ルズを征服し、ウェールズはイングランドの支配下に置かれました。これによりイングランドは島内で最も強い勢力となりました。このときエドワード1世は、反発するウェールズの人々をなだめるため、「ウェールズ生まれで、英語をまったく話さない者を次のプリンス（君主）にする」と約束し、現地の城で生まれたばかりの自分の息子（のちのエドワード2世）を連れてきて「この子こそが新しいプリンス・オブ・ウェールズだ」と宣言しました。これが由来となり、現代でも「次期英国王（皇太子）」にこの称号が与えられる伝統が続いています（現在はチャールズ3世の長男ウィリアム王子がプリンス・オブ・ウェールズの称号を保有）。その後、ウェールズはイングランドの法律や仕組みに統合されていきましたが、独自の言葉や文化は今も大切に守られています。

・1603年にはイングランド女王エリザベス1世が後継者を残さずに死去し、スコットランド王ジェームズ6世がイングランド王位を継承して両国の王を兼ねる同君連合が成立しました。両国は依然として別々の議会と法律を持っていましたが、王を共有することで統合への基盤が築かれました。1707年にはスコットランドの財政危機を背景にイングランドとの交渉が進み、「連合法」により両国は正式に統合され、単一国家であるグレートブリテン王国が誕生しました。これが現在の英国の中心적인枠組みとなっています。

・18世紀末のアイルランドでの反乱を制圧する形で、1801年にアイルランドを加えた「連合王国」が成立しました。イングランド・スコットランド・ウェールズ・アイルランドが一体となり、英国はグレートブリテン島とアイルランド島全体を包括する国家となりました。

・しかし第一次世界大戦後、アイルランド独立運動が激化し、1921年の英愛条約によりアイルランドの大部分が独立しました。北部の6州は宗教的・政治的理由から英国残留を選び、北アイルランドとして英国の構成国に残りました。こうして、イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの4つが構成国となる現在の英国が成立しました。各国は独自の文化や制度を保ちながら、外交・防衛などは英国政府が一体で運営する「連合王国」として存在しています。



The United Kingdom

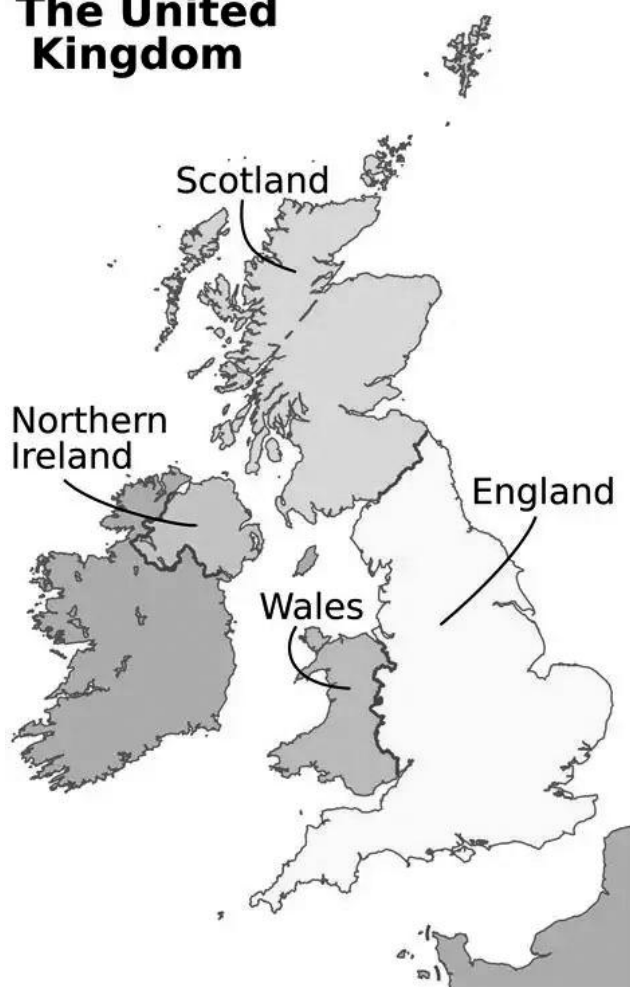


写真11 英国地図

連載
海外
ウォッチャー

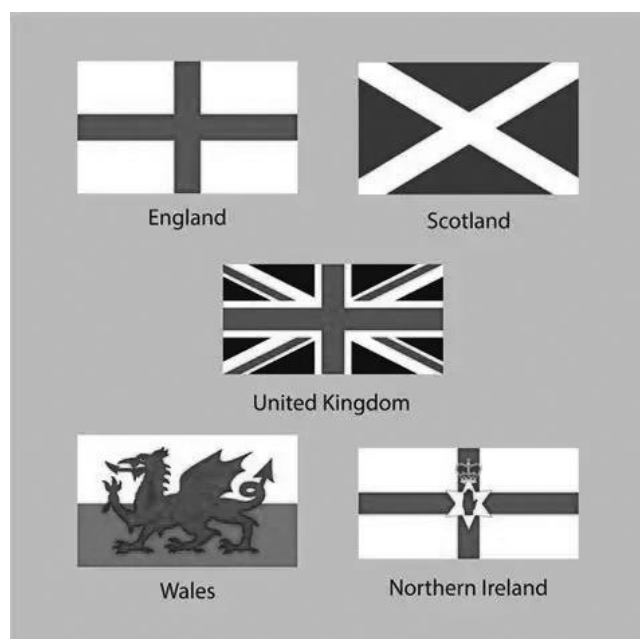


写真12 5つの国旗

講師 **福岡 伸一氏**

(生物学者、作家)

演題 **生命を捉えなおす
～動的平衡の視点から～**

令和8年6月8日(月)開催



はじめに

皆さん、こんにちは。生物学者の福岡伸一と申します。

このような形で財務省の幹部の皆様と交流する機会をいただきまして、大変光栄に思います。天下国家を論じている皆さんに、どれくらい有意義なお話ができるか、あまり自信がありませんけれども、少しでも何かヒントになるようなことを伝えられれば幸いです。

EXPO2025大阪・関西万博「いのち動的平衡館」

1. いのち動的平衡館

去年、大阪で開催されたEXPO2025大阪・関西万博において、「いのち動的平衡館」というパビリオンで「いのちとはどういうものか」というメッセージを発信いたしました。万博のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」ということだったので、いのちというのは一体何なのかを生物学の視点から見つめ直しました。

今、世界が分断したり、格差が広がったり、様々な文化や国と国との衝突、あるいは宗教の衝突がある中で、基盤となる考え方をどこに求めればいいのかという問いがあります。そこで、「生命現象が本来的に持っているあり方に学ぶ」すなわち、「いのちに学ぶ」ということが一つのスタンダードになるのではないかと考えて、このパビリオンを作りました。

パビリオンの外観はふわりとした一枚の膜が大地に降り立ったような形をしていて、直径は約30mあります。内部には一本も柱がなく、自分の力で立ち上

がっているという、細胞膜のような生命的な建築を目指しました。

中に入ると、暗がり広がっていて、ドーナツ状の直径10mほどの立体LEDシアターになっています。その周りを100人程が焚き火を取り囲むようにして、生命38億年のドラマを見ていただく、という仕掛けになっています。生命とは何か、生きるの意味を、世界初公開の光のインスタレーションで皆さんに体感していただきました。

万博は半年ほど開催されたのですが、およそ50万人の方が来場されました。

2. パビリオンのキーワード「動的平衡」

パビリオンのキーワードになっている「動的平衡」が、私の生命哲学のキーワードになっています。

もともと私は、分子生物学という、細胞をすり潰して、その中からDNAを取り出して、その遺伝子配列を調べるといった、非常にミクロな部分の研究者として生物学をスタートさせました。それを10年、20年と一生懸命研究していたのですが、結局、生命をどんどん分けていって、要素還元論的に非常にミクロなレベルに追求していったとしても、精妙なメカニズムは判明するのですけれども、生命全体のことは何もわからないじゃないか、という地点に達しました。もう少し生命全体を捉え直す必要があるな、と考えて、この実験生物学から理論生物学へ、すなわち、メタ視点に立つような観点から生命を研究しようと思ったわけです。

その時に、生命が持っている一番大事なポイントは何かというと、「絶えず動きながらも、変わらないでいられる、そういう状態が生命を生命たらしめてい

る」ということであると考えました。こうして「動的平衡」という四文字熟語を編み出し、これを中心に考えていこうということになったわけです。

環境から物質やエネルギーや情報が、我々の体に流れ込んできます。しかし、我々の体は、固体というよりは流体のようなもので、流れ込んできた様々な物質を使って、一瞬のエフェクトとして、生命を立ち上げているわけです。そして、それはまた環境へと流れ出て、環境の大きな流れの中に入っていく。さらにそこで終わりではなく、また別の生命体のところへと受け渡されて、そこで新しい動的平衡を立ち上げて、生命現象をつくる。それが地球上でぐるぐる回っている。これが動的平衡のコンセプトです。

ルドルフ・シェーンハイマーの研究

1. 動的平衡は古くから連綿と流れてきた生命観

この動的平衡というのは、私がゼロから作り出した概念ではなく、生物学の中に古くから連綿と流れてきた一つの生命観です。もちろん、近代科学における生命観は、機械論的に生命をメカニズムとして解析して、そのミクロなパーツである遺伝子やタンパク質を調べていくというアプローチが主流です。しかし、そうではなくて、流れとして生命を見よう、という考え方も続いていたわけです。その一人がルドルフ・シェーンハイマー（Rudolph Schoenheimer）という人でした。

今から100年ぐらい前に研究していた科学者ですが、今ではすっかり忘れ去られてしまった存在です。教科書に名前が載っているような研究者ではありませんし、ノーベル賞を受賞したとか、大きな学派を築いて多くの弟子を抱えたというような、いわゆる著名な学者でもありません。それどころか、43歳という若さで謎の自殺を遂げています。こうした事情もあって、現在ではその名前はすっかり忘れ去られ、研究成果も膨大な学術雑誌のバックナンバーの中に埋もれてしまっています。

しかし、私にとっては、彼こそが、動的平衡というコンセプトに気づかせてくれたヒーロー、偉大なる人物なのです。

2. 食べるとはどういうことか

では、シェーンハイマーは一体何をどう研究したのかについて駆け足でお話したいと思います。

彼の問いは非常にシンプルです。ネズミにしろ、人間にしろ、日々何かを食べていかなければいけませんよね。この「食べ物を食べる」というのは、一体どういうことなのか、ということを根本的に問い直したのです。

彼が生きた、今から100年前の時代も、メカニズム思考、あるいは機械論的な生命観というのはもう主流になっていて、「食べ物を食べる」という行為は、単純に自動車とガソリンの関係、すなわち内燃機関とエネルギー源の関係だ」と、理解されていました。

自動車を動かすためには必ずガソリンが必要で、ガソリンはエンジンの中で燃やされ、そのことによって発生する熱エネルギーが機械エネルギーに変換されて、自動車は動く。仕事をするとエネルギーは消費されてしまうので、また新たなガソリンを補給して、自動車は動き続ける、というわけです。

それと同じように、食べ物は生命体にとってエネルギー源であり、これを食べると、ガソリンのように爆発的ではないにせよ、細胞の中でゆっくり燃焼、つまり酸化されて、そこから熱が発生する。その熱は体温になったり、あるいは運動の機械的なエネルギーになったり、また一部は化学エネルギーに変換されて代謝のために使われる。それは消費されてしまうと消えてしまうし、燃えかすは二酸化炭素となって体外に排出されるので、また新たな食べ物が必要になる、というふうに考えられていました。

3. 体内へのinと体外へのoutが一致するのか

シェーンハイマーは「それは確かにそうかもしれないけれども、もしそうだったら、収支がきちんと合っている必要がある。」と考えました。つまり、食べ物を食べると、その食べ物に含まれている炭素原子は過不足なく燃やされるはずであり、燃やされるということは炭素が酸素と結びつくことです。100粒の炭素がもし体の中に入っていけば、100粒の二酸化炭素となって、燃えかすが外に出なければいけません。そのinとoutの収支をきちんと見極めない限り、食べたものがエネルギーとして生命活動を支えていることを言明できないのではないかと考えたわけです。

近代科学は生命をどんどん細かく分けてきて、我々の体は細胞からできており、細胞は分子からできていて、分子は炭素・窒素・水素・酸素といった原子からできている、いわば「粒々の集まり」である、ということは皆が知っていました。一方で、食べ物も、植物性であれ動物性であれ、他の生物の体の一部をいただいてきたものですから、これもまた原子の集合体ということになります。

ですから、仮に100粒の炭素原子を食べると、それが体の中で燃やされて、100粒の二酸化炭素となって出ていくはずであり、そのinとoutの収支が合っているかどうかを調べる必要があるわけです。

このinとoutの収支が合っているかどうかということ調べるためには、一つ非常に困難な問題がありました。それは今、食べられようとしている食べ物の炭素原子や窒素原子に「何らかの印」を付けておく必要があるということです。体の中の原子と食べ物の原子は本質的に同じものですから、両者が混じり合うと、どの粒子が食べたもので、どの粒子がもともと体にあったものかわからなくなり、収支が取れなくなってしまうのです。

ですから、この実験をするためには、何らかの方法で食べる方の原子に標識を付けておかないと追跡できないわけです。しかし、今から100年前の科学的状況では、原子の一粒一粒に標識を付けて追跡していくというようなことは、誰一人思いもよらなかったのです。

4. 同位体を利用して食物構成原子に標識を付ける

ところが、シェーンハイマーは、原子には同位体があり、これを利用すると標識を付けることができるというアイデアを思いついたのです。

例えば、炭素は、我々の体を作っている炭素や吐いた息に含まれている二酸化炭素など地球上にいろんな形で存在しています。その炭素の99.99%は「炭素12」という炭素固有の質量数が12という数で表される炭素なのです。

一方、ごくわずかなだけ、自然界に重い炭素が存在します。その炭素は13とか14という質量数を持っています。炭素が少し重いだけなので、それは目にも見えませんし、味や匂い、栄養価にも影響を及ぼさない。

ですから、ネズミや人間が見ても普通の食べ物にしか見えないわけです。ところが、質量分析計という特別な装置を使うと、普通の炭素12と重い炭素13は識別することができる。そこで、その重い炭素を使って、食べ物の方の炭素原子に目印をつけて、これを食べさせれば、本当に体の中で酸素と結びついて二酸化炭素となって排出されるのかどうかを追跡できるわけです。

これを使って彼は、食べ物が食べられたらどうなるか、本当にガソリンと同じように燃やされるのかどうか、ネズミを使って調べてみました。

そうすると、非常に意外な結果が分かりました。食べ物の原子、すなわち標識した原子の半分以上は燃やされずに、ネズミの体のしっぽの中や、筋肉の中、骨の中など、いろいろなところに散らばり、ネズミの体と一体化してしまったのです。ネズミの体に溶け込んでいってしまいました。これは、ガソリンと自動車の例えで言うと、ガソリンの成分が車の中に入ると、タイヤの一部になったり、ハンドルの一部になったり、座席の一部になったりしている、ということになります。

しかし、そんなことは自動車とガソリンの関係では起こっていないわけですから、食べ物は燃やされるのではなく、ネズミの体の一部に成り代わってしまった、ということになります。

彼はこの実験を非常に厳密に行っておりまして、標識物を食べさせる前のネズミの体重を測り、その後、標識物を食べて、それが体の中に蓄積されていく過程をずっと追跡していきました。新しい原子が体の中に蓄積されるので、当然体重が増えていくはずなのですが、体重は1gも増えていませんでした。さらに、このネズミから出てくるあらゆるものを密封状態で回収して、この標識物がどこへ行くのかを調べていきました。糞や尿といった排泄物、それから毛や皮膚の剥落物、さらには呼気、つまり吐いた息の中の二酸化炭素についても、標識物が含まれているかどうかを調べました。

彼は「ネズミの体重は変わってないのに、体の中に標識物が増えている」という不思議な現象を目の当たりにしたわけです。

5. 合成・分解の流れを止めないために食べる

そこで、彼はこの結果を次のように考察しました。

食べ物を食べるという行為は、自動車がガソリンを得

て燃焼させるようなものではなくて、「自分自身の体を入れ替えている、取り替えている」ということである。

体重が変わらないのは、この時点でネズミの体をつくっていた原子や分子が燃焼されたり、分解されたりして捨てられたためである。

つまり、食べ物を食べるという行為は、自分の体を入れ替えていて、自分の体は絶えず合成と分解を繰り返して、その流れを止めないために食べ物を食べる。そして、食べ物の原子や分子は、直ちに自分の細胞や組織の一部に入れ替わっていつている。こういう流れが、常に「生きている」ということの中を通過している。

これは、絶えず環境から食べ物という形で様々な分子が生物体の中に流れてきて、一瞬ネズミの形、あるいは人間の形がつくり出されるのですが、それは流れの中に現れている一瞬のエフェクトであり、やがてそれは流れ出ていってしまう、ということです。

日本の古典「方丈記」の冒頭にある「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」と同じように、流れの中にしか生命現象は存在しないということを、彼は明らかにしてくれたのです。

6. 私たちの体はどんどん入れ替わっている

シェーンハイマーは、どの部位がどれぐらいの速度で食べ物の原子や分子と入れ替わっているのかを個別に調べていきました。

自分の体がどんどん入れ替わっているというのは、例えば毛が生え変わるとか、爪が伸びるとかいう形で実感できると思いますが、実は体のあらゆるところが、ものすごい速度で、食べ物の原子と入れ替わっております。

昨日の私と今日の私は、物質レベルではすでにその間に食べたものと交換されていますし、数ヶ月も経つとかなり変わってしまっている。一年も経つと、一年前の私を作っていた物質的な基盤というのは、現在の私を作っている物質的な基盤とすっかり入れ替わってしまっていて、もう別人になっていると言っても過言ではないわけです。

彼の実験によると、一番早く入れ替わっているのは、消化管の上皮細胞、消化管の表面の細胞です。消化管の細胞はだいたい2日～3日で捨てられていきます。でも、その2日～3日で食べた食べ物から新しく

作られた細胞が再配備されて並んでいます。

ですから、実は、ウンチの主成分というのは食べかすが出ているのではないのです。自分自身の細胞が捨てられて、出ていつているわけです。

動的平衡

1. 動的平衡とは

では、「どうしてこんなに入れ替わっているにもかかわらず、私は私でいられるのか」という疑問が湧いてくると思うのですが、その前にこの動的平衡という概念をここで整理しておきます。

シェーンハイマーの論文では「動的平衡」という言葉は使われておらず、生きているというのは「Dynamic state」、つまり動的な状態にある、と表現していました。

私はそれを一步進めて、単なる状態ではなくて、絶えずそのバランスが取り直され、作り直されているという意味で、「Dynamic equilibrium（動的平衡）」という言葉にここに当てはめました。equilibriumというのは、イコール、つまり等しいという意味と、リブラ、天秤という意味から来ている言葉です。

動的平衡というのは、作ることも壊すことを一生懸命やっていて、壊しながら作り変えて、その材料を絶えず食べ物から得ている、ということです。

2. 変わらないために小さく変わり続ける

どうしてこのように一生懸命に自分自身を作り変えているのかというと、それは「変わらないために変わり続けている」と言えると思うのです。これはちょっと禅問答のように聞こえるかもしれませんが、激変してしまったり、死んでしまったりしないように、「絶えず小さく変わり続けている」ということです。

大きく変わらないために小さく変わり続けている。そして、分解と合成の絶え間ない均衡の上に、生命現象というのは常に動的な状態としてバランスをとっているわけです。

だからこそ、生きているということは、代替可能性があるわけです。何かが欠落したり、欠損したりしても、それを補うようなピンチヒッターが絶えず供給されます。どこか代謝経路が寸断されても、バイパスが

できて、なんとか保つことができる。環境が変わっても柔軟に適応できますし、栄養状態が変わっても可変的に代謝を変えることができる。病気になっても回復するし、怪我をしても修復できる。これらはすべて、体が動的平衡状態を保っているからであり、生命が持っているある種の柔軟かさというか、レジリエンスというのは、すべてこの動的平衡が支えているのです。

3. 相補性

では、どうしてそんなに入れ替わっているのにもかかわらず、ある種の自己同一性が保たれ、自分は自分でいられるのでしょうか。脳細胞も中身はすごい速度で入れ替わっている、動的平衡しているわけですが、どうして記憶が保たれているのでしょうか。

これについても動的平衡の観点から説明することができます。

それは、体の中にある細胞と細胞、あるいは細胞の中のタンパク質とタンパク質の関係というのは、部品がそこに差し込まれているだけではなくて、常に相補的な関係の上に成り立っています。つまり細胞と細胞は、絶えずコミュニケーションしながら、前後左右上下の細胞と相補的な、互いに他を支え合う関係にあります。それはちょうどジグソーパズルのピースのようなのだと考えると分かりやすいと思います。仮に、真ん中のピースが捨てられたとしても、周りにある八つのピースが残っていれば、真ん中のピースの形と場所が保存されますので、新しく作られたピースはそこにはまることができます。この関係性は、すべてのピースの周辺にローカルに張り巡らされています。

私たちの体というのは一枚の非常に大きなジグソーパズルの壁画のようなものであり、この相補性を保ちながら、絶えず小さく取り替えられているのです。ピースは常に更新されながらも、全体の絵柄がそんなに変わらないというのが、生命の動的平衡ということなのです。このパーツの相補性が、動的平衡の全体のバランスを支えているということになります。

4. 相補性＝利他性

この相補性は、細胞内や細胞同士だけに言えることではなくて、生態系全体にも言えることです。地球上のいろいろな生物は、それぞれが相補的に他の生物を

支えながら自分も支えられています。それは、ある時は、食う、食われるというような、食物連鎖網の結節点にいるわけですが、それは、決して支配と被支配の関係ではなく、相補的な関係なのです。

狼と羊の関係をみると、狼がいないと、羊が増えすぎて羊が食べる草を根絶やしにしまいます。だから、一定の捕食者がいることは、羊のポピュレーションのバランスを保っていることになるわけです。狼の方も羊を食べ尽くしてしまうと、自分たちが自滅してしまうので、ある一定の捕食量というのが決まっているわけです。

こういう相補的なネットワークが生態系全体を包んでいるので、相補性とは利他性であるということになるのです。すなわち、他の生命のために存在している状態で絶えずつながれているということが、生命現象であると言えるわけです。

生命38億年 三つの「利他的」革命

1. 20世紀における利己的遺伝子論

生態系全体が利他性のネットワークによって支えられていることは、進化の歴史を見ても言えることです。これは私の万博パビリオンの一つの大きなテーマとなっています。

20世紀においては「利己的遺伝子論」というものがありました。イギリスのリチャード・ドーキンス (Clinton Richard Dawkins) という人が書いた「利己的な遺伝子」という書物がベストセラーになりました。

つまり生命というのは、DNAの乗り物であって、DNAは自分が増えることだけを考えている非常に利己的な存在である、という考え方です。自分自身がコピーできる、最適化できるように、生命もコントロールされているし、あらゆるものがDNAファーストになっている、というのが利己的遺伝子論だったわけです。

でも、この考え方は非常に一面的であると思います。利己的であるはずの遺伝子の実態をよく見ると、世代交代すると遺伝子はどんどん拡散し、希釈されていきますから、本当に利己的な主体というのは、どこにあるか見えなくなってしまうのです。

むしろ生命は利己的であるよりも利他的であると見たほうが、より生命現象の進化の実態に即していると私は考えています。

2. 進化の過程における三つの「利他的」革命

進化の中で非常に大きなイベントが3回程起こりました。その時どうしてその変化が起きたのかというと、DNAの突然変異で起きたわけではなく、もう少し上の細胞のレベルの利他的な協力によって大きな進化が起こったのです。

第1の進化は、原核細胞が真核細胞になったことです。これは今から20億年ぐらい前に起こりました。非常に単純な大腸菌のような細胞膜の中に裸のDNAがあるというのが原核細胞なのですが、それが急に複雑化した細胞、真核細胞というものに化したのです。

複雑化した細胞では、細胞の中にミトコンドリアができたり、葉緑体ができたり、細胞核ができたりするようになります。細胞の中に分業体制、コンパートメントができて、別々の反応を効率よく行う仕組みができたのです。でも、これは急に突然変異でできたわけではなくて、大きな原核細胞と小さな原核細胞が協力して共生することによって、真核細胞ができたのです。

現在、私たちの細胞の中にあるミトコンドリアも、もともとは独立した小さな細菌でした。エネルギーを作る能力に優れていたため、大きな細胞の中に入り込んだときに、エネルギーの余剰を提供する代わりに守られるという共生関係が成立した結果、ミトコンドリアが生まれたわけです。実際、ミトコンドリアの中には今でも独自のDNAが残っていて、それは単独生活していた時代の名残だと考えられています。

同様に、クロレラのような単独で光合成ができる小さな微生物、原核細胞は、大きな原核細胞の中に取り込まれることによって、細胞の中で守られながら光合成をして、光合成産物を大きな細胞に与えるという協力関係ができて、植物細胞の基礎ができました。

このように真核細胞ができた理由は、遺伝子が利己的に振る舞った結果ではなくて、利他的な協力関係が生まれたからできたのです。その時、非常に進化が大きくジャンプして、現在の多様性の基礎をつくりました。

第2の変化は単細胞から多細胞への進化です。バラバラだった単細胞が増えながら一箇所にとどまって、その細胞の塊の中で役割分担が生まれました。例えば、表面にある酸素をたくさん得やすい細胞は皮膚の細胞になり、内側の細胞は内臓や血液、骨の細胞になった

りするという分業体制が生まれたことによって、多細胞生物が生まれ、生物が大型化したわけです。

これもまた、細胞が個別に利己的に振る舞うのではなくて、利他的に振る舞うことによって起きた大きな進化のジャンプです。

第3の変化として、無性生殖から有性生殖ができたというのも利他的な革命です。単に細胞が分裂しながら増えているのではなく、雄と雌という性がつくれ、両者が出会って協力しないと次の世代ができないという「面倒くさいやり方」をわざわざ生み出したわけです。でも、この仕組みができたおかげで、遺伝子がシャッフルされるようになって、多様性がより早く生み出されることになり、進化が大きく推進されたのです。

38億年の生命の進化を眺め渡してみると、利己的な遺伝子の振る舞いよりも、利他的な生物の協力があつた時ほど、大きな進化があることが見て取れるわけです。

このように「生命は利己的ではなく利他的だ」というメッセージが生まれ、これが万博の私のパビリオンのメッセージでもありました。

なぜ壊しつづけるのか

1. 生命には物質の下る坂を登ろうとする努力がある

どうして私たちはそんなに一生懸命、自分自身を壊しながら作り変えているのでしょうか。

もっと頑丈に、堅牢に作っておけば長持ちするのではないか、よりサステナブルじゃないか、と思われるかもしれませんが、実は、絶えず壊しながら作り変えていることこそ、サステナブルであることの一番大事なポイントなのです。それが38億年間、一度も生命現象が途切れることがなかった大きな理由なのです。

「壊す」ということは一体どういう意味を持っているのでしょうか。今から100年程前に、フランスの哲学者でアンリ・ベルクソン (Henri-Louis Bergson) という人がおりました。彼は、生命現象の最も大事なことは何か、哲学的に考えた果てに、「生命には、物質の下る坂を登ろうとする努力がある」と言っています。「物質」つまり非生命体がゴロゴロと転がり落ちてしまう坂を、生命だけが一生懸命に登り返そうとしている。その努力が生命を生命たらしめているのだ、

と言ったわけです。

この表現は非常に素晴らしいと私は感じております。現代科学の言葉で言い直すと、「生命はエントロピー増大の法則に抗している」になると思います。エントロピー増大の法則というのが「物質の下る坂」のことです。エントロピーというのは、乱雑さという言葉で訳される物理量で、形あるものは形が崩れる方向にしか動かない、秩序あるものは秩序が崩れていく方向にしか動かない、というものです。

例えば、どんなにきれいに掃除した部屋でも、少し放っておくとすぐに散らかってしまふ。どんなに壮麗なピラミッドのような建築物も長い年月を経ると、風化して砂に戻っていつてしまふ。熱いコーヒーも、油断すると熱が拡散していき、冷めてしまふ。これらはすべてエントロピー増大の法則に沿ったことなのです。時間もエントロピーが増大する方向にしか流れないというのが宇宙の大原則です。しかし、生命現象だけは、その秩序が非常に高い状態をなんとか保っているわけです。細胞も常にエントロピー増大の法則が矢のように降り注いできています。細胞膜は絶えず酸化されようとしていますし、細胞の中には老廃物のタンパク質が溜まっていくようにしていますし、二酸化炭素の濃度が上がっていきまふし、タンパク質は変性していくようにしていますし、いろいろなエントロピー増大がどんどん起ころうとしているわけです。それをなんとか食い止めているのが生命現象なわけです。

2. 絶えず壊しながら、作る

では、どうやって食い止めているのかというと、それが「絶えず壊しながら、作る」ということです。絶えず壊しながら、エントロピーを捨て続けながら、作っている、ということなのです。

生命現象は作ることよりも壊すことを実は優先しているのです。エントロピーが増大していくよりも先回りして、率先して壊しているわけです。

これが「新陳代謝」と「動的平衡」の違いです。「古いものが捨てられて、新しいものに置き換わる」のが、新陳代謝ですが、動的平衡は、古いものでも新しいものでも、どんどん率先して壊す。まだ使えるのに、できたてほやほやのものでも壊して、エントロピーが溜まるのを防いでいるわけです。

そして、その都度作り直ししながら、全体として新しい状態を保っている、というのが動的平衡の状態です。

3. 壊されることを予定されて作られている

そのために生命現象においては、あらゆるものが、あらかじめ壊されることを予定して作られているのです。タンパク質は非常に柔軟なポリマーですけれども、どこからでも切断、分解して、アミノ酸に戻せるようになっています。アミノ酸はまたつなげ直すと、新しいタンパク質になる。DNAやRNAのような核酸も、ヌクレオチドというユニットにたやすく分解してまた作り直すことができます。細胞膜のような成分もそうです。なので、それは壊せるように、すぐにエントロピーを排出できるように作られていて、いつでも壊して作り直すようにできているわけです。

人間だけが、この生命原則を忘れてしまつて、なかなか壊せないものを作ってしまったわけです。プラスチックのような合成高分子が最たる例ですし、コンクリートとか鉄のようなものもなかなか壊せないわけです。それがだんだん環境中に溜まって、環境に負荷をかけてきています。

人間は利己的な考え方から少し利他的な考え方にシフトすべきだし、動的平衡に沿って物事を考えると、あらかじめ壊すということを想定して、ものを作らなければいけないということが生命に学べるわけです。

4. 利他性は過剰さの上に成り立っている

利他性というのは、100しかないところから、強制的に10を寄付しなさい、と言っているのではありません。生命現象というのは必ず運、不運があつて、いい時もあれば悪い時もある。いい時には、自分に必要なりソースが100なのに、110とか120とか得られることがあるわけです。その時余剰分の10とか20を誰かに渡す。そうすると、また別の時に誰かから10とか20がやってくる、というのが利他性の原理です。

例えば、洞窟に住むある種のコウモリは夜、洞窟から出て行って、家畜などを吸血して明け方に帰ってくる。集団の中では、たらふく血を吸うことができたコウモリと運悪くあまり獲物に出会えず、お腹を空かせたまふ帰ってくるコウモリがいます。そのとき、たくさん食べたコウモリは過剰な血を吐き戻して、お腹が

空いている仲間に分け与えます。分けてもらったコウモリは、別の時にたくさん食べることができたら、今度は自分の余剰分をあげるのです。このように、利他性というのは過剰さの上に成り立っているわけです。

環境の中で一番利他的に振る舞ってくれているのは植物です。植物がもし利己的に振る舞って、自分に必要なだけしか光合成をしなければ、動物や他の生物が存立する余地は全くなかったわけです。植物が過剰に光合成して、葉や実を虫や鳥に分け与えてくれるおかげで、他の生物が存在する余地が生まれ、それがまた食物連鎖で多様性を作り出したのです。

基本的には生物は利他的に振る舞っています。というのも、過剰に持つと、不利になるからです。過剰に何かを溜め込みすぎると腐ってしまうし、移動の時にも不利になるし、他の生物に狙われやすくなる。だから、過剰なものは常に外に渡される。

ストックするよりも、絶えずフローに回して、そのフローが全体として動的平衡を保っている、というのが生命の現実なのです。

死は最大の利他的行為である

動的平衡というのは、絶えず自分自身を壊し続けて、エントロピーに抗い続けています。しかし、エントロピー増大の法則は宇宙の大法則ですから、一時的に抗うことはできても、完全に打ち勝つことはできません。徐々にエントロピー増大の法則に負けていかざるを得ない。それが老化ということですし、最後にはその法則に打ち負かされて、死を迎える。生命の有限性はそこにあるわけです。

では、死とは一体どういうことなのか。万博のパビリオンではもう一つの物語として次のようにお示しました。

「光の粒子が描く38億年の生命が絶えず移ろいゆく流れの中で、利己ではなく、利他によってつながれてきたいのち、その流れの中に私たちのいのちもまたあるのです。一方で、この宇宙には、あらゆるものは壊れ、崩れていくというエントロピー増大の法則があります。でも、生命は生きている間、一定の秩序やバランスを保っているように見えます。とても不思議なことです。

私は動的平衡によってそれが説明できることに気が

つきました。

坂を転がり落ちる円の一部分を開いて、一方の端を壊し続け、もう一方の端を作り続けます。そして、合成よりも分解を少しだけ多くすると、輪は下るはずの坂を登り返していくのです。これが動的平衡の状態です。しかも、合成よりも分解が少しだけ多いので、輪は徐々に短くなり、やがては消えてしまいます。それはつまり、生命がいつか必ず死を迎えることを意味しています。

いのちは有限であるからこそ輝きます。死は怖いことでも虚しいことでもありません。死があるから新しい生があり、進化が生まれます。死もまたいのちをつなぐ利他なのです。私たちのいのちは利他によって紡がれてきた38億年の生命の流れの中にあるのです。」

このように、パビリオンのエピローグは、死というものを肯定的に捉えようというメッセージが込められています。

生命の有限性というものは、動的平衡の帰結としてあるということ、そして死は最大の利他的な行為であるということです。これが連綿と紡がれてきて、今日の私たちがあり、これからも引き継がれていくはずの生命の物語なのです。

ご清聴ありがとうございました。



講師略歴

福岡 伸一（ふくおか しんいち）

生物学者・作家

京都大学卒。米国ハーバード大学医学部博士研究員、京都大学助教授などを経て青山学院大学教授、米国ロックフェラー大学客員教授。大阪・関西万博（EXPO2025）テーマ事業「いのちを知る」プロデューサー。サントリー学芸賞を受賞し、90万部を超えるベストセラーとなった『生物と無生物のあいだ』や『動的平衡』シリーズなど、“生命とは何か”を動的平衡論から問い直した著作を数多く発表。大のフェルメール好きとしても知られ、世界中に散らばるフェルメールの全作品を巡った旅の紀行『フェルメール 光の王国』『フェルメール 隠された次元』を上梓。



「日本の所得分配・再分配に関する研究会」報告書について

財務総合政策研究所 総務研究部 前総括主任研究官 伊藤 秀則
財務総合政策研究所 総務研究部 研究員 松隈 拓人

財務総合政策研究所（以下「財務総研」）では、2025年10月から2026年4月にかけて「日本の所得分配・再分配に関する研究会」（以下「研究会」）を開催しました。研究会では、マクロ経済学、ミクロ実証分析、経済史、公共経済学など幅広い分野の有識者をお招きし、多くのゲストスピーカーからの発表等も踏まえて、所得格差や再分配の現状について検討を行いました。特に、税務データ・統計データ・家計調査等を活用しながら、日本社会における所得分配の実態と課題について議論を行い、中長期的な観点から今後の政策課題について検討を行いました。研究会での発表内容や、それらを踏まえて取りまとめられた報告書は、財務総研のウェブサイトに掲載されています*1。また、6月には、報告書の内容を紹介するとともに、有識者の方々にコメントをいただくセミナーを開催しました。

今回のPRI Open Campusでは、このセミナーにおいて紹介された報告書の内容と有識者のコメントを、「ファイナンス」の読者の皆様にご紹介します。

1. 研究会の目的

研究会は、特定の政策的立場を示すことではなく、利用可能なデータや先行研究を整理し、中長期的な視点から日本社会の政策上の課題を議論することを目的としています。

こうした研究会を開催した背景には、近年、米国などにおいて、格差や分配を巡る問題への懸念が指摘されていることがあります。公正な分配が実現されているかどうか、また、そのことが社会の構成員の間で共有されているかについては、十分な注意を払う必要が

あり、分配の公正性に対する認識が損なわれると、社会の安定や制度に対する信頼にも影響を及ぼす可能性があります。こうした観点から、分配のあり方は社会の安定化に関わる重要な課題です。また、経済学の視点からは、個人では抱えきれないリスクや、市場において十分な保険機能が働かないリスクに対して、適切な再分配政策が講じられることが望ましいとされています。さらに、日本では「成長と分配の好循環」の実現が、マクロ経済政策の方針として掲げられており、分配政策と経済成長との関係についても関心が高まっています。

以上から、現在の日本において、所得分配・再分配がどのように機能しているのかを改めて確認することは重要です。また、近年はデータの利活用が進展する中で、税務データの活用や、各種統計データをより丁寧に利用した分析が進められ、所得分配の実態をより詳細に分析できるようになっています。研究会では、こうした新たなデータの活用可能性も踏まえながら、日本の所得分配・再分配の実態を把握し、その現状と課題についての整理を行いました。

2. 研究会から得られた主な知見

研究会を通じて共有されるべき認識として、いくつかの重要な点が挙げられます。

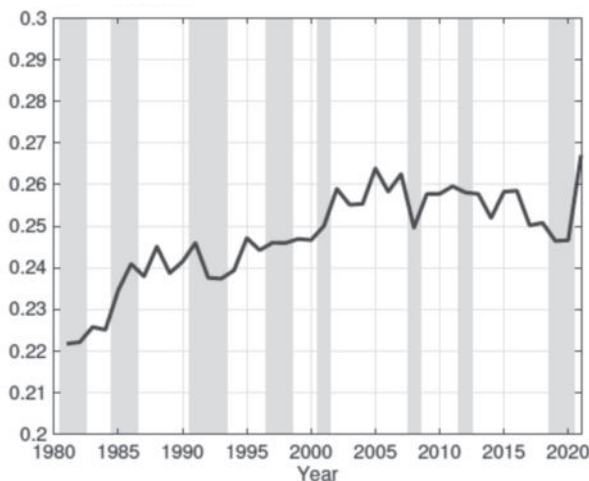
（1）所得格差の現状

格差を測る代表的な指標は、所得に関するジニ係数です。北尾早霧委員（アジア開発銀行研究所シニアエコノミスト）の報告で示されていた勤労世帯の所得ジ

*1) <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2025/bunpai.html>

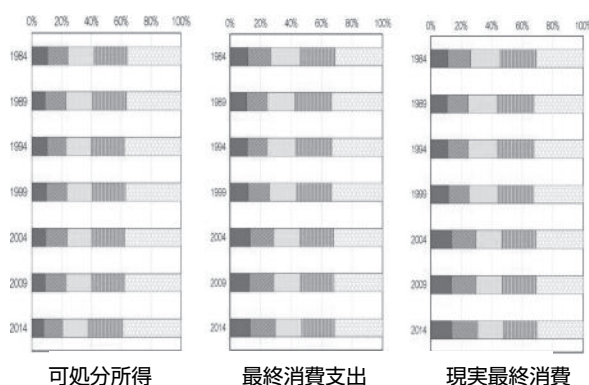
ニ係数を見ると、日本では2000年代以降はおおむね横ばいで推移しており、大幅な所得格差の拡大は確認されていません（図表1）。これは「経済財政白書」においても繰り返し指摘されている点であり、世帯所得の格差については、それほど大きく拡大していないことがこれまでも確認されております。また、前田佐恵子氏（東京大学大学院経済学研究科特任研究員／内閣府経済社会総合研究所特別研究員）による所得・消費に関する5分位分析においても、おおむね同様の傾向が示されています（図表2）。

図表1 世帯所得格差（ジニ係数）の推移



（注） 家計調査・勤労世帯の等価世帯所得。課税前。
（出所） 研究会報告書第2章

図表2 可処分所得分別の所得・消費

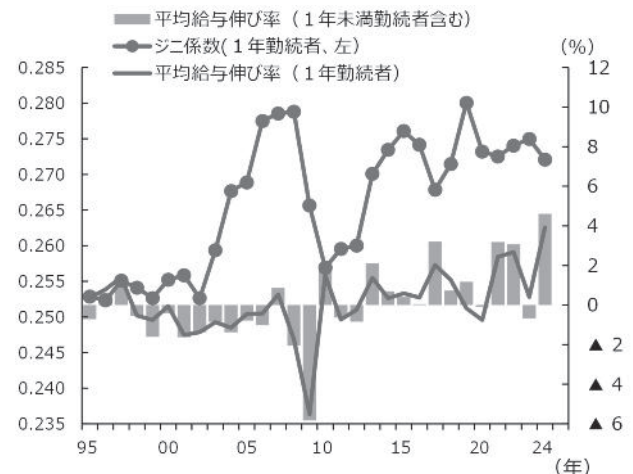


（注） 最終消費支出は家計の自己負担による消費支出を表す。現実最終消費は、最終消費支出に政府及び対家計民間非営利団体から提供される医療・介護・教育等の現物給付を加えたものである。
（出所） 研究会第1回報告（前田佐恵子氏）

このように、所得格差は大きく拡大しているわけではありませんが、一方で所得の水準自体が伸びているわけでもありません。例えば、給与所得の平均値や中央値は長期的に停滞しており（図表3）、実質平均賃金についても十分な伸びが確認されていない状況です（図表4）。

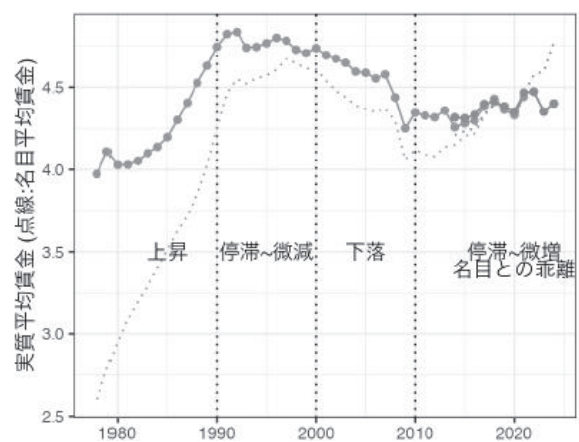
したがって、日本の所得分配の状況については、「格差が拡大した」というよりも、むしろ「格差は大きく拡大しなかったものの、全体として停滞していた」と捉えることができます。

図表3 給与所得者（勤続年数1年以上）の所得分布のジニ係数と平均給与伸び率の推移



（注） 平均給与は名目値。
（出所） 研究会報告書第4章

図表4 実質平均賃金の推移



（出所） 研究会報告書第3章

（2）所得格差の国際比較

前述の「所得」とは、毎年新たに生産された付加価値がどのように分配されたかを示す概念で、その大部分は賃金や事業所得、あるいは企業利益として分配されるものであり、株式や土地の値上がりによって生じるキャピタルゲインは含まれません。

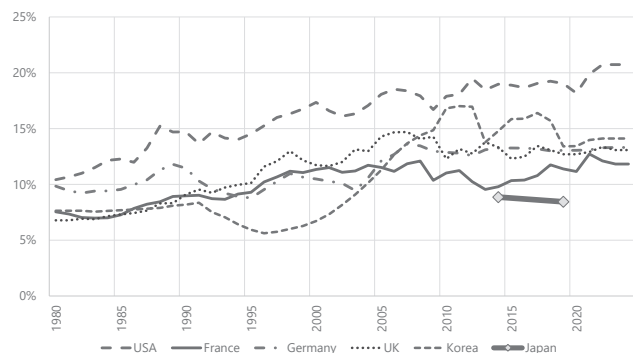
所得については、その不平等度を国際的に比較する取組が行われており、World Inequality Databaseでは、各国における上位所得シェア（所得上位1%や0.1%の人々が所得全体のうちどの程度のシェアを占めているか）に関するデータが示されています。図表

5は所得上位1%のシェア、図表6は所得上位0.1%のシェアを示しており、例えば、米国では、所得上位1%のシェアは1980年頃と比較して大きく上昇しており、2020年頃にはその水準が約10%高まっています。このことから、米国では所得格差が近年急速に拡大してきたことが確認できます。

では、日本のトップ所得層の所得シェアはどのようなになっているのでしょうか。World Inequality Databaseでは日本の推計値も公表されていますが、コミュニケーションをとってみると、必ずしも十分なデータに基づく推計ではないことが分かりました。そこで、森口千晶委員（一橋大学経済研究所教授）にご協力いただき、財務総研で利用可能な税務データ及び統計データを用いて、同様の考え方に基づく推計を実施し、その結果を図表5及び図表6で示しています。

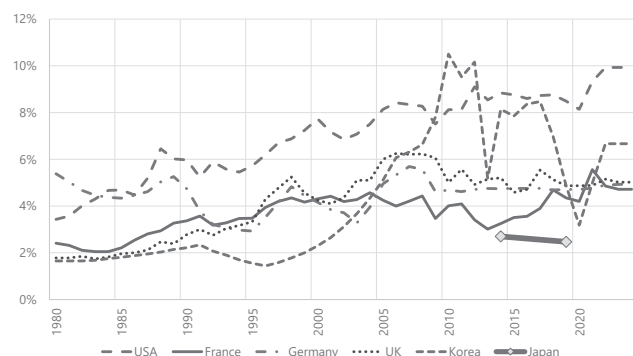
利用可能なデータの制約から、分析対象の年は2014年と2019年に限られますが、所得上位1%及び0.1%の所得シェアの値は、他の先進国と比較して相対的に低い水準にあることが確認されました。また、

図表5 所得上位1%の所得シェア、国民純所得ベース



(出所) 日本以外の国の数値はWorld Inequality Databaseによる。日本の数値はMikayama et al. 2023（利用可能な最新の統計・税務データを用いた推計結果）による。

図表6 所得上位0.1%の所得シェア、国民純所得ベース



(出所) 日本以外の国の数値はWorld Inequality Databaseによる。日本の数値はMikayama et al. 2023（利用可能な最新の統計・税務データを用いた推計結果）による。

アジアの国の中で比較しても、韓国や中国よりも低い水準にあります。

以上の結果から、日本では、所得について、米国でみられるような急激な格差の拡大や、極端な富裕層への所得集中は、少なくとも現時点で確認できるデータからは観察されていないと言えます。

(3) 企業の利益分配に相当する資本所得・資産の偏在

ただし、毎年生み出されるフローの所得だけではなく、資産というストックについて考えると、先ほどの結果とはやや異なる姿が見えてきます。

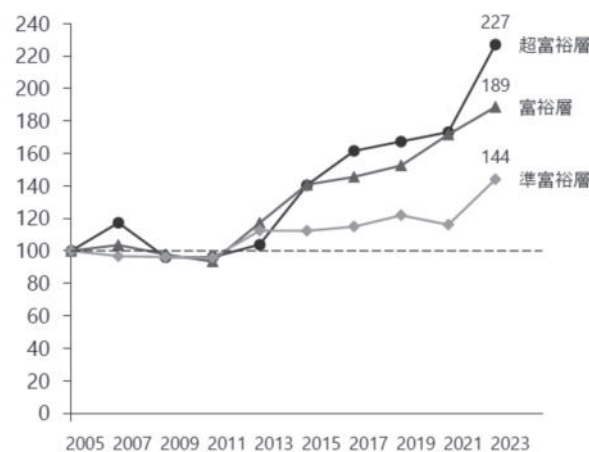
研究会の野口幸司氏（株式会社野村総合研究所金融コンサルティング部シニアプリンシパル）からの報告で示されているように、近年、純金融資産5億円以上の超富裕層、1億円以上5億円未満の富裕層、さらには5千万円以上1億円未満の準富裕層に該当する世帯数が増加しています（図表7）。一方で、金融資産を保有していない、あるいは金融資産残高がゼロであると回答する世帯についても増加がみられます（図表8）。

このように、所得では大きな格差拡大が確認されていない一方で、資産に着目すると、資産を多く保有する世帯と資産をほとんど保有しない世帯の双方が増加している状況がみられます。したがって、格差の実態を把握するためには、所得だけでなく資産の分布についてもあわせて検討することが重要と考えられます。

(4) 資産・金融所得の偏在

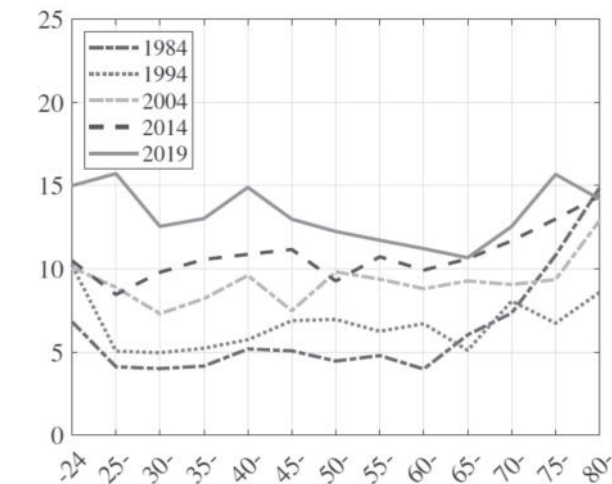
金融資産や土地などのリスク資産の価格は大きく変

図表7 準富裕層以上の世帯数増加率（2005年=100）



(出所) 研究会報告書第6章

図表8 金融資産がゼロの世帯の割合（％）



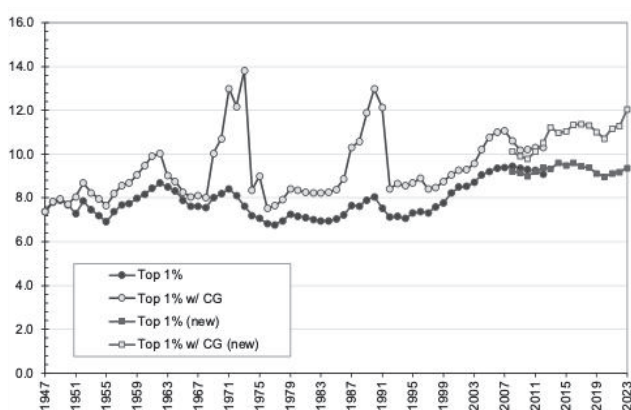
(出所) 研究会報告書第2章

動します。これはバブル期にもみられましたし、足元においても同様の状況がみられます。こうした資産価格の上昇によってキャピタルゲインが発生し、その資産を売却した場合には譲渡益として実現されます。

そこで、通常の所得である賃金や事業所得、企業利益に加えて、こうしたキャピタルゲインも含めて所得を捉えた場合に、所得分布がどのように変化するかを確認した結果が図表9及び図表10です。具体的には、所得上位1%及び0.1%の所得シェアについて、キャピタルゲインを含めない場合と含める場合を比較しています。

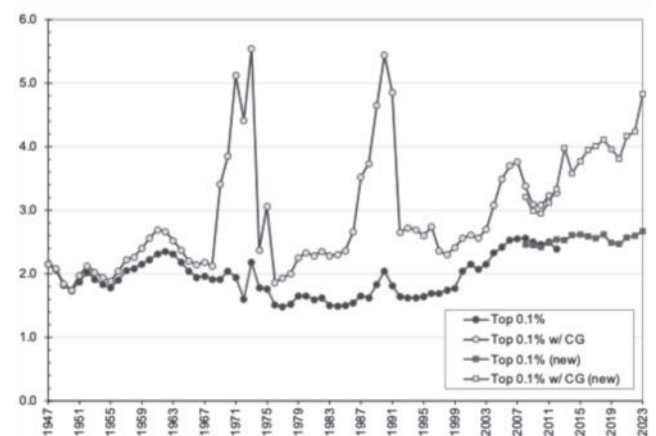
その結果、キャピタルゲインを含めた場合には、近年、上位層の所得シェアが拡大していることが確認されます。これは、株式や不動産などの譲渡所得が一部の高所得者層に偏って発生する傾向があるためです。したがって、通常の所得のみを対象とした場合には大

図表9 所得上位1%の所得シェア、所得税データ



(注) 青線はMoriguchi and Saez (2008) による推計、赤線は井口・上田・佐藤・森口 (2025) による推計。
(出所) 研究会第1回報告 (上田淳二氏)

図表10 所得上位0.1%の所得シェア、所得税データ



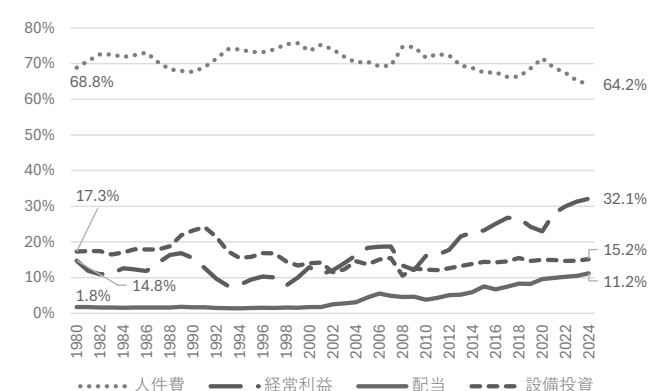
(注) 青線はMoriguchi and Saez (2008) による推計、赤線は井口・上田・佐藤・森口 (2025) による推計。
(出所) 研究会第1回報告 (上田淳二氏)

きな格差拡大は確認されないものの、キャピタルゲインを含めて考えると、上位層への所得集中が一定程度進んでいることがうかがわれます。

また、企業が稼いだ利益の分配構造にも変化がみられます。かつては、企業が獲得した営業利益は、銀行への利払い、従業員への賃金、株主への配当などの形で分配されていました。しかしながら、金利が低下する中で、賃金の伸びは必ずしも十分ではなかった一方、株主への分配である配当については増加する傾向がみられます (図表11)。

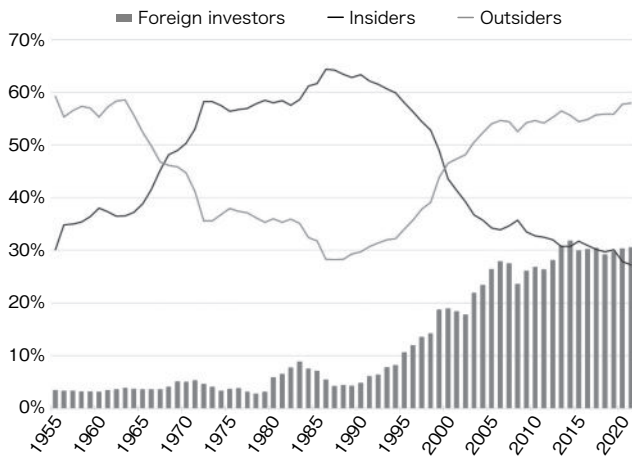
他方で、日本では個人による株式保有の割合は必ずしも高くなく、むしろ長期的には低下している面もみられます (図表12)。そのため、企業の収益力向上や利益拡大が実現したとしても、その成果が家計全体や個人所得の増加として一様に還元されるとは限らない状況にあります。すなわち、企業が生み出した利益の

図表11 付加価値の分配状況：付加価値に対する割合（％）



(注) 金融・保険業を除く。設備投資はソフトウェアを含まない。
(出所) 法人企業統計

図表12 国内上場企業の所有構造の時系列変化



(出所) 研究会報告書第8章

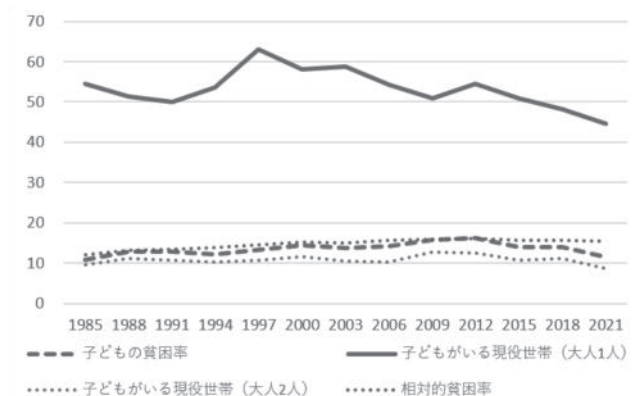
増加は、配当を通じて一部の資産保有者により多く帰属する可能性があり、家計への波及には一定の偏りが生じている可能性があります。

(5) ひとり親世帯の貧困・男女賃金格差の持続

さらに、所得格差について、より広い視点から注目すべき点もあります。例えば、ひとり親世帯の相対的貧困率は引き続き高い水準にあります（図表13）。また、男女間の賃金格差についても依然として大きい状況が続いており、さらに、いわゆる「チャイルドペナルティ」と呼ばれる、出産後に女性の平均的な賃金が低下する傾向も顕著です（図表14）。

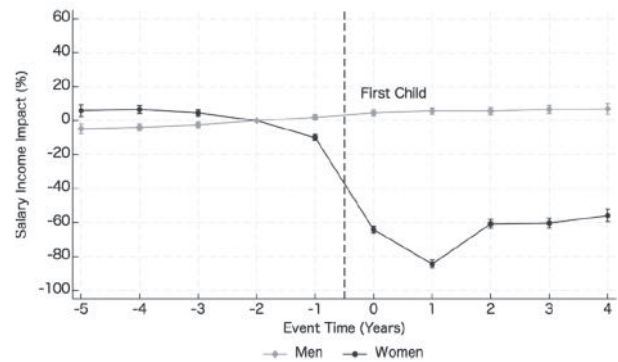
このように、全体としての所得格差が大きく拡大していないとしても、特定の属性やライフイベントに着目すると、依然として大きな格差や経済的に不利な状況が存在していることに留意する必要があります。

図表13 子どもの貧困率（%）



(出所) 厚生労働省、国民生活基礎調査。図の構成は日本経済新聞（2026年3月17日付記事掲載図）を参考とした

図表14 出産前後の給与所得の変化率



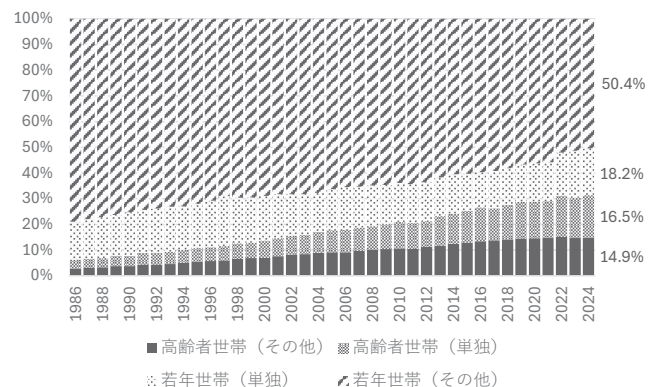
(出所) Fukai and Kondo (2025) より

(6) 世帯構造の変化が分配の姿を変えている

また、日本全体の分配状況を捉える際には、世帯構造そのものが大きく変化していることに注意する必要があります。総世帯全体をみると、現在では世帯主が65歳以上の高齢者世帯が全体の3割以上を占めています（図表15）。また、そのうちのおよそ半数は単身世帯です。このため、日本の分配状況を考える際には、勤労世代の動向だけでは全体像を十分に把握することはできません。さらに、専業主婦世帯が減少し、共働き世帯が増加している（図表16）ことなどを踏まえると、世帯所得の格差が拡大しているか否かという指標だけでは、人々の生活実態や行動の変化を十分に捉えられない可能性があります。仮に格差指標が大きく変化していない場合であっても、その背景にある世帯構造や就業構造は大きく変化している可能性があります。

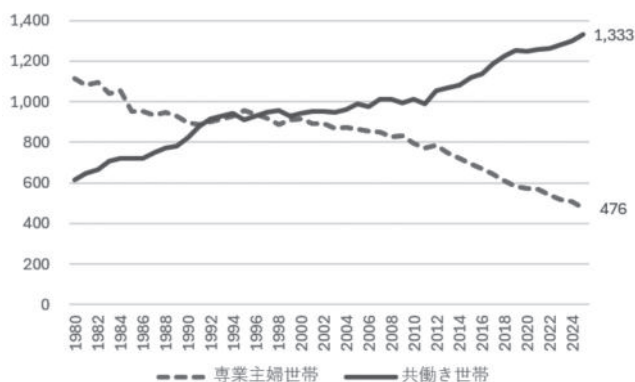
また、高齢者世帯については、所得や資産の分布に大きなばらつきが存在すると考えられます。平均的には現役世代より所得水準が低い一方で、貯蓄額の平均値は高いことが知られています。このため、高齢者世帯を一括

図表15 世帯構成の変化



(出所) 厚生労働省、国民生活基礎調査

図表16 専業主婦世帯数と共働き世帯数



(出所) 労働政策研究・研修機構 (労働力調査の特別集計・詳細集計)

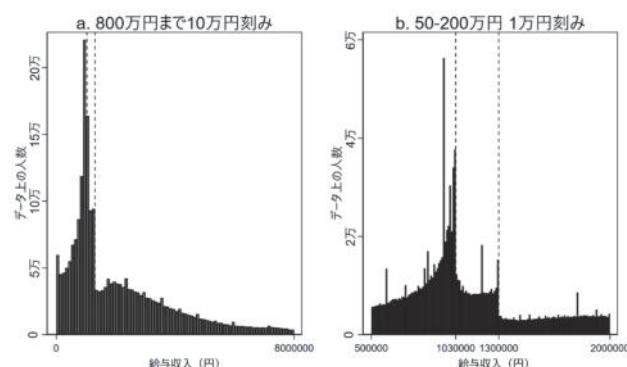
りに捉えるのではなく、その内部の多様性にも着目しながら実態を把握することが重要です。研究会においても、高齢者世帯の所得や資産の状況について、より丁寧な分析や情報提供を行うことの重要性が指摘されました。

3. 制度設計上の主な論点

(1) 女性の就業調整

様々な多様性の一つとして、研究会では、近藤絢子委員（東京大学社会科学研究所教授）から、配偶者を持つ女性の就業行動に関する分析について報告が行われました。特に、年収103万円や130万円付近で就業調整が集中していることが確認されています。130万円は、配偶者に社会保険料が課される閾値であり、その金額が労働供給に大きな影響を与えていることが示されていますが、130万円よりも103万円の壁で強い反応が見られています（図表17）。このことは、人々が現行の制度を十分理解していない可能性や、制度そのものが複雑すぎる可能性を示唆していることが指摘されました。

図表17 有配偶女性の給与収入分布（正の給与収入のある25～60歳）



(注) 収入ゼロ（26.2%）と800万円超（1.5%）は含まれない。

(出所) 研究会報告書第5章

(2) 生涯可処分リソースという視点

また、宇南山卓委員（京都大学経済研究所教授）からは、所得という概念そのものについても重要な問題提起がなされました。一般に、所得とは一定期間、例えば1年間にどれだけの所得を得たかを示す指標ですが、それだけでは個人や世帯が実際にどの程度の経済的資源を利用できるのか、すなわちどの程度の経済力を有しているのかを十分に表しているとは言えません。

もともと個人や世帯の経済力には差がありますが、再分配政策や負担能力に応じた税・社会保険料の負担を考える際に、所得や課税所得のみを基準とすることが適切であるとは限りません。本来は、生涯を通じてどれだけの経済的資源を獲得し、利用できるかという「生涯可処分リソース」やそれを残余寿命で除した「恒常所得」の概念に基づいて負担能力を捉えることが重要であることが指摘されました。また、恒常所得は消費と密接な関係にあることから、長期的な経済力を反映するという観点では、所得を基準とするよりも、消費に着目して負担を考える方が、個人や世帯の実質的な負担能力をより適切に反映する可能性があることも指摘されました。

4. 今後の政策課題

研究会では、今後の政策課題として様々な論点が共有されました。具体的には、多様な就業形態に中立的な税制・社会保障制度の構築、就業インセンティブを維持した低所得者支援、資本所得の恩恵を幅広い家計へ波及させる仕組み、機会の平等を確保する制度設計、高齢化・未婚化・単身化に対応した制度改革などが挙げられます。とりわけ、従来の「夫婦と子ども」を前提とした制度設計を見直し、多様な世帯構成に対応した制度を整備することの重要性が指摘されました。

5. 各委員のコメント

セミナーにおいては、研究会に参加いただいた委員の方々から、報告書のポイントや研究会全体を通じての感想などについて、以下のコメントをいただきました。

楡井 誠 東京大学大学院経済学研究科教授／財務総研特別研究官

研究会で取り上げた所得分配・再分配は、経済成長と並び、経済学における最も重要な研究テーマの一つです。日本ではこの20年余り、「所得分配」は「格差」という言葉で語られることが多くなり、格差が拡大しているという認識が、家計や有権者、労働者の日常的な感覚とも結び付きながら、政策にも大きな影響を与えてきました。そのような状況の中で、研究会では予断を持つことなく、事実に基づいて、日本の所得分配・再分配の現状とその推移を把握することを出発点としました。その成果を最も象徴するものが、森口委員と財務総研の上田副所長による、日本の税務データを用いた所得分配の再推計です。両氏は、利用可能な税務データを用いて所得分布を推計し、トマ・ピケティらのデータベースとの整合性を確保した形で統計を整備しました。その結果は、日本における所得上位1%または10%への所得集中は、ピケティらが示したアメリカの状況とは大きく異なっており、超富裕層への所得集中が急速に進展していることを示すものではありませんでした。これは、研究会における最も頑健な研究成果の一つであると考えています。

もちろん、研究会では「格差が全く拡大していない」という結論を導いたわけではありません。例えば、キャピタルゲインを含めた所得上位1%の所得シェアについては、近年やや上昇する傾向が確認されました。また、世帯所得のジニ係数についても、2000年代前半のような急激な上昇ではないものの、高止まりまたは緩やかな上昇が見られることが報告されています。さらに、低所得層についても、世帯構造の変化を背景として、経済的困難がひとり親世帯などの特定の世帯類型に集中する傾向が確認されました。

こうした議論をさらに発展させていくためには、何よりも統計基盤の充実が不可欠です。そのためのデータ、分析能力、人材、そして必要な権限を政府の中に蓄積していく必要があります。今回、所得上位層の所得シェアに関する研究成果を取りまとめることができた背景には、長年にわたる国際的な研究の蓄積があります。2013年に「21世紀の資本」が刊行され、世界的に大きな反響を呼びましたが、それ以前からピケティを中心とする研究グループは、各国の税務統計を

丹念に収集・分析し、所得分配に関する国際比較研究を進めていました。その過程において、森口委員は日本のデータ整備を担当し、日本については2008年頃までの推計が国際データベースへ反映されていました。しかし、その後は日本の推計を継続的に更新する体制が十分に整備されず、後継となる分析体制も構築されませんでした。これは、日本における所得分配分析を担う研究者や、政府内の統計分析体制が十分とは言えない現状を示しているものと考えられます。

その結果、国際データベースに掲載された日本の推計値をそのまま見ると、日本でも所得集中が大きく進んでいるかのような結果が示される状況となっていました。私自身もその結果を見て違和感を覚え、日本の実態はそれほど不平等化していないのではないかと考えました。その実態を検証するためには、利用可能な税務データなどを用いて改めて推計を行い、日本の所得分配の実態を統計的に確認することが不可欠でした。

今回の成果は、国際的な研究コミュニティと対話できる研究者と、行政が保有するデータや分析資源が連携することによって初めて実現したものです。しかし、このような成果を特定の研究者や行政担当者の個人的な努力に依存して実現する体制は、持続可能とは言えません。本来であれば、政府の中に継続的なデータ基盤と分析能力が整備され、国際的な研究コミュニティとの対話を通じて、所得分配に関する統計が継続的に作成・発信される体制が構築されることが望まれます。研究会を通じて、そのような統計基盤の整備が今後ますます重要になることを強く実感しました。

宇南山 卓 京都大学経済研究所教授

研究会のタイトルである「日本の所得分配・再分配に関する研究会」という点に少しこだわりながら、研究会を通じて感じたことを申し上げたいと思います。

経済学では、「誰にどのような経済資源を使ってもらうか」ということが、大きなテーマの一つとなっています。ただし、このテーマについては、実際には二つの異なる視点から議論が行われています。一つは、「資源配分」という視点です。経済学では、設備や資本、労働といった経済資源を誰が利用すれば、経済全体として最も効率的な資源配分が実現できるのかという点を重視します。もう一つは、「所得分配」の視点

です。こちらは、経済資源から生み出された所得を誰にどのように分配するかという問題であり、公平性の観点から議論されます。研究会でも、上田副所長から説明いただいたような所得格差や、所得上位層のシェアなどが、この分野の代表的なテーマです。

このように、資源配分と所得分配は、いずれも「誰に経済資源を使ってもらうか」という共通の問題を扱いながら、一方は効率性、もう一方は公平性を重視するという異なるテーマを議論しているのです。その観点で、研究会を通じて見えてきたことは、日本は公平性という観点からみると、世界的にみても、また過去と比較しても、極端に悪い状況にあるわけではないということです。所得格差についても、米国のような急激な所得集中は確認されませんでした。しかし、それが資源配分という効率性の観点からは、必ずしも望ましい状態ではないことが示されたと思います。賃金の伸び悩みや、女性が十分に能力を発揮しても、それに見合った所得を得られていない状況など、様々な課題が残されています。

さらに、配分の問題は個人間だけではなく、企業と家計との間で、企業が生み出した付加価値をどのように配分するかという問題もあります。この点についても、研究会では、現役世代、とりわけ勤労世代への資源配分が十分ではない可能性が示唆されたように感じています。資源配分のあり方をより適切なものとしていくためには、研究会のタイトルにあえて異論を唱えるような言い方になるかもしれませんが、「所得分配」という公平性を重視する視点だけではなく、誰がどのような経済資源を保有し、それがどのような経済活動や付加価値の創出につながっているのかという「資源配分」の観点からアプローチしていく必要があるのではないかと感じました。

北尾 早霧 アジア開発銀行研究所シニアエコノミスト

格差の問題は、経済学のあらゆる分野に関わるテーマであると考えています。その実態を把握するためには、データに基づくマイクロ実証研究が不可欠であり、その結果を解釈するためのマイクロ経済理論も必要です。また、格差がどのように形成され、今後どのように変化していくのかを考えるためには、歴史的な背景

への理解も求められます。さらに、格差が小さいことだけで十分とはいえず、経済全体として成長を実現するという観点からは、マクロ経済学の視点やモデルを用いた分析も欠かせません。

このように多様な専門分野が関わるテーマであるだけに、研究会の構成は容易ではなかったと思いますが、それぞれの分野を代表する研究者が集まり、学術的にも非常に質の高い議論が行われました。研究会の報告書は、アカデミアの立場から見ても高い水準にあると感じています。

マクロの観点からは、格差の分析において、ジニ係数などの集計指標だけでは十分ではありません。例えば、格差の背景が高齢化による人口構成の変化なのか、それとも現役世代における所得格差の拡大なのかによって、政策的な意味合いは大きく異なります。さらに、所得に差があったとしても、消費水準が維持されているのであれば、再分配政策や世帯内での資源配分が一定程度機能している可能性も考えられます。このように、何が問題であり、どのような政策介入が必要なのかを適切に判断するためには、マイクロデータを詳細に分析することが重要です。そのためには、個人を継続的に追跡できるパネルデータの整備が不可欠です。例えば、東京大学政策評価研究教育センター（CREPE）では、多くの人的・財政的資源を投入し、地方自治体の税務データを活用した研究が進められています。こうしたデータを用いることで、個人がどのような所得変動や所得リスクに直面しているのかを把握することが可能となり、どのような人に、どのような政策支援が必要であるかをよりの確に分析できるようになります。

今後、財政制約が一層厳しくなる中では、単に財政支出を拡大するのではなく、データ基盤への投資を進め、エビデンスに基づいて政策資源を効率的に配分していくことが重要になると考えます。また、研究会でも議論されたように、制度による歪みが確認された場合には、その制度改革が個人の所得や就業行動、さらには人的資本の蓄積や経済全体へどのような影響を及ぼすのかについて、マイクロ経済学とマクロ経済学の双方の視点から分析を深めていくことが求められます。

その意味でも、研究会を通じて、これまで必ずしも交流の機会が多くなかった研究分野の間で活発な議論

を行うことができたことは、大変有意義でした。今後もうこうした連携を継続し、所得分配・再分配に関する研究のさらなる発展につなげていきたいと考えております。

近藤 絢子 東京大学社会科学研究所教授

私は主としてミクロ経済学の立場から、個票データを用いた実証分析に取り組んでおります。そのため、普段はマクロ経済学や歴史的な視点から所得分配を議論する機会は多くありません。研究会では、それぞれ異なる専門分野の研究者との議論を通じて、多角的な視点から所得分配を考えることができ、大変有意義でした。

私が担当した章では、103万円、130万円の「年収の壁」について取り上げました。分析の結果、103万円及び130万円付近で就業調整が行われていることが確認され、特に103万円付近で調整する人が多いことが明らかになりました。

結婚や出産を契機として一時的に労働供給を減らすこと自体は、仕事以外の時間の価値が変化した結果の合理的な行動と考えられます。しかし、本来であれば子どもの成長に伴って労働供給を徐々に増やし、人的資本を蓄積しながらキャリアを形成していくべき時期に、年収の壁によって就業拡大が抑制されている点は、大きな課題であると考えます。こうした就業調整は、長期的な所得形成や人的資本の蓄積を阻害する可能性があります。

また、103万円付近で就業調整を行う人が非常に多いという事実は、人々が税制・社会保障制度を必ずしも十分に理解していない可能性も示唆しています。制度上は130万円付近の方が就業調整を行う経済的な理由が大きいにもかかわらず、103万円付近で調整する人が多いことから、人々が制度を完全に理解し、合理的に行動しているとは限らないことがうかがえます。このことは、研究会全体のテーマである公平な制度設計にも重要な示唆を与えます。制度が複雑になりすぎれば、本来期待した政策効果が十分に得られない可能性があるため、制度を設計する際には、人々が制度を十分理解し、合理的に反応することを前提とするのではなく、制度そのものをできるだけ分かりやすく設計することが重要であると考えます。

報告書全体についても、政策対応として示された論点はいずれも重要であると考えます。特に、世帯内の就業形態の多様化に対応した税制・社会保障制度の構築は、今後ますます重要な課題になるでしょう。その際には、多様な働き方に対応しようとして制度を過度に複雑化させるのではなく、分かりやすさを維持しながら、多様な世帯や就業形態に対応できる制度とすることが求められます。また、未婚者の増加など家族形態の変化を踏まえると、夫婦と子どもから成る世帯を前提とした制度設計を見直していく必要もあると考えます。

さらに、今後の課題として示されたデータ整備についても全面的に賛同します。様々なデータの整備が必要ではありますが、その出発点として、国が個人の所得をより正確に把握できる仕組みを整備することが極めて重要であり、今後の政策立案の基盤となるものと考えます。

森口 千晶 一橋大学経済研究所教授

私自身、このような研究会に参加する機会はこれまであまりありませんでしたが、研究会では委員の専門分野の構成が非常にバランスよく組み合わされていたと感じています。マクロ経済学、ミクロ経済学のそれぞれの理論・実証研究者に加え、私のような経済史を専門とする研究者や、制度設計を専門とする研究者などが参加したことで、多角的かつ厚みのある議論が行われ、質の高い報告書につながったのではないかと思います。

私自身は、経済史の立場から長期的な視点や制度の歴史的変化を重視して研究を行っています。今回の研究会では、財務総研の上田副所長とともに上位所得層への所得集中に関する推計を行いました。2026年6月には、パリで開催されたトマ・ピケティらが主催する国際会議において、研究会で取りまとめた日本の最新の推計結果を報告する機会がありました。各国の研究者との議論を通じて強く感じたのは、日本の所得分配の状況は欧米諸国とはかなり異なるということです。会議では、富裕層や超富裕層への所得・資産の集中だけでなく、それに伴う政治的権力やメディアへの影響力の集中について、多くの国で実証研究が報告されていました。そのような中で、日本について報告す

ると、「本当にそこまで所得集中が小さいのか」、「なぜ日本ではそのような状況になっているのか」といった質問が数多く寄せられました。

研究会の分析結果が示すように、日本では現時点において、所得格差が極端に拡大し、超富裕層への所得集中が経済や社会に深刻な影響を及ぼしている状況は確認されず、また、この結論は正しいと考えています。一方、その裏返しとして、なぜ日本では億万長者やイノベーションの担い手が生まれていないのかという視点も重要です。所得格差が小さいことだけでなく、経済成長の源泉となる新たな価値創造や、効率的な資源配分が実現されているのかという観点についても、今後さらに検討する必要があると感じました。これは、長期にわたる賃金停滞の要因を考える上でも重要な論点であると思います。

また、近年は株価上昇などを背景にキャピタルゲインが増加しており、新しい少額投資非課税制度(NISA)の普及によって、中間所得層にもその恩恵が広がる可能性があります。しかし、キャピタルゲインがどのような人々に帰属し、世代間を通じてどのように継承されているのか、また社会的移動がどの程度確保されているのかについては、日本では十分なデータが整備されていません。この点は今後の重要な研究課題であると考えます。

最後に、研究者とメディアとの関係についても感じることがあります。研究者は厳密な分析を重視するため、データの整備や分析に長い時間を要することが少なくありません。一方、メディアでは速報性が求められます。今後は、速報性を重視した分析と、時間をかけた精緻な分析を適切に組み合わせながら、それぞれの成果を社会へ発信していくことが重要ではないかと考えています。

安田 洋祐 政策研究大学院大学教授

私はミクロ経済理論やゲーム理論を専門にしており、マクロ経済学、労働経済学、所得分配研究など、他の委員の専門分野は、いずれも自分の研究分野と近接しながらも異なる領域であり、多くの刺激を受けました。それぞれの専門家が活発に議論している様子を、少し離れた立場から大変興味深く拝見しておりました。私からは特に二つの観点について申し上げたい

と思います。

一つ目は、「結果の平等」と「機会の平等」についてです。研究会では、給与所得を中心にみた所得格差について、日本では諸外国のような大幅な格差拡大は確認されないことが示されました。一方で、金融所得や資産を含めたより広い意味での経済力については、今後さらに詳細なデータ分析が必要であることも明らかになりました。また、日本では格差が拡大しているという認識を持つ人が少なくない一方で、所得指標からみた結果の平等は比較的維持されているという状況があります。この認識と実態との間のギャップがどのように生じるのかを明らかにすることも、今後の重要な研究課題であると考えます。

「機会の平等」という観点から見ると、研究会でも様々な課題が指摘されました。例えば、ひとり親世帯の貧困、出産・育児後の女性の賃金低下、世代間での資産（特に金融資産）格差の固定化などは、結果の平等とは別に、機会の平等が十分に確保されていない可能性を示しています。また、研究会では直接扱われませんでした。地域間格差についても同様の視点から検討する余地があると考えます。

このように、ジニ係数などの集計指標だけでは、機会の平等がどの程度確保されているのかは十分に把握できません。こうした問題は、今後の経済成長や人々のインセンティブにも大きく関わるため、より重視していく必要があると思います。

二つ目は、研究者の役割についてです。研究会では、大学研究者が多く参加していたこともあり、現状を客観的に分析する、いわゆる実証的な分析が中心でした。一方で、「今後どのような制度が望ましいのか」という規範的な議論は比較的少なかったように感じています。その中で印象的だったのが、第5回研究会におけるスズキトモ氏（早稲田大学商学学術院商学部教授）と河野龍太郎氏（BNPパリバ証券株式会社経済調査本部長/チーフエコノミスト）の企業内の分配に関する講演でした。企業収益の分配について、株主還元や賃金配分のあり方まで踏み込んだ問題提起がなされ、現状分析だけでなく、政策や制度の方向性についても議論が展開されました。研究者は、客観的な分析結果を提示し、その先の判断は社会や政策担当者に委ねるという姿勢をとることが多いのかと思います。そ

これは学術的には重要な姿勢ですが、所得分配や格差のように社会的関心の高いテーマでは、専門家として一定の規範的な示唆も期待されているのではないかと第5回研究会の講演を通じて感じました。

また、研究会を通じて、生産性の伸びに比べて賃金が十分に上昇していないという指摘は、私自身にとっても大変印象的でした。この事実をさらに検証するとともに、その背景や政策的含意についても、様々な研究分野が連携しながら議論を深めていくことが重要であると思います。

最後に、近藤委員のご報告にあった「年収の壁」の分析は、制度が人々の行動に大きな影響を及ぼすことを改めて示したものと受け止めています。実際の行動は、制度が想定する経済的インセンティブだけでは十分に説明できず、制度への理解不足や認知の偏りといった要因も影響している可能性があります。今後は、行動経済学の視点も取り入れながら、制度設計や情報提供のあり方について、さらに研究を深めていくことが期待されます。

「財務総合政策研究所」、研究会の情報はこちらからご覧いただけます。

<https://www.mof.go.jp/pri/index.htm>

<https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2025/bunpai.html>



なお、本報告書の内容や意見はすべて筆者個人の見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

■研究会 担当者

財務省 財務総合政策研究所 総務研究部

前総括主任研究官 伊藤 秀則

元研究員 伊藤 菜々子

研究員 伊佐 義隆

研究員 岸本 翔太

元研究員 福室 成彦

研究員 松隈 拓人

研究会報告書

(報告書目次) ※役職は2026年6月時点

はじめに 楡井 誠 東京大学大学院経済学研究科教授／財務総合政策研究所特別研究官

第1章 日本の分配・再分配をめぐる実態と課題

上田 淳二 財務省財務総合政策研究所副所長

第2章 世帯単位の所得分布の長期的な推移

北尾 早霧 アジア開発銀行研究所シニアエコノミスト

山田 知明 明治大学商学部専任教授

第3章 民間給与実態統計調査を用いた日本の賃金動向分析及び再就職市場における賃金の変化

川田 恵介 東京大学社会科学研究所准教授

第4章 労働市場からみた所得分配の状況と政策的含意

山田 久 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 / 法政大学人間環境学部教授

第5章 年収の壁と既婚女性の就業調整の分析

近藤 絢子 東京大学社会科学研究所教授

第6章 NRI富裕層推計2023 ～富裕層増加のトレンドと注目セグメント～

野口 幸司 株式会社野村総合研究所金融コンサルティング部シニアプリンシパル

第7章 巨大企業と高所得者はどう生まれるのか

荒田 禎之 独立行政法人経済産業研究所研究員

第8章 日本企業の株式所有構造の進化

宮島 英昭 早稲田大学常任理事/名誉教授

第9章 レント・シェアリングの定着を一社会契約と整合的な「埋め込まれた自由主義」の復活ー

河野 龍太郎 BNPパリバ証券株式会社経済調査本部長 / チーフエコノミスト／
東京大学先端科学技術研究センター客員教授

第10章 “When Matured” ー成熟経済社会において成長投資を促進する付加価値の適正分配・投資経営

スズキ トモ 早稲田大学商学学術院商学部教授

第11章 家計行動の把握と分配

宇南山 卓 京都大学経済研究所教授／財務総合政策研究所特別研究官

第12章 給付付き税額控除と所得税・住民税・社会保険料の「三位一体改革」

佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科教授

公民連携による課題解決の取り組み

福島市政策調整部政策調整課 広域連携推進係長
森合 朋美

1. 福島市の概要

福島市は、福島県の北部に位置し、西は吾妻連峰、東は阿武隈高地に囲まれた自然豊かな県都です。

人口およそ27万人を擁し、古くは養蚕と阿武隈川の舟運で栄えました。

夏は暑く冬は寒冷で、寒暖差が大きい盆地特有の気候により、果物の生産が盛んで、抜群の甘さとみずみずしさの桃をはじめ、サクランボ、ブドウ、梨、りんごなどの美味しい果物を年間通して楽しむことができます。

また、東京から東北新幹線で日帰り往復できるアクセスの良さに加え、鉄道や高速交通網が交差する交通の結節点として重要な位置にあり、福島県の政治・経済・文化をけん引しています。



(1) 甘くておいしい自慢の桃

2. 公民連携窓口「公民こねくと」

福島市では、行政の力だけでは解決できない地域課題や行政課題に関して、民間企業等が持つ独自で多様なノウハウを活用することで課題解決を目指す、公民連携の取り組みに力を入れています。

民間企業等と連携する新たな取り組みを幅広く受け付け、実現に向けて調整を図るため、公民連携のワンストップ窓口「公民こねくと」を設置し、窓口を明確化するとともに、市長をトップに実施体制を確立し、実効性のある連携のスピーディーな実現を目指しています。

ここでは、これまで成立した取り組みの中から、具体的事例を2つ紹介します。



(2) 公民連携窓口「公民こねくと」

3. 日本一の納豆愛をPRする新商品開発

福島市は、一世帯あたりの納豆消費額が、ここ10年間で7回日本一に輝く「納豆のまち」です。

納豆は、市民の食卓に欠かせないもので、老若男女問わず深く親しみのある食材です。

その“日本一の納豆愛”を広く市内外に発信し、「納豆のまち福島」の認知度向上と地域ブランド化につなげるため、カルビー株式会社との共創プロジェクトとして、新商品の開発を令和7年8月にスタートしました。

開発にあたっては、カルビー株式会社と福島市に加え、納豆を愛する学生や市内で納豆料理を提供している飲食店などが参加するワークショップを複数回開催し、「なぜ福島市民は納豆好きなのか」を探りながら、フレーバーやパッケージデザイン、PRなどを検討しました。

ワークショップでの試作品の投票の結果、新商品は「納豆＋タレ・白菜漬物風味」のポテトチップスに決定し、令和8年7月6日から東北エリア限定で発売されました。

本プロジェクトは、企業、行政、市民が一体となって福島市の魅力を掘り下げ、地域の強みを再発見する機会となるとともに、地域資源と企業の持つ商品開発力や発信力を掛け合わせた官民共創の実践となりました。



(3) 商品開発のワークショップ



(4) 新商品完成発表会

4. 「福島市モデル」被災者支援システム

福島市では、東日本大震災以降、令和元年度の台風19号、令和2年度及び3年度の福島県沖地震など、度重なる災害に見舞われました。

これらの災害対応の経験から、災害発生時の早期生活再建の実現を目指して、富士フイルムシステムサービス株式会社と共同研究協定を締結し、新システムの共同研究を令和6年度から開始しました。

開発にあたっては、富士フイルムシステムサービス株式会社の技術力と福島市が過去の災害で得た知見や業務効率化のノウハウを融合することで、自治体内部

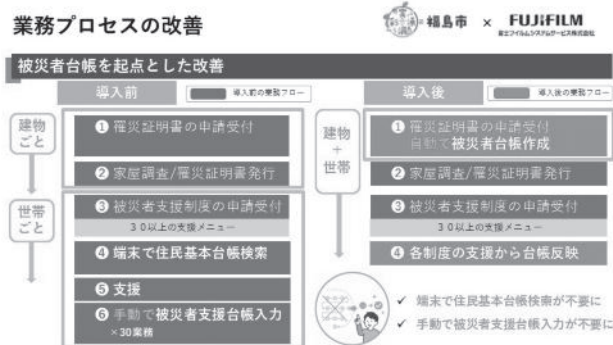
の煩雑な事務作業を深掘りし、現場の声を反映しながら効率化を図ることができるシステムの構築を目指しました。

令和7年8月には、発災時の自治体業務を効率化し、被災者の支援申請プロセスの迅速化を実現する被災者支援のための新システム「被災者支援ソリューション生活再建支援ナビ」として正式に製品としてリリースされました。

製品の特長は、システム上で被災家屋と世帯情報をひも付けて、罹災証明の申請受付から交付までの作業を効率化するほか、対象世帯に向けた支援メニューを自動で一覧化し、住民へプッシュ型の通知を送ることで、被災者がスピーディーに支援を受けられる点などがあります。

いつ起こるかわからない災害に備え、今後も事前の仕組みづくりを強化していく予定です。

こうした公民連携による課題解決の取り組みをさらに推進し、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。



(5) 被災者支援DXによる業務プロセス改善

官民共創で拓く持続可能なまちづくり

地方創生コンシェルジュ
東北財務局福島財務事務所長 根本 浩之

福島市の「公民こねくと」を軸とした官民共創は、地域の強みを引き出す魅力発信と、災害に強いまちづくりを両立させる極めて先進的な取り組みです。企業と行政が対等なパートナーとして市民を巻き込み、現場の知見を形にしたポテトチップスや被災者支援システムは、まさに地方創生の理想形と言えます。

このような取り組みが、諸課題の解決や、持続可能な未来を切り拓く原動力となることを期待しています。

令和6年能登半島地震からの復旧・復興について

北陸財務局融資課 上席調査官
城光寺 えりか

令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島地震から約2年半が経過しました。本地震は石川県能登地方を中心に、住宅、道路、港湾、上下水道など、地域社会の基盤に甚大な被害をもたらし、発災直後には多くの住民が避難生活を余儀なくされるなど、地域の暮らしと産業に大きな打撃となりました。

現在、石川県および関係市町では、「創造的復興」の理念のもと、被災者の生活と生業の再生を最優先に復旧・復興施策を推進しています。インフラについては、危険が高い箇所への応急対策はすでに完了するなど、機能回復や本格復旧が進展しています。また、復旧の見通しが段階的に明らかになる中で、住まいの再建や産業活動が再開するなど、地域の再生に向けた動きが本格化しています。

1. 復興まちづくりの進展

石川県が策定した「創造的復興プラン」をはじめ、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、かほく市、内灘町の10市町において復興計画が策定・公表されるなど、被災者が将来を見据えた生活再建を検討しやすいよう、住まい再建の見通しやまちづくりの方向性が具体化されています。さらに、地区単位での具体的な整備計画の検討や事業の着手が進められており、特に輪島市朝市周辺においては、土地地区画整理事業等により、住宅や店舗の再建を段階的に進める取組が進展しています。

2. 住まいの再建

住まいの確保は復興の最重要課題の一つです。応急仮設住宅の整備は完了し、現在は恒久的な住宅再建へ

と移行しています。復興公営住宅については、必要戸数の用地確保にめどが立ち、市町ごとに設計、施工が順次進められています。また、自力再建を目指す被災者に対しては、県が「いしかわ型復興住宅」のモデルプランを提示し、相談窓口を設置するなど、住宅再建に向けた支援体制を構築しています。住宅金融支援機構の融資制度とあわせ、多様な選択肢のもとで再建を進める環境が整備されています。

3. 生活インフラの復旧

上下水道については、断水が解消され、現在は耐災害性の向上も含めた本格復旧が進められています。水道施設は令和10年度末までの復旧完了を目標に整備が進められています。また、断水に強い上下水道システムの構築に向け、家庭や小規模コミュニティ単位で水を循環利用する「小規模分散型水循環システム」の技術実証が珠洲市で進められています。この取組は、従来の集約型水道と組み合わせた新たな水インフラのモデルを構築するもので、断水時でも生活用水を確保できるほか、大きな施設を必要としないためコスト面に優れているという利点があります。

道路については、能越自動車道や国道249号などの基幹道路の通行機能が回復しつつあり、震災前と同程度の走行性の確保に向けた取組が進められています。今後は段差や急カーブの解消などを含めた本格復旧が進められ、一部区間では令和9年春頃まで、全体では令和11年春頃までの完了が見込まれています。県道も通行止め箇所が大幅に減少し、地域の交通機能は概ね回復しています。また、河川や砂防関連施設についても応急復旧は完了し、優先度の高い箇所から本格復旧と防災機能の強化が進められています。

国道249号（穴水町志ヶ浦）

発災後



本復旧完了



（写真提供）石川県

4. 産業・なりわいの再生

地域経済の再生に向けて、能登の基幹産業である農林水産業や観光業などにおいても復旧や復興が進められています。農業分野では、国、県、市町、JA等の関係機関が一体となった「奥能登営農復旧・復興センター」が設置され、復旧見通しの提示や相談対応などを通じて営農再開を後押ししているほか、被害の程度に応じて段階的に復旧を進めることで、地域の生産基盤の回復が図られています。水産分野では、漁港や港湾施設の応急復旧が完了し、漁業や物流機能の再開が進んでいます。観光分野においても、和倉温泉などの旅館の一部が営業を再開しているほか、国道249号など能登半島沿岸部を周回する広域観光ルート「能登半島絶景海道」を活用した創造的復興の取組が進められています。この取組では、地震により隆起した海岸など景観の変化を新たな観光資源として活用し、道路の復旧とあわせて、滞在型観光の促進や道の駅の機能強化、サイクルツーリズムの推進などにより交流の創出を図り、能登の魅力を国内外へ発信しています。地域住民や民間事業者、観光関係団体など多様な主体が連携しながら進められており、復興の担い手としての関係人口の拡大にも寄与しています。沿線地域では、復興イベントや体験型観光の企画・実施などを通じて、訪れる人々と地域との交流が生まれ、被災地への理解

小木港（能登町小木地内）

発災後



復旧後



（写真提供）石川県

と共感が広がっています。こうした取組は、単なる観光振興にとどまらず、地域の誇りや活力を取り戻す契機となるとともに、将来にわたり持続可能な地域社会の形成につながるものと期待されています。

5. 財政融資資金の活用

財政融資資金は、道路、河川、港などのインフラ施設の復旧はもとより、学校、社会福祉施設等、建物の復旧や災害廃棄物処理など、災害復旧に幅広く活用されています。石川県内自治体への貸付額は、令和6年度840億円（前年度比87.1%）、令和7年度992億円（前年度比18.1%）と地震発生前に比べ大きく増加しました。貸付額の半分以上を災害復旧事業債が占めています。

北陸財務局では、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨等からの復旧・復興、「災害に強いまちづくり」など、今後も地域のニーズを的確に把握し、引き続き地域住民の生活を支える事業に財政融資資金の貸付けを実施していきます。

生成AIを活用した 自治体DXの深化 那覇市の取組

那覇市 企画財務部 企画調整課 DX推進室 主事
金城 海斗

1. はじめに

那覇市は沖縄県の県都であり、沖縄本島南部に位置しています。人口は約31万人を擁し、政治・経済・文化の中心地として発展してきました。観光都市として国内外から多くの来訪者を迎える一方で、少子高齢化や行政需要の高度化などの課題にも直面しています。こうした背景のもと、本市ではデジタル技術の活用による行政サービスの高度化、いわゆるDXの推進に取り組んでいます。

2. 生成AI活用の第一歩

那覇市では、市民サービスの向上と業務効率化を目的として、生成AIの活用を段階的に進めています。単なる業務支援ツールとしてではなく、行政サービスの質を高める新たな手段として、その可能性を模索してきました。

生成AI活用の第一歩として、本市は令和5年12月、庁内で利用しているコミュニケーションツール「LoGoチャット」のオプション機能である「LoGoAIアシスタント」を導入しました。

近年、自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。住民ニーズの多様化や行政手続きの複雑化が進む一方で、限られた人員の中で質の高い行政サービスを維持していくことが求められています。こうした課題に対応するため、本市ではDX推進の一環として生成AIの活用に着手しました。

生成AIは、文章作成や情報整理、アイデア出しなどを支援する技術であり、職員の業務効率化が期待されています。一方で、誤った情報を生成する可能性や情報漏えいへの懸念もあることから、導入にあたって

は生成AI活用ガイドラインを策定し、安全な利用ルールを整備しました。

3. より那覇市に特化した「回答」を目指して

「LoGoAIアシスタント」の活用を進める中で、新たな課題も明らかになりました。

一般的な生成AIはインターネットや幅広い情報をもとに回答を生成するため、自治体固有の業務や制度に関する専門的な質問には十分に対応できない場合があります。

そこで本市は、RAG（検索拡張生成）機能を備えた「exaBase 生成AI for 自治体」の検証を開始しました。RAGは、あらかじめ登録された資料やデータを検索し、その内容を参照しながら回答を生成する仕組みで、庁内のデータや指定したデータベースを参照できるため、より本市の業務に即した「回答」が期待できます。

検証では、議会答弁書や市長あいさつ文の作成支援を対象に評価を行い、必要な情報を迅速に抽出できることが確認されました。一方で、文章表現や構成については職員による確認・修正が必要であり、回答精度を高めるためにはデータ整備やプロンプト（生成AIに入力する指示文）の工夫が重要であることも明らかとなりました。

これらの検証結果を踏まえ、本市では「exaBase 生成AI for 自治体」の本格導入を決定しました。

4. ガイドラインの改訂と安全な活用環境の整備

本サービスの導入を契機に、「LoGoAIアシスタント」導入時に策定した「那覇市生成AI活用ガイドラ

イン」を改定しました。

ガイドライン改定では、より機密性の高い情報もプロンプト入力できるようにするため、取り扱うことのできる情報資産の分類の見直し、利用条件を設定するなどの整備を行い、従来よりも幅広い業務で生成AIを活用できるようにしました。これにより、安全性を確保しながら、より実践的な業務への活用が可能となりました。

5. AI窓口の実証



デジタルヒューマンを用いたAI窓口実証

次のステップとしてアバターを活用したコミュニケーションAIによる窓口案内の実証を実施しました。

この取組は、NTTドコモビジネス株式会社（旧NTTコミュニケーションズ株式会社）との「特化型

生成AIの共同実証による未来協創連携協定」に基づくものです。本協定では、(1) 市民サービスの向上と行政事務の効率化に向けた特化型生成AIモデルの共同研究、(2) 当該モデルを活用した事業創出、(3) 生成AI利活用に関する人材育成支援の三つを柱としています。また、庁内業務の効率化から市民向けサービスの高度化へと段階的に発展させ、最終的には窓口対応のデジタル完結を目指すこととしています。

実証では、市民や職員から「案内が分かりやすい」「24時間対応への期待が高まる」といった前向きな評価が寄せられました。一方で、応答速度や回答内容の網羅性、音声認識の聞き取り精度など、改善すべき課題も明らかとなりました。

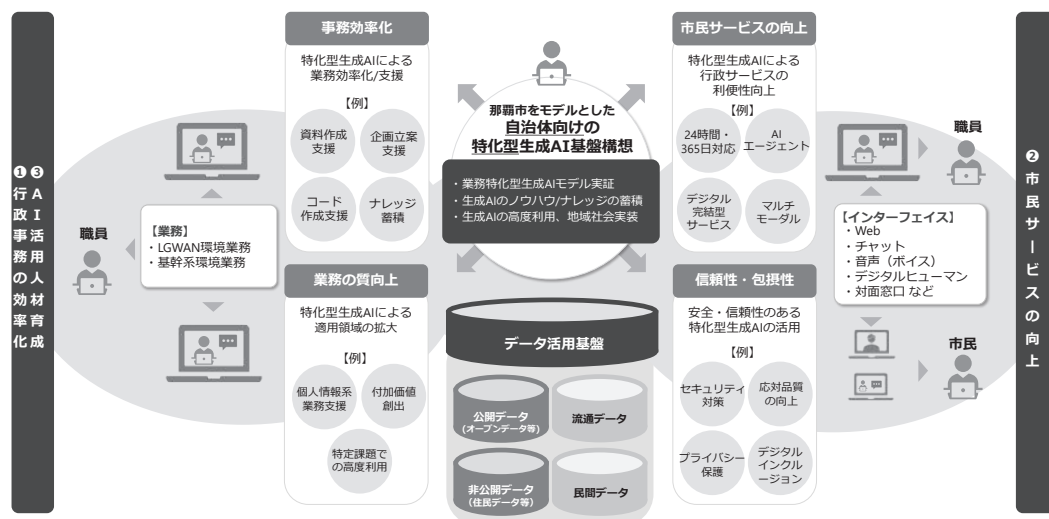
また、AIによる案内に慣れていない利用者も多く、技術面だけでなく利用環境や運用面の工夫も必要であることが分かりました。

今回の実証は、AIが窓口業務を補完する可能性と、本格運用に向けた課題の両方を確認する貴重な機会となりました。

6. 各課に特化した生成AIへ

現在、本市ではRAG機能のさらなる活用拡大を検討しています。

各課が保有する業務資料やマニュアル業務資料を取り込み、業務ごとに最適化された生成AIの構築を目



「特化型生成AIの共同実証による未来協創連携協定」の取り組みイメージ

指しています。

生成AIの活用範囲が広がることで、職員の業務効率化だけでなく、組織全体の知識共有や業務品質の向上にもつながるものと考えています。

7. おわりに

本市の生成AI活用は、LoGoAIアシスタントの導入から始まり、RAG機能の活用、ガイドラインの改訂、AI窓口の実証へと着実に発展してきました。その過程では多くの成果が得られる一方、新たな課題も明らかになっています。

今後も「まずやってみる」という姿勢のもと、生成AIを職員の業務支援にとどまらず、市民サービス向上につながる重要なツールとして育てながら、より便利で質の高い行政サービスの実現を目指してまいります。

自治体DXの深化への期待

沖縄総合事務局財務部 地域連携調整官 外間 史宜

沖縄県の県都として、多様な市民ニーズに応えている那覇市。業務の効率化や市民サービス充実に向け、最新の技術と「まずやってみる」の精神を掛け合わせることで、職員や多くの市民にとって、「働きやすさ」「住みやすさ」が更に向上していくことを期待しています。

編集後記

夏が来る度に思い出す記憶がある、という方は少なくないと思います。私にとって、唯一無二の「The夏の記憶」というものはなく、小学生の頃の永遠に感じられた夏休みや、中高生の頃の部活に捧げた夏から、初の海外生活での夏体験、自分が親となって迎えた初めての夏など、時代も環境も異なる記憶が、「夏」という時期に起きたという共通点でカテゴライズされています。その中から、毎年、夏の到来に喚起されて時々的心境に合ったものが思い出されるところに、自分なりの趣深さを感じます。

今月号の巻頭言で、佐藤卓さんが触れておられる「デザイン」の本質のお話。経済学的な意味での付加価値を追求すること自体は、経済社会の発展にはまだ必要です。他方、新たに価値を付加するのではなく、既に存在する価値を見出し、誰かと、何かと繋ぐことこそがデザインなのだという視点は、人が生きる意味を考える時に極めて重要な示唆を持ちえます。

既に存在する記憶を一つの画角で切り取り、今の心境や環境と結びつけながら、何がしかの物語を紡ぐこともある種のデザインであり、その意味では自分も四季折々のデザインをしながら生きているのかな、とふと思いました。

(財務省広報室長 西畠 万季人)

ファイナンス

9月号(通巻第730号) 令和8年9月18日発行

編集・発行 財務省
編集補助・印刷・販売 日経印刷株式会社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5
03-6758-1011

ISBN978-4-86579-540-0

定価509円(本体463円+税10%)

●ご購入は政府刊行物センター、大手書店等でお求めください。

●記事はホームページでもご覧いただけます。(一部ご覧いただけない内容があります)

財務省広報誌「ファイナンス」トップページ

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/ ⇨



●本誌へのご意見・ご要望は

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください。

e-mail: finance@mof.go.jp

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp> ⇨



財務省X公式アカウント

@MOF_Japan ⇨



アンケートに

ご協力ください。⇨





動画はこちら

YouTube税関チャンネル



税関
Japan Customs

模倣品の水際取締り強化!

その二セモノ、 安全も二セモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害する物品)は、
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



取り締まるぜ!知的財産侵害物品の輸入
守れ!知財のオンリー「わんっ!」

買う人は、
失う人。
No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



特設サイト



YouTube



地震保険広報キャラクター
なまべエ & つるべエ



当面のくらしを支えるための
いろいろなことに使えるお金です

そうだったんだ!

地震保険

地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。

■ 日本損害保険協会 ■ 外国損害保険協会

www.jishin-hoken.jp

地震保険特設サイト



地震保険のお申し込み・お問い合わせは、損害保険代理店または損害保険会社までご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 / AIG損保 / SBI損保 / キャピタル損保 / 共栄火災 / ジェイアイ / セコム損保 / ソニー損保 / 損保ジャパン / SOMPOダイレクト / 大同火災 / 東京海上日動 / トーア再保険 / 日新火災 / 日本地震 / 三井住友海上 / 明治安田損保 / 楽天損保 / レスキュー損保 / チャップ保険 / 現代海上 / ニューインディア保険 / チューリッヒ
※あいおいニッセイ同和損保と三井住友海上は、関係当局的認可等を数拠として2027年4月に合併します。(注)加入手続きには一定時間がかかる場合があります。南海トラフ地震臨時情報発表時など、すぐに加入できないことがあります。

後援：財務省
(2026年3月現在)